

刑餘用事者。可亡也。辭辯而不法。心智而無術。主多能而不下。以法度從事者。可亡也。

親臣進而故人退。不肯用。而事而賢良伏。無功貴而勞苦賤。如是則下怨。下怨者。可亡也。父兄大臣。祿秩過。功章服。侵過。宮室供養。大侈。而人主勿禁。則臣心無窮。臣心無窮者。可亡也。公罔公孫。與民同門。暴傲其隣者。可亡也。亡徵者。非曰。

親臣進んで故人退き、不肯事を用ひて賢良伏し、無功貴ばれて勞苦賤しく、是の如きは則ち下怨む。下怨む者は亡ぶべきなり。父兄大臣祿秩功に過ぎ、章服等を侵し、宮室供養大に侈り、人主禁する勿く、則ち臣心窮り無し。臣心窮き無き者は亡ぶべきなり。公罔公孫民と門を同じうじ、其の隣を暴傲する者は亡ぶべきなり。亡徵とは必ず亡ぶと曰ふには非ざるなり。其の亡ぶべきを言ふなり。夫れ兩堯は相王たる能はず。兩桀は相亡ぶる能はず。亡王の機、必ず其の治亂、其強弱、相隨る者なり。木の折るゝや、必ず蠹を通じ、牆の壞るゝや、必ず隙を通ず。然れども木は蠹すと雖も疾風なければ折れず、牆は隙すと雖も大雨なければ壞れず、萬乘の主、能く術を服し、法を行ひ、以て亡徵の君の風雨たる者有らば、其れ天下を兼ねるに難からず。

● 親は新に通ず、新進の臣進み、故舊の者退く ● 下民畏服す ● 俸給と官爵 ● 衣冠の制貴きに過ぐ

必亡也。言其可亡也。夫兩堯不能相王。兩桀不能相亡。亡王之機。必其治亂。其強弱。相隨者也。木之折也。必通蠹。牆之壞也。必通隙。然木雖蠹。無疾風。不折。牆雖隙。無大雨。不壞。萬乘之主。有能服術行法。以爲亡徵之君。風雨者。其兼天下。不難矣。

● 別宅や供給大に奢る ● 臣心の欲望極りなし ● 帝堯二人は王たる能はず ● 夏桀二人は相亡ぶる能はず ● 或は亡び或は王となる具合は必ず兩立せず ● 其の治亂なり、強弱なりが何れかにかたよる

三守

人主有三守。三守完。則國安。身榮。三守不完。則國危。身殆。何謂三守。人臣有議。當途之失。用事之過。舉臣

人主三守有り。三守完ければ則ち國安く身榮え、三守完からざれば則ち國危く身殆し。何をか三守と謂ふ。人臣にして當途の失、用事の過、舉臣の情を議するあり、人主心に藏せずして之れを近習能人に漏らし人臣の言ふあらんと欲する者をして、敢て下近習能人の心に適せずんばあらずして、而して乃ち上以て人主に聞せしむ。然らば則ち端言直道の人、見るを得ずして、忠直日に疏し。人を愛

之情。人主不心藏而漏之。近習能人。使人臣之欲。有言者不敢不。下適近習能人之心。而上以閉人主。然則端言直道之人。不得見而忠直日疏。愛人。不獨利也。待譽而後利之。憎人。不獨害也。待非而後害之。然則人主無威。而重在左右矣。惡自治之勞。憚使羣臣輻輳。用事。因傳柄移藉。使殺生之機。奪予之要在大臣。如是者。侵。此謂三守不完。三守不完。則劫殺之徵也。

此篇は人主に三つの守るべきことあるをいふ。● 譽臣の諛にて名譽ある臣下の義か。● 能臣とは幸臣。● 人臣の言はんとするものは、先づ近習幸臣の心に適合させて後に人主に聞かせるやうにする。● 端言は正言なり。● 人主に進見するを得ず。● 愛する人に對しても勝手に其の人を利することを得ず。● 自ら法術を治むる勢を憚る。● 政柄を他に傳ふ、藉は藉なり、重要な圖書を他に傳ふ。

凡劫有三。有明劫。有事劫。有刑劫。人臣有大臣之尊。外操國要。以資羣臣。使外內之事。非己不得行。雖有賢良。逆者必有禍。而順者必有福。然則羣臣莫敢忠主。愛國。以爭社稷之利害。人主雖賢。不能獨計。而人臣有不忠。忠主。則國爲亡國矣。此謂國無臣。國無臣。者。豈即中虛。

國要を操り以て羣臣に資し、外内の事をして己に非ざれば行ふを得ざらしむ。賢良ありと雖も、逆ふ者は必ず禍あり。順ふ者は必ず福あり。然らば則ち羣臣敢て主に忠に、國を愛へ、以て社稷の利害を争ふ莫し。人主賢と雖も獨り計る能はず。人臣敢て主に忠ならざるあらば、則ち國亡國と爲る。此れを國に臣無しと謂ふ。國に臣無きとは豈即ち中虚にして朝臣少きことならんや。羣臣祿を持し、交を養ひ、私道を行ひて公忠を致さず。此れを明劫と謂ふ。寵を驕ぎ權を擅にして、外を矯り以て内に勝ち、禍福得失の形を險言し以て主の好惡に阿る。人主之れを聴き、身を卑くし、國を輕んじ以て之れに資し、事敗るれば主と其禍を分ち、功成れば則ち臣獨り之れを專にす。諸の用事の人、心を一にし辭を同じうし以て其美を語れば、則ち主に惡を言ふ者必ず信ぜられず。此れを事劫と謂ふ。守司圍圉、禁制刑罰に至るまで人臣之れを擅にす。此れを刑劫と謂ふ。三守完からざれば則ち三劫者起り、三守完ければ則ち三劫者止む。三劫止

塞せば則ち王たらん。

- 國家官制の權を執り、群臣を以て輔となす
- 君の恩を賣る
- ありもせぬ外患を許り借りて國內を劫制す
- 禍福得失の形勢を危く言ひ立つ
- 一様に大臣の美點のみを舉ぐれば惡を言ふものは信ぜられず
- 有りもせぬ事を言ひ立てて劫すにより事劫といふ
- 守司圍固は牢獄なり

而朝臣少哉。羣臣持祿養交。行私道而不效。公患此。謂明劫。驚寵擅權。矯外以勝。內險言禍。福得失之形。以阿主之好惡。人主聽之。卑身輕國。以資之。事敗。與主分其禍。而成功。則臣獨專之。諸用事之人。一心同辭。以語其美。則主言惡者。必不信矣。此謂事劫。至於守司圍固。禁制刑罰。人臣擅之。此謂刑劫。三守不完。則三劫者起。三守完。則三劫者止。三劫止。塞則王矣。

備内

人主之患。在於信人。信人則制於人。人臣之於其君。非有骨肉之親也。故爲人臣者。窺其君之心也。無須臾之休。而人主怠傲處其上。此世所以有劫君弑主也。爲人主而大信其子。則姦臣得乘於子。以成其私。故李兌傳趙王而餓主父。爲人主而大信其妻。則姦臣得乘其妻。以成其私。故優施傳麗姬。殺親也。縛於勢而不得。不事也。故爲人臣者。窺其君之心也。無須臾之休。而人主怠傲處其上。此世所以有劫君弑主也。爲人主而大信其子。則姦臣得乘於子。以成其私。故李兌傳趙王而餓主父。爲人主而大信其妻。則姦臣得乘其妻。以成其私。故優施傳麗姬。殺

上に處る。此れ世に君を劫かし、主を弑するある所以なり。人主と爲りて大に其子を信すれば、則ち姦臣子に乘じ、以て其私を成すを得。故に李兌は趙王に傳として主父を餓るしむ。人主となりて大に其の妻を信すれば、則ち姦臣其妻に乘じ以て其私を成すを得。故に優施は麗姬に傳き、申生を殺して奚齊を立つ。夫れ妻の近と子の親とを以て猶ほ信すべからず。則ち其餘は信すべきもの無し。且つ萬乘の主、千乘の君、后妃夫人、適として太子爲る者、或は其君の蚤死を欲する者有り。何を以て其の然るを知るか。夫れ妻は骨肉の恩有るに非ざるなり。愛すれば則ち親しみ、愛せざれば則ち疎んず。語に曰く、其母好き者は其子抱かる。然らば則ち其の之れが反爲らば其母惡き者は其子釋てらる。丈夫年五十にして好色未だ解らざるなり。婦人年三十にして美色衰ふ。衰美の婦人を以て好色の丈夫に事ふれば、則ち身辱せられ其の子主爲らざるかを疑ふ。此れ后妃夫人の其の君の死を冀ふ所以の者なり。

申生而立奚齊。夫以妻之近與子之親。而猶不可信。則其餘無可信者矣。且萬乘之主。千乘之君。后妃夫人。適爲太子者。或有欲其君之蚤死者。何以知其然。夫妻者非有骨肉之恩也。愛則親。不愛則疎。語曰。其母好者。其子抱。然則其爲之反也。其母惡者。其子釋。丈夫年五十。而好色未解也。婦人年三十。而美色衰矣。以衰美之婦人。事好色之丈夫。則身見疏賤。其子疑不爲主。此后妃夫人之所三以冀其君之死者也。

唯母爲后。而子爲主。則令無不行。禁無不止。男女之樂。不減於先君。而擅萬乘。不疑。此敵毒扼味之所以用也。故挑左春秋曰。人主

唯母后と爲り子主と爲れば則ち令行はれざる無く、禁止まざるなく、男女の樂み先君に減せず、而も萬乘を擅にして疑はず、此れ敵毒扼味の用ひらるる所以なり。故に挑左春秋に曰く、人主の疾死する者半に處る能はず。人主知らざれば則ち亂に資多し。故に曰く、君の死を利する者衆ければ則ち人主危し。故に王良は馬を愛し、越王勾踐は人を愛し、戰と馳とを爲す。醫は善く人の傷を吮ひ、人の血を含む。骨肉の親に非ざるなり。利の加ふる所なり。故に輿人輿を成せば則ち人の富貴を欲し、匠人棺を成せば則ち人の夭死を欲するなり。輿人仁にして匠人賊なるに非ざるなり。人貴からざれば則ち輿售れず、人死せざれば則ち棺を買はず。情人を憎むに非ざるなり。利人の死に在ればなり。故に后妃夫人太子の黨成りて、君の死を欲するなり。君死せざれば則ち勢重からず。情人を憎むに非ざるなり。利君の死に在ればなり。故に人主以て心を己の死を利とする者に加へざるべからず。故に日月外に暈圍すれば、其賊内に在り。其の憎む所に備ふれども、禍愛する所に在り。

之疾死者。不能處半。人主弗知。則亂多資。故曰。利君死者衆。則人主危。故王良愛馬。越王勾踐愛人。爲戰與馳。醫善吮人之傷。含人之血。非骨肉之親也。利所加也。故輿人成輿。則欲人之富貴。匠人成棺。則欲人之夭死也。非輿人仁。而匠人賊也。人不貴。則輿不售。人不死。則棺不買。情非憎人也。利在人之死也。故后妃夫人太子之黨成。而

● 毒殺するか又は暗中に殺す ● 人主の死するものを統計して見れば病死する者其の半にも及ばず ● 人主之れを知らざれば亂を爲す原因は愈多し ● 君の死を利とする者多ければ人主の命は危し ● 戰と馳驅とに用ひん爲めなり ● 病氣を治すことが己の利と爲るを以てなり ● 匠人の情もとより人を憎むに非ず、人の死は己の利となるを以てなり ● 人主は注意して己の死を利とする者に備へざるべからず ● 日月に暈氣が生ずれば賊内にある兆なり ● その惡む所に備ふるも却て禍は變ずる所に生ず

欲君之死也。君不死其勢不重。情非憎君也。利在君之死也。故人主不可不加心於利。已死者。故日月暈圍於外。其賊在內。備其所憎。禍在所愛。

是故明主不舉不參之事。不食非常之食。遠聽而近視。以審外內之失。省同異之言。以知朋黨之分。偶參伍之驗。以責陳言之實。執後以應前。按法以治衆。衆端以參觀。士無幸賞。賞無除。行殺必當罪。有罪不赦。則姦邪無所容。其私一矣。

● 參見せざることを、名實合はざること ● 君子小人朋黨の分立を知る ● 形名並び懸ぐる法 ● 臣下の君前に述べたる實効を質む ● 法を執りて臣下を治む ● 衆事の端を參照して見る ● 士は德性の實なく外田だけの行を質することなし、雖は偷なり

後役多則民

後役多ければ則ち民苦しむ、民苦しめば則ち權勢起る。權勢起れば則ち復除重

苦。民苦則權勢起。權勢起則復除重。復除重則貴人富。貴人富則以富藉人臣。非天下長利也。故曰。後役少則民安。民安則下無重權。下無重權。則權勢滅。權勢滅。則德在上矣。今夫水之勝火。亦明矣。然而釜鬲間之。永煎沸竭。盡其上而火得熾。盛焚其下。

く、復除重ければ則ち貴人富む。民を苦しめ以て貴人を富まし、勢を起して以て人臣に藉すは、天下の長利に非ず。故に曰く、後役少なければ則ち民安く、民安ければ則ち下重權無く、下重權なければ則ち權勢滅し、權勢滅すれば則ち徳上に在り。今夫れ水の火に勝つは亦明なり。然り而して釜鬲之間を問すれば水煎沸して其上に竭盡し、火熾盛して其下に焚ゆるを得、水其の勝つ所以の者を失ふ。今夫れ治の姦を禁ずる未だ此れより明ならず。然れども守法の臣釜鬲の行を爲せば、則ち法獨り胸中に明なるのみ。其の姦を禁ずる所以の者を失ふ。上古の傳言、春秋記する所、法を犯し逆を爲し、以て大姦を成す者は未だ嘗て尊貴の臣に従はずんばあらざるなり。然り而して法令の備ふる所以、刑罰の誅する所以、常に卑賤に於てす。是れを以て其民、望みを絶ち、告愆する所無く、大臣比周上を蔽ひて一と爲り、陰に相善して陽に相惡し、以て私無きを示し、耳目を相爲し、以て主の隙を候ふ。人主掩蔽して聞くを得るに道無く、主名有るも實無く、

水失其所。以勝者矣。今夫治之禁。未明於此。然守法之臣。爲二簽而之行。則法獨明於胸中。而已。失其所。以禁者矣。上古之傳言。春秋所記。犯法爲逆。以成大姦者。未嘗不從尊貴之臣也。然而法令之所。以備刑罰之所。以誅常於卑賤。是以其民絕望。無所告愬。大臣比周。蔽上爲一。陰相善而陽相惡。以示無私。相爲耳目。以候主隙。人主掩蔽。無道得聞。有主名而無實。臣專法而行之。周天子是也。偏借其權勢。則上下易位矣。此言人臣之不可借權勢也。

入主之過。在

南面

人主の過は己の任臣に在るに在り。又必ず反つて其の任ぜざる所の者と之

臣法を專にして之れを行ふ。周の天子是れなり。偏に其權勢を借せば則ち上下位を易ふ。此れ人臣の權勢を借すべからざるを言ふなり。

- 備役は賦役なり
- 民苦めば威權ある者の家に投じて之れを避け益處になる
- 復除は夫役を免ぜらるゝなり
- 權威ある人に略して夫役を免るゝものあり
- 勢を起して人臣に貸し與へる
- 天下水久の利にはあらず
- 簽と錮
- 法治の姦を禁ずるには未だこれより明には知られざるなり
- 守法の臣姦臣に問せらるれば法
- 獨り己の胸中に明なるのみにて用ひられず
- 民は絶望して、その苛酷を懇訴するに由なし
- 互に相通じて耳目と爲りて人主の隙を伺ふ

已任在臣矣。又必反與其所不任者備之。此其說必與其所不任者爲難。而主反制於其所不任者。今所與備人者。且盡之所備也。人主不能明法。而以制大臣之威。無道得小臣之信也。人主釋法。而以臣備臣。則相愛者。比周而相譽。相憎者。朋黨而相非。非譽交

れに備ふ。此れ其說必ず其の任ぜざる所の者と難を爲す。而るに主反つて其の任ぜざる所の者に制せらる。今與に人に備ふる所の者、且曩の備ふる所となる。人主法を明にして以て大臣の威を制する能はずんば、小臣の信を得るに道無きなり。人主法を釋して臣を以て臣に備ふれば、則ち相愛する者比周して相譽め、相憎む者朋黨して相非り、非譽交々争へば則ち主惑亂す。人臣たる者名譽請請に非ざれば以て進取する無し。法に背き制を專にするに非れば以て威とする無し。忠信を假るに非ざれば以て禁ぜざる無し。三者は主を悞まし法を壞るの資なり。

- 前篇、患は人を信ずるにありといひ、此篇に於ては患は人を信ぜざるに在るをいふ
- 已が任ずるとこゝの刑と徳が臣に在るにあり
- 必ず他の任ぜざる臣を以て監督となす
- これはその任ぜざる所のものより吾に不利なることあればなり
- 却て任ぜざる監督者より制せらる
- 今監督に備へたるものが前日の任ずるものと同じくなる
- 何れが誠なるか不明に成ら故に人主の心は惑亂す
- 名譽か請請に非ざれば採用せられず
- 法々に背き制令を專にするに非れば威なし
- 忠信の裝をして人主の專制を禁ずるを見る
- 此の三者は主を悞まし法を壞る根本になる

言不_レ敢_レ議_レ事。二勢者用_レ則忠臣不_レ聽。而譽臣獨任。如_レ是者謂_レ之_レ獲_レ於言。獲_レ於言者。制_レ於臣一矣。主道者使_レ人臣知_レ有_レ二言_レ之責。又有_レ不_レ言_レ之責。言無_レ端末。辨無_レ參驗者。此言_レ之責也。以_レ不_レ言_レ避_レ責。持_レ重位者。此不_レ言_レ之責也。人主使_レ人臣言_レ者。必知_レ其_レ端。以_レ責_レ其實。不_レ言者。必問_レ其_レ取舍。以_レ爲_レ之_レ責。則人臣莫_レ敢_レ妄言_レ矣。又_レ不_レ敢_レ默然_レ矣。言默則皆_レ有_レ責也。

言端末無_レく、辨に參驗無_レき者は此れ言の責なり。不言を以て責を避け、重位を
 持する者は此れ不言の責なり。人主人臣をして言はしむる者は、必ず其端を知り、
 以て其實を責む。不言の者必ず其取舍を問ひ、以て之れが責と爲せば、則ち人臣
 敢て妄言する莫く、又敢て默然たらず。言默則ち皆責有るなり。

● 此の事に就て彼は言ふものは皆その事を妬むものなれば聞かざるべからず ● 人主は此言を胸中に藏して
 いて、其の言の通りに群臣の言を容るることなし ● 此れは君の勢力を二分したるものにて、此の者用ひらるれば
 忠臣は用ひられず ● 譽臣即貴室の臣のみ用ひらる ● 一人の言にふさがれたるものにて、此の者は直に臣
 下に制せらる ● 言ふこと、言はぬこと、双方に責任あり ● 言に首尾なく、辨に前後の應酬なく効果なきも
 ● 言はずして責任を避け、重位を失はざらんとす ● 言ふのと言はぬのと何れも責あり

人主事を爲さんと欲し、其端末をも通ぜず、以て其の爲す有らんと欲するの意
 を明にする者は、其の爲、利を得ず、必ず害を以て反す。此の如き者は理に任

有_レ爲_レ之_レ意_レ上_レ者。其爲_レ不_レ得_レ利。必以_レ害_レ反_レ。如_レ此者。任_レ理去_レ欲。舉_レ事有_レ道。計_レ其_レ入_レ多_レ。其出_レ少_レ者。可_レ爲_レ也。惑主不_レ然。計_レ其_レ入_レ不_レ計_レ其_レ出_レ。出_レ雖_レ倍_レ其_レ入_レ。不_レ知_レ其害。則_レ是_レ名_レ得而實亡。如是者功小而害大矣。凡_レ功者其入_レ多_レ。其出少_レ。乃_レ可_レ謂_レ功。今_レ大費無_レ罪。而少_レ得_レ爲_レ功。則_レ人臣出_レ大

じ慾を去り、事を擧ぐるに道有り、其の入の多く、其の出の少き者を計りて爲さ
 しむ可きなり。惑主は然らず。其の入るを計りて、其の出づるを計らず。出、其の
 入に倍すと雖も其の害を知らず。則ち是れ名得て實亡ぶ。是の如き者は功小にし
 て害大なり。凡そ功は、其の入多く、其の出少きは、乃ち功と謂ふべし。今大費罪
 無く、少得功と爲さば、則ち人臣大費を出して小功を成し、小功成れば主亦害有り。
 治を知らざる者は必ず曰はん、古を變ずる無かれ、常を易ふる毋かれと。變と
 不變と聖人聽かず。正治まるのみ。然らば則ち古の變ずる無き、常の易ふる毋
 き、常古の可と不可とに在り。伊尹殷を變ずる毋く、太公周を變ずる毋ければ、
 則ち湯武王たらず。管仲齊を變ずる毋く、郭偃晉を變ずる毋ければ、則ち桓文
 霸たらず。凡そ人古を變ずるを難る者は民の安きを易ふるを憚るなり。夫れ古
 を變ぜざる者は亂の迹を襲ぎ、民の心に適する者姦の行を恣にするなり。
 民愚にして亂を知らず、上懦にして更ふる能はず、是れ治の失なり。

費而成小功。小功成而主亦有害。不知治者必曰無。變古毋易常。變與不變。聖人不聽。正治而已。然則古之無變。常之毋易。在常古之可與不可。伊尹毋變殷。太公毋變周。則湯武不王矣。管仲毋變齊。郭偃毋變晉。則桓文不顯矣。凡人難變古者。憚易民之安也。夫不變古者。變亂之迹。適民之心者。恣姦之行也。民愚而不知亂。上憚而不能更。是治之失也。

人主者明能知治。嚴必行之。故雖拂於民。必立其治。說在商君之內外。而錄受重盾而豫戒也。故郭偃之

其の爲すことは必ず不利にして、害を以て應ずるなり。此のわけを知るものは、利に従ひ慾を去り、事を舉ぐるには道あり。感亂の主はこれと反す。有名無實なり。古俗を變ずる勿れ、常法を易ふる勿れ。聖人は變へざる變へないは開せず只治を期するなり。伊尹夏の弊風を改めて殷の法を作る。太公望周の弊法を改む。殷の湯王、周の武王。齊の相公、晉の文公。古法を變ぜざるものは亂の跡を踏むものなり。民の心に適せんとする者は姦邪の行を恣にさせるものなり。上は憚らして政法を更張することを知らず。治術の過失なり。

人主は明能く治を知り、嚴必ず之れを行ふ。故に民に拂ると雖も、必ず其治を立つ。説は商君の内外に在り。而して纒袋重盾豫め戒むるなり。故に郭偃の治を始むるや、文公官卒有り。管仲治を始むるや、桓公に武車有り。民の備を戒むるなり。是れを以て愚慧、竊情の民小費を苦しんで大利を失するなり。故に黃虎阿諂を受け、小變を輒め長便を失ふ。故に郭賈、械旅に非ずして亂に

始治也。文公有官卒。管仲始治也。桓公有武車。戒民之備也。是以愚慧竊情之民。苦小費。而失大利也。故黃虎受阿諂。而輒小變。而失長便。故郭賈。非載旅。狎習於亂。而容於治。故鄭人不能歸。

變絶數筭。兆曰大吉。而以攻燕者趙也。變絶數筭。兆曰大吉。而以攻趙者燕也。劇辛之事燕。無功而社稷

狎習し、治に容る。故に鄭人歸る能はず。

商君の著せる商子内外篇にあり。受は戈なり、盾は楯なり。宮中の衛士なり。武車は丈夫なる兵車なり。人民に對する守備としたるなり。以下蓋し他篇の斷簡なり、強ひて解すべからず。謂言。軍人に非ずして兵亂に慣れ政治に嗜する者。鄭人は高克との説あり。他國に逃亡して歸る能はず。

飾邪

龜を擊り、筭を數へ、兆大吉と曰ひ、以て燕を攻むる者は趙なり。龜を擊り、筭を數へ、兆大吉と曰ひ、以て趙を攻むる者は燕なり。劇辛の燕に事ふるや、功無くして社稷危く、鄭衍の燕に事ふるや、功無くして國道絶ゆ。趙代先づ意を燕に得、後に意を齊に得、國亂れて高を飾り、自ら以爲らく秦と提衡すと。趙の龜神にして燕の龜欺くに非ざるなり。趙又嘗て龜を擊り筭を數へ、北燕を伐ち、將に

危。鄒衍之事。燕無功而國道絕。趙代先得意於燕。後得意於齊。國亂飾高。自以爲與秦提衡。非趙龜神而燕龜欺也。趙又嘗擊龜數矣。而北伐燕。將劫燕以逆秦。兆曰大吉。始攻大梁。而秦出上黨矣。兵至釐。而六城拔矣。至陽城。秦拔鄆矣。麗其大吉。辟地有欺也。

燕を劫して以て秦を逆へんす。兆大吉と曰ふ。始めて大梁を攻むれば、秦は上黨に出づ。兵釐に至りて六城抜け、陽城に至れば秦は鄆を抜く。龐煖兵を擄きて南すれば則ち彰盡く。臣故に曰く、趙龜燕に遠見無しと雖も、且宜しく秦に近見すべし。秦其の大吉を以て地を辟きて實有り、燕を救ひて名あり。趙其大吉を以て地削られ、兵辱しめられ、主意を得ずして死す。又秦の龜神にして趙の龜欺くに非ざるなり。

●此の篇は人主法度を立て、臣を御せず、法度の臣を用ひて法を行はず、姦臣に聽きて法を亂り亡を取るとを論ず。●燕王喜の十三年、劇辛をして趙を伐たしむ、趙邯鄲をして之を撃たしめ劇辛を殺す。●鄒衍は燕に事へ臨陽二運の説述、其の末方士と爲り國家亂る。●趙代は下に趙氏に作る。されど趙は代を併せたり故に趙代といふ。●崇高の勢を飾る。●提衡は抗衡にて平等なるをいふ。●趙將龐煖なり、原文據の字今史記等に従つて改む。●趙の龜若し神ならば運き燕の事は見ずとも近き秦の事を見るべきなり。

援掄兵而南。則彰盡矣。臣故曰。趙龜雖無遠見於燕。且宜近見於秦。秦以三城拔矣。麗其大吉。辟地有實。救燕有名。趙以其大吉。地削兵辱。主不得意而死。又非秦龜神。而趙龜欺也。

初時者。魏數年東鄉。攻盡陶衛。數年西鄉。以失其國。此非豐隆五攝提六神五括天河般槍。歲星(非)數年在西也。又非上天缺。孤逆。刑星。葵惑。奎台。數年在東也。故曰。龜筮。鬼神。不足舉勝。左右背鄉。不足。以專戰。然而恃之。愚莫大焉。古者先王盡力於親。

初時に、魏、數年東郷し、攻めて陶衛を盡し、數年西郷し以て其國を失ふ。此れ豐隆五行、太乙、王相、攝提六神、五括天河、般槍歲星、數年西に在るに非ざるなり。又天缺弧逆、刑星葵惑奎台、數年東に在るに非ざるなり。故に曰く、龜筮鬼神は舉勝つに足らず。左右背郷以て専ら戰ふに足らず。然り而して之を恃む、愚之れより大なるは莫し。古者、先王力を民に親しむに盡し、事を明法に加ふ。彼の法明なれば則ち忠臣勸め、罰必ずすれば則ち邪臣止む。忠勸め邪止みて地廣く主尊き者は秦是れなり。羣臣朋黨比周し、以て正道を隠し、私曲を行ひて地削られ、主卑き者は山東是れなり。亂弱なる者亡ぶるは人の性なり。治彊なる者王たるは古の道なり。越王勾踐大明の龜を恃みて吳と戰ひて勝たず、身臣として吳に入官し、國に反りて龜を棄て、法を明にし民を親しみ以て吳に報じ、則ち夫差擒となる。故に鬼神を恃む者は法に慢にし、諸侯を恃む者は其國を危くす。曹、齊を恃みて宋に聽かず、齊、荆を攻めて、宋、曹を滅す。荆

民。加事於明。法。彼法明。則忠臣勸。則必則邪臣止。忠勤邪止。而地廣主尊者。秦是也。羣臣朋黨比周。以隱正道。行私曲。而地削主卑者。山東是也。亂弱者亡。人之性也。治彊者王。古之道也。越王勾踐。恃大明之。鮑與吳戰。而不勝。身臣人。宣於吳。反國奔。鮑明法親民。以報吳。則夫差爲擒。故恃鬼神者。慢於法。恃諸侯者。危其國。曹恃齊。而不聽宋。齊攻荆。而宋滅曹。荆恃吳。而不聽齊。越伐吳。而齊滅荆。許恃荆。而不聽魏。荆攻宋。而魏滅許。鄭恃魏。而不聽韓。魏攻荆。而韓滅鄭。

吳を恃みて齊に聽かず、越、吳を伐ちて、齊、荆を滅す。許、荆を恃みて魏に聽かず、荆、宋を攻めて、魏、許を滅す。鄭、魏を恃みて韓に聽かず、魏、荆を攻めて韓鄭を滅す。

- 東に向ひて
- 懸隔五行は星の名
- 太乙は天の紫微垣即ち帝の座なり。玉衡は五行の孤虚
- 攝提は斗杓の指すところ六神は斗魁の六星
- 五括は天樞五星、天河は星の名
- 殿楡は星の名
- 天缺以下星の名
- 山東に在る六國をり
- 大明は魯の名
- 入りて奴隸となる

今者韓。國小而恃。大國。主慢而聽。秦。魏。恃。齊。荆。爲。用。而。小。國。愈。亡。

今は韓國小にして大國を恃み、主慢にして秦を聽き、魏、齊、荆を恃みて用と爲し、小國愈々亡ぶ。故に人を恃めば以て壤を廣むるに足らず。而して韓見ざるなり。荆、魏を攻むる爲に、兵を許鄭に加へ、齊任扈を攻めて魏を削り以て鄭を存する

故恃人不足。以廣壤。而韓不見也。荆爲攻魏。而加兵許鄭。齊攻任扈。而削魏。不足。以存鄭。而韓弗知也。此皆不明其法。禁以治其國。恃外以滅其社稷者也。臣故曰。明於治之數。則國雖小。富。賞。罰。敬。信。民。雖。寡。彊。賞。罰。無。度。國。雖。大。兵。弱。者。地。非。其。地。民。非。其。民。也。無。

に足らず。韓知らざるなり。此れ皆其法禁を明にし、以て其の國を治めず、外を恃みて以て其社稷を滅ほす者なり。臣故に曰く、治の數に明なれば、則ち國小と雖も富み、賞罰敬信なれば民寡と雖も彊く、賞罰度無くば、國大と雖も兵弱き者は、地其地に非ず、民其民に非ざるなり。地無く民無ければ堯舜以て王たる能はず。三代以て彊き能はず。人主又過予を以てして、人臣又徒取を以てし、法律を捨てて先王を言ひ、古の功を明にする者を以ひ、上之れに任するに國を以てす。臣故に曰く、是れ古の功を願ひ、古の賞を以て今の人を賞するなり。主是れを以て過予、而して臣此れを以て徒取す。主過予すれば臣偷幸し、臣徒取すれば則ち功尊からず。功無き者賞を受くれば、則ち財賈しく民望む。財賈しく民望めば、則ち民力を盡さず。故に賞を用ひて過つ者は民を失ひ、刑を用ひて過つ者は民畏れず。賞有るも以て勸むるに足らず、刑有るを以て禁するに足らず、則ち國大と雖も必ず危し。

地無民。堯舜不能以王。三代不能以彊。人主又以過予。人臣又以過。徒取會法律而官先王。以下明古之功。者上。任之以國。臣故曰。是顧古之功。以古之賞。賞今之人也。主以是過予。而臣以此徒取矣。主過予。則臣偷幸。臣徒取則功不尊。無功者受賞。則財匱而民望。財匱而民望。則民不盡力矣。故用賞過者。失民。用刑過者。民不長。有賞不足。以勸。有利不足。以禁。則國雖大。必危。

● 韓は依然その弊習を知らず ● 鄭は韓のことなり ● 法治の理教に明なり ● 賞罰を主として萬事に慎重なり ● 夏殷周三代 ● 功無くして與ふ ● 人民功無きに唯取りをなす ● 今の世に遇せざる先王の功とを云へば古の功治を明にするものと學ぶ ● 上はこれに國政を任ず。やがて其國は弱くなるべし ● 民無望なるなり ● 賞するも民を離らす能はず

故曰。小知不可使謀事。小忠不可使主法。荆恭王與鄒陽。荆師敗。恭王傷。酣戰而司馬子反渴而求飲。其友豎穀陽奉酒。小知には事は謀らしむ可からず。小忠には法を主らしむ可からず。荆の恭王、晉の厲公と鄒陽に戰ひ荆の師敗れ、恭王傷く。酣戰のとき司馬子反渴して飲を求む。其の友豎穀陽酒を奉じて之を進む。子反曰く、之れを去れ、此れ酒なり。豎穀陽曰く、非なり。子反受けて之れを飲む。子反人なり、酒を嗜む。之れを甘しとし、之れを口に絶つこと能はず、酔ひて臥す。恭王復戰はんと欲して事を謀り人をして子反を召さしむ。子反辭するに心疾を以てす。恭王駕して

冠酒而進之。子反曰。去之。此酒也。豎穀陽曰。非也。子反受而飲之。子反爲人嗜酒。甘之不能絶之於口。醉而臥。恭王欲復戰。而謀事。使人召子反。子反辭以心疾。恭王駕而往視之。入。中。聞酒臭。而還。曰。今日之戰。寡人日親。傷所恃者。司馬子反也。豎穀陽之進酒也。非以端惡子反也。實心以忠愛之。而適足以殺之而已矣。此行小忠而賊大忠者也。故曰。小忠大忠之賊也。若使小忠主法。則必將救罪。救罪以相愛。是與下安矣。然而妨害於治民者也。

往きて之れを見、帷中に入り、酒臭を聞きて還りて曰く、今日の戦は寡人の目親ら傷く。恃む所の者は司馬なり。司馬又此の如し。是れ荆國の社稷を亡ぼして吾が衆を恤まざるものなり。寡人與に復戰ふ無しと。師を罷めて之れを去り、子反を斬りて、以て大戮と爲す。故に曰く豎穀陽の酒を進むるや、以て端に子反を惡むに非ざるなり。實に心以て之を忠愛す。而も適々以て之れを殺すに足るのみ。此れ小忠を行ひて大忠を賊する者なり。故に曰く、小忠は大忠の賊なり。若し小忠をして法を主らしめば則ち必ず將に罪を赦さんとす。罪を赦し以て相愛す、是れ下と安んずるなり。然り而して民を治むるを妨害する者なり。

● 司馬子反の事十編に出たり ● 杯酒なり ● 小忠者に法律を司らしむれば必ず罪人を赦す ● 下民と共に安んずるに法治主義を妨害するものなり

當魏之方明立辟從憲令行之時有功者必賞有罪者必誅疆臣天下威行四隣及法慢妄予而國日削矣當趙之方明國律從大軍之時人衆兵彊辟地齊燕及國律慢用者弱而國日削矣當燕之方明奉法於隣敵之故曰明法者疆

魏の方に明に、辟を立て憲に従ひ、令行はるゝ時に當りて、功有る者は必ず賞し、罪有る者は必ず誅し、疆天下を匡し、威四隣に行はれしも、法慢し、妄りに予ふるに及びて國日に削らる。趙の方に明に、國律從ひ、大軍の時に當りて、人衆く、兵彊く、地を齊燕に辟きしも、國律慢し、用者弱きに及びて、國日に削らる。燕の方に明に、法を奉ずる。審に、官斷の時に當りて東齊國を縣にし、南中山の地を盡し、法を奉ずる已に亡び、官斷用ひざるに及んで、左右交々争ひ、論其下に從ふ。則ち兵弱く、地削られ、國鄰敵に制せらる。故に曰く、法を明にする者は強く、法を慢にする者は弱く、疆弱是の如く其れ明なり。而して世主は爲さず。國亡ぶるも宜なり。語に曰く、家に常業有れば飢うと雖も餓えず。國に常法あれば危しと雖も亡びず。夫れ常法を捨てて私意に従はば則ち臣下智能を飾る。臣下智能を飾れば則ち法禁立たず。是れ妄意の道行はれ、治國の道廢するなり。治國の道は、法を害する者を去れば則ち

智能に惑はず、名譽を矯めず。

- 法度を用いること
- 辟は法にて法律を定め憲法に従ふ
- 強を以て天下を匡正し
- 國律行はれば兵士多し
- 論決の權を上に執るなり
- 毀譽を以て賞罰に従ふ
- 臣下智能を飾りて人主の氣に入るをつとむ
- 智能を飾りて蓋實行はれて法禁立たざる如き事なし
- 名譽の偽を受けず

官斷不用。左其下則兵弱而地削。國制於隣敵矣。故曰明法者疆。慢法者弱。疆弱如是其明矣。而世主弗爲。國亡宜矣。語曰。家有常業。雖飢不餓。國有常法。雖危不亡。夫舍常法而從私意。則臣下飾於智能。臣下飾於智能。則法禁不立矣。是妄意之道行。治國之道廢也。治國之道去害法者。則不惑於智能。不矯於名譽矣。

昔者舜使三吏決鴻水。先令有功而舜殺之。禹朝諸侯會稽之上。防風之君後至。而禹斬之。以此觀之。先令者殺。後令者斬。則古者必

昔者、舜、吏をして鴻水を決せしむ。令に先だちて功有り。舜之れを殺す。禹、諸侯を會稽の上に朝す。防風の君後れて至る。禹之れを斬る。此れを以て之れを観れば、令に先だつ者は殺し、令に後るゝ者は斬る。則ち古は必ず令の如きを貴ぶ。故に鏡清を執りて事無く、美惡從ひて比す。衡、正は執りて事無く、輕重從ひて載す。夫れ鏡を搖せば則ち明を爲すを得ず、衡を搖せば則ち正を爲すを得ず。法の謂なり。故に先王は道を以て常と爲し、法を以て本と爲す。本治

貴如令矣。故鏡執清而無事。美惡從而比焉。衡執正而無事。輕重從而載焉。夫搖鏡則不得爲明。搖衡則不得爲正。法之謂也。故先王以道爲常。以法爲本。本治者名尊。本亂者名絕。凡知能明通。有以則行。無以則止。故智能單道。不可傳於人。而道法萬全。智能多失。夫懸衡而知平。設規而知圓。萬全之道也。明主使民飭於道之故。故佚而有功。釋規而任巧。釋法而任智。惑亂之道也。亂主使民飭於智。不知道之故。故勞而無功。

鴻は洪にて洪水なり。防風の君、汪巴氏の君、汪巴は長夏の國名。鏡は清明にして無心、物の美惡はこれに就て比較せらる。秤の種は平正にして無爲無心、物の輕重はこれに就きて數せらる。法も亦此の如し。法を兼ね用ふるなり。法と共にせず、單獨のものとして人に傳ふる能はず。智能は私意を科れば以て失敗し易し。故は故事、道の故事即ち法術によりて飾らしむ。安樂にして功有り。分まはしを棄て、器用に任ず。

法禁を釋して請謁を聽き、羣臣官を上を賣り、賞を下に取る。是れを以て利は私家に在り、威羣臣に在り、故に民力を盡し主に事ふるの心無く、而も務めて交を上を爲す。民上交を好めば則ち貨財上に流れて巧説者用ひらる。是の若くして有功者愈々少く、姦臣愈々進んで、材臣退けば、則ち主惑ひて行ふ所を知らず、民聚りて道る所を知らず。此れ法禁を廢し、功勞を後にし、名譽を擧げ請謁を聽くの失なり。凡そ法を敗る人は、必ず詐を設け、物に託し、以て親を求め、又好んで天下の希に有る所を言ふ。此れ暴君亂主の惑ふ所以なり。人臣賢佐の侵す所以なり。故に人臣、伊尹管仲の功を稱すれば則ち法に背き、智を飾り資有り、比干子胥の忠にして殺さるゝを稱すれば則ち疾彊諫辭あり。夫れ上賢明と稱し、下暴亂を稱し、以て類を取る可からず。是の若き者は、君の法を立てて以て是れを爲すを禁ずるものなり。今人臣、其私智を立て法を以て非と爲す者多し。邪を以て智と爲し、法を過ぎて智を立つ。此の如き者は主を禁ずる道

釋法禁而聽請謁。羣臣實官於上。取賞於下。是以利在私家。而威無盡力。事主之心。而務爲上交。則民好上流。而巧説者用。若是有功者愈少。姦臣愈進。而材臣退。則主惑而不知所行。民聚而不知所道。此廢法禁。後功勞。擧名譽。聽請謁。

之失也。凡敗法之人。必設詐託物。以求親。又奸言天下之所希有。此暴君亂主之所惑也。

なり。

●先王の賢者を用ひたる事などに擬して親愛を求む ●天下の希有の事件をいふ ●侵すはつけこむ意なり、一説は便の訛といふ ●強ひて諫争するものの口實となる、一説は下争の字を脱するなり ●これを例に取るべからず ●君の立法を爲さんとするを妬害する者なり ●奸邪を以て智能となし、常法を踏えて智の名を立つる者にて、奸臣が人主を禁制する者なり

人臣賢佐之所以侵也。故人臣稱伊尹管仲之功。則背法飾智有資。稱比干子胥之忠。而見殺。則疾彊諫有辭。夫上稱賢明。下稱暴亂。不可取也。若夫禁君之立法。以爲是也。今人臣多立其私智。以法爲非者。以邪爲智。過法立智。如是者。禁主之道也。

明主之道。必明於公私之分。明法制。去私恩。夫令必行。禁必止。人主之公義也。必行其私。信於朋友。不可

明主の道は、必ず公私の分に明に、法制を明にし、私恩を去る。夫れ令必ず行はれ、禁必ず止むは人主の公義なり。必ず其私を行ひ、朋友に信に、賞の爲めに勸む可からず、罰の爲めに沮む可からざるは、人臣の私義なり。私義行はるれば則ち亂れ、公義行はるれば則ち治まる。故に公私分あり。人臣には私心あり、公義有り。修身潔白にして公を行ひ正を行ひ、官に居て私無きは人臣

爲賞勸。不可爲罰沮。人臣之私義也。私義行則亂。公義行則治。故公私有分。人臣有私心。有公義。修身潔白。而行公。行正。居官無私。人臣之公義也。汚行從欲。安身利家。人臣之私心也。明主在上。則人臣去私心。行公義。亂主在上。則人臣去公義。行私心。故君臣異

の公義なり。行を汚し欲に従ひ、身を安んじ、家を利するは人臣の私心なり。明主上に在れば則ち人臣私心を去り、公義を行ふ。亂主上に在れば則ち人臣公義を去り私心を行ふ。故に君臣、心を異にす。君計を以て臣を畜ひ、臣計を以て君に事ふるは、君臣の交計なり。身を害して、國を利するは、臣爲さざるなり。國を害して臣を利するは、君行はざるなり。臣の情身を害して利する無く、君の情國を害して親無し。君臣なる者は計を以て合ふなり。夫の難に臨み、死を必ずし、智を盡し、力を竭すに至りては、法の爲めに之れを爲すなり。故に先王賞を明にして以て之れを勸め、刑を嚴にして以て之れ威をす。賞刑明なれば則ち民死を盡す。民死を盡せば則ち兵彊く、主尊し。刑賞察ならざれば則ち民功無くして得るを求む。罪有りて免るゝを幸とすれば則ち兵弱く主卑し。故に先王の賢佐力を盡し、智を調す。故に曰く、公私明ならざるべからず。法禁審ならざるべからず。先王之れを知れり。

● 公私の別ありよりて治亂分る ● 君臣計を以て相合ふの一語甚だ名教に密ありと先師の解あり

心。君以計奇。臣以計事。君臣之交計也。害身而利國。臣弗爲也。害國而利君。君不行也。臣之情。害身無利。君之情。害國無親。君臣也者。以計合者也。至夫臨難必死。盡智竭力。爲法爲之也。故先王明賞。以勸之。嚴刑以威之。賞刑明則民盡死。民盡死則兵彊。主尊。刑賞不察。則民無功而求得。有罪而幸免。則兵弱主卑。故先王賢佐。盡力竭智。故曰。公私不可不明。法禁不可不審。先知之矣。

心。君以計奇。臣以計事。君臣之交計也。害身而利國。臣弗爲也。害國而利君。君不行也。臣之情。害身無利。君之情。害國無親。君臣也者。以計合者也。至夫臨難必死。盡智竭力。爲法爲之也。故先王明賞。以勸之。嚴刑以威之。賞刑明則民盡死。民盡死則兵彊。主尊。刑賞不察。則民無功而求得。有罪而幸免。則兵弱主卑。故先王賢佐。盡力竭智。故曰。公私不可不明。法禁不可不審。先知之矣。

卷六

解老

德者内也。得者外也。上德不德。言其神不淫於外也。神不淫於外。則身全。身全之謂德。德者得身也。凡德者以無爲集。以無欲成。以不思安。以不用固。爲之欲之。則德無舍。

德は内なり、得は外なり。上徳は徳とせずとは、其の神外に淫せざるを言ふ。神外に淫せざれば則ち身全し。身全き之れを徳と謂ふ。徳は身に得るなり。凡そ徳は無爲を以て集り、無欲を以て成り、不思を以て安く、不用を以て固し。之れを爲し、之れを欲すれば則ち徳舍無し。徳舍無ければ則ち全からず、之れを用ひ之れを思へば則ち固からず。固からざれば則ち功無し。功無なきは徳とするに生ず。徳とすれば則ち徳無し。徳とせざるは則ち有徳に在り。故に曰く、上徳は徳とせず。是れを以て徳あり。無爲無思の虚爲るを貴ぶ所以の者は、其意制する所無きを謂ふなり。夫の無術者は、故に無爲無思を以て虚と爲す。夫れ故

德無_レ會則不_レ全。用_レ之思_レ之則不_レ固。不_レ固則無_レ功。無_レ功則無_レ德。德則無_レ德。不_レ德則無_レ德。故曰。在_レ有_レ德。故曰。上_レ德。不_レ德。是以有_レ德。所_レ以貴_レ無_レ爲_レ無_レ思爲_レ虛者。謂_レ其意無_レ所_レ制也。夫無_レ術者。故以_レ無_レ爲_レ無_レ思爲_レ虛也。夫故以_レ無_レ爲_レ無_レ思爲_レ虛者。其意常不_レ忘_レ虛。是制_レ於_レ爲_レ虛也。虛者謂_レ其意所_レ無_レ制也。今制_レ於_レ爲_レ虛。是不_レ虛也。虛者之無_レ爲_レ也。不_レ下_レ以_レ無_レ爲_レ有_レ常。上_レ則虛。虛則德盛。德盛之謂_レ上_レ德。故曰。上_レ德無_レ爲_レ。而無_レ不_レ爲_レ也。

に無_レ爲_レ無_レ思を以て虚と爲す者は其の意常に虚を忘れず。是れ虚爲るものに制せらる。虚は其意制せらるゝ無_レき所を謂ふなり。今虚爲るものに制せらるれば、是れ虚ならざるなり。虚は無_レ爲_レなり。無_レ爲_レを以て有_レ常と爲さず。無_レ爲_レを以て有_レ常と爲さざれば則ち虚なり。虚なれば則ち徳盛なり。徳盛なる之れを上_レ徳と謂ふ。故に曰く、上_レ徳は無_レ爲_レにして爲さざる無_レきものなり。

● 韓非の學説は老子に出づ。よりて老子の旨意を解釋して道徳の用を發揮す。文中故に曰くとあるは老子の言なり。● 徳は内部的、得は外部的。● 最上の徳は徳たることを思はず。● 精神が外物に感惑せられず。● 身に備はり得たること。● 無_レ爲_レ無_レ欲ならず、有_レ爲_レ有_レ欲ならば徳は損を失ひて全からず。● 不_レ思_レ不_レ用_レに非ず、有_レ思_レ有用ならば其の徳固からず。● 功無_レき所以は徳を徳とする爲めなり。● 其の意念が濫制せられぬを以てなり。● 道を知らざるもの。● 無_レ爲_レを以て念とせず只單に無_レ爲_レなる也。

仁者。謂_レ其中心欣然愛_レ人也。其喜_レ人之有_レ福。而惡_レ人之有_レ禍也。生_レ心之所_レ不_レ能_レ已也。非_レ求_レ其報_レ也。故曰。上_レ仁爲_レ之。而無_レ以_レ爲_レ一也。

仁は其中心欣然人を愛するを謂ふなり。其の人の福有るを喜びて、人の禍有るを惡むなり。心の已む能はざる所に生ずるなり。其報を求むるに非ざるなり。故に曰く、上_レ仁は之れを爲して以て爲す無_レきなりと。

● 心から欣然として人を愛するなり。● 上仁は自然にこれを爲すものにて決して爲さんとする心の意識を以て爲すものにあらず。

義者。君臣上下之禮。父子貴賤之差也。知交朋友之接也。親疎内外之分也。臣事君宜。下懷上。子事父宜。賤敬貴宜。知交友朋之相

義は君臣上下の禮、父子貴賤の差なり。知交朋友の接なり。親疎内外の分なり。臣の君に事へて宜しき、下の上に懐き、子の父に事へて宜しき、賤の貴を敬して宜しき、知交朋友の相助くるや宜しき、親なる者は内にして疎なる者は外なるに宜しき、義とは其の宜しきを謂ふなり。宜しくして之れを爲す。故に曰く、上_レ義は之れを爲して以て爲す有るなりと。

● 臣が君に仕ふるについて其宜しきに叶ふ。● 下が上にたづくにつきて其宜しきに叶ふ。この句の下に「宜」の

助也。宜親者內。而疎者外。宜義者謂其宜也。宜而爲之。故曰。上義爲之而有以爲一也。

字說せるなり。● 義とは以上いふが如き其の宜しきをいふ也。● 宜しく爲すべくしてこれを爲す。● 最上の義は必ず爲す心ありて意圖して爲す、仁と義との異なる所以こゝにあり

禮者。所以貌情也。羣義之文章也。君臣父子之交也。貴賤賢不肖之所別也。中心懷而不論。故疾趨卑拜而明之。實心愛而不知。故好言繁辭。以信之。禮者外飾之所。以論內也。故曰。禮以情貌也。

禮は情を貌にする所以なり。羣義の文章なり。君臣父子の交なり。貴賤賢不肖の別る所以なり。中心懷うて而も論らず。故に疾趨卑拜して之れを明にす。實心愛しても知らず。故に好言繁辭以て之れを信にす。禮は外飾の内を論す所以なり。故に曰く、禮は情を以て貌にするなりと。凡そ人の外物の爲めに動くや、其の身を爲むるの禮なるを知らざるなり。衆人の禮を爲すや、以て他人を尊ぶなり。故に時に勸め、時に衰ふ。君子の禮を爲すは以て其の身の爲めにす。

● 禮とは心に思ふ誠意を外面に表現するものなり。● あらゆる義の文章即ち其表面にあらはるゝもや也。● 君臣父子の交情を示す。● 貴賤賢不肖の區別の立つ所。● 心で思ひてもそれを先方にて悟らざ、故に小走りをしてたり辭儀をしたりして中心を明にす。● 言葉を下意はしていらぬ世辭をも加ふ。● 禮は外飾を飾りて内心を人に諭すものなり。● 上出の語を繰返していふ也。● 其の人の禮を爲すは以て其の身の爲めにす。

凡人之爲外物動也。不知其爲身之禮也。衆人之爲禮也。以尊他人也。故時勸時衰。君子之爲禮。以爲其身。

故神之爲上禮。上禮神而衆人貳。故不能相應。故曰。上禮爲之而莫之應。衆人雖貳。聖人之復恭敬。盡手足之禮之不足。故曰。攘臂而仍之。道有積而德有功。德者道之功。有功而實有光。仁者德之光。光有澤而澤有事。義

故に神なる之れを上禮と爲ふ。上禮は神にして衆人は貳なり、故に相應する能はず。故に曰く、上禮は之れを爲して、之れに應ずるなく、衆人貳と雖も、聖人は恭敬を復み、手足の禮を盡して、衰へず。故に曰く、臂を攘けて之れに仍る。道積む有りて徳に功有り。徳は道の功なり。功實有りて實に光有り。仁は徳の光なり。光澤有りて、澤に事有り。義は人の事なり。事禮有りて禮に文有り。禮は義の文なり。故に曰く、道を失ひて後に徳を失ひ、徳を失ひて後に仁を失ひ、仁を失ひて後に義を失ひ、義を失ひて後に禮を失ふ。

● 神は中心なり誠心なり。又神(カミ)之に臨むが如く常に恭敬なりとの義とも解すべし。● 衆人の禮は二心ありて身ぶりと心とは相應せず。● 上禮は君子は誠を以て爲しても、衆人は誠を以て應ずる能はず。● 衆人は二心にて禮の本を誤れども聖人はどこまでも恭敬なり。● 臂を攘む禮に就き之を守る。● 道が積めばその徳功あり。つまり徳は道の効果なり。● 徳が功を爲して充實すれば光輝あるべし。● 仁すてに光輝あれば物を潤澤にすべし潤澤するについては事を生ず。● 義は社會の事の基礎なり。「人」に「仁」に作る。

者人之事也。事有禮而禮有文。禮者義之文也。故曰。失道而後失德。失德而後失仁。失仁而後失義。失義而後失禮。

禮爲情貌者也。文爲質飾者也。夫君子取情而去貌。好質而惡飾。夫恃貌而論情者。其情惡也。須飾而論質者。其質衰也。何以論之。和氏之璧。不飾以五采。隋侯之珠。不飾以銀黃。其質至美。物不足以待飾。而後

禮は情の爲めに貌する者なり。文は質の爲めに飾ふる者なり。夫れ君子情を取りて貌を去り、質を好みて飾を惡む。夫れ貌を恃みて情を論ずる者は、其情惡なり。飾を須ちて質を論ずる者は、其質衰ふるなり。何を以て之れを論ずるか。和氏の璧は飾るに五采を以てせず、隋侯の珠は飾るに銀黃を以てせず。其質至美にして物以て之れを飾るに足らず。夫れ物の飾るを待ちて後に行はるゝ者は、其質美ならざるなり。是れを以て父子の間禮を具へて明ならず。故に曰く、禮は薄きなり。凡そ物は並び盛ならず、陰陽是れなり。理は相奪予す、威徳是れなり。實厚き者は貌薄し、父子の禮是れなり。是れに由りて之れを觀れば、禮繁き者は實心衰ふるなり。然らば則ち禮を爲す者は人の樸心を通ずるを事とする者なり、衆人の禮を爲すや、人應ずれば則ち輕しく歡び、應ぜざれば則ち責め

行者。其實不美也。是以父子之間。具禮而不明。故曰。禮薄也。凡物不並盛。陰陽是也。理相奪予。威徳是也。實厚者貌薄。父子之禮是也。由是觀之。禮繁者實心衰也。然則爲禮者。事通人之樸心。而責之以相責之分。能毋爭乎。有爭則亂。故曰。夫禮者。忠信之薄也。而亂之首乎。

怨む。今禮を爲す者、人の樸心を通ずるを事とし、而も之れを責くるに相責の分を以てす。能く争ふ母かなんか。争ふ有れば則ち亂る。故に曰く、夫の禮は忠信の薄きなり。而して亂の首か。

● 禮は中心の情を外面に表はすものなり、再び前言を繰返していふ也 ● 文は質の飾なり ● 君子は貌よりも情、飾よりも質を取る ● 隋侯出遊して大蛇の斷たれたるものを見て鑿をして鑽かしむ蛇蟻を去る。後に大珠を含みて報ず蓋し明月の珠なり、因て隋侯天珠と稱す ● 銀と黄金 ● 親子の如き最も親しき間に於ては、禮を具へても決して嚴明にはあらず ● 禮は中情の薄きによりて起る ● 理は相與奪す、威徳徳即刑賞之れなり ● 内情の惡黨なるものは外貌はあつさりす ● 禮を行ふは、元來人の飾りなき素朴の實心を先方に通せん事を専らとするなるに、樸心は木のけづらざるものにて、きざのまゝの本心をいふ也

先物行。先理動。之謂前識。前識者。無緣。物に先だちて行ひ、理に先ちて動く、之れを前識と謂ふ。前識は縁無くして妄りに意度するなり。何を以て之れを論ずるか。詹何坐す。弟子侍す。牛の門外に

而忘意度也。何以論之。詹何坐弟子侍。有牛鳴於門外。弟子曰。是黑牛也。而白題。詹何曰。然是黑牛也。而白在其角。使人視之。果黑牛而以布裹其角。以詹子之術。嬰衆人之心。華焉殆矣。故曰。道之華也。嘗試釋詹子之祭。而使五尺之愚童子視之。亦知其黑牛而以布裹其角也。故以詹子之祭。苦心傷神。而後與五尺愚童子同功。是以曰。愚之首也。故曰。前識者。道之華也。而愚之首也。

鳴く有り。弟子曰く、是れ黒牛にして白題と。詹何曰く、然り是れ黒牛なり。而して白は其角に在りと。人をして之れを視しむるに、果して黒牛にして布を以て其角を裹めり。詹子の術を以て衆人の心を嬰す、華焉として殆し。故に曰く、道の華なり。嘗試に詹子の祭を釋して、五尺の愚童子をして之れを視しむるも、亦其の黒牛にして布を以て其の角を裹めるを知らん。故に詹子の祭を以て心を苦しめ神を傷め而る後に五尺の愚童子と功を同じくす。是れを以て曰く、愚の首めなり。故に曰く、前識は道の華なり。愚の首なり。

● 事の起らぬ前に行ひ、理の未だあらはれざる前に動く、即先へ先へと廻る ● 原文の忘は説、意度は隠匿なり ● 白題は白い額 ● 詹子の術は神妙なれど無益なことなり之れを以て衆人の心を亂せば人々は紛然として智を用ひて危し ● 前識は道を察しむるものなり

所謂大丈夫者。謂其智之大也。所謂處其厚。不處其薄者。行情實而去禮貌也。所謂處其實。不處其華者。必緣理不徑絕也。所謂去彼取此者。去貌徑絕。而取緣理。好情實也。故曰。去彼取此。

所謂大丈夫とは其の智の大なるを謂ふなり。所謂其の厚きに處りて其の薄きに處らざる者は、情實を行ひて禮貌を去るなり。所謂其の實に處りて其の華に處らざる者は、必ず理に緣りて徑絶せざるなり。所謂彼れを去りて此れを取る者は、貌徑絶を去りて、理に緣るを取り、情實を好むなり。故に曰く、彼を去り此れを取る。

● 身を厚きに置きて薄きに置かぬとは内情を行ひて禮貌を去ることなり ● 徑絶は道なき所を無理に通るなり ● 徑絶は道なき所を無理に通るなり

人有禍則心畏恐。心畏恐則行端直。行端直則思慮熟。思慮熟則得事理。行端直則無禍害。則盡。人、禍あれば則ち心畏恐す。心畏恐すれば則ち行端直、行端直なれば則ち思慮熟し、思慮熟すれば則ち事理を得、行端直なれば則ち禍害無く、禍害無ければ則ち天年を盡くし、事理を得れば則ち必ず功を成し、天年を盡せば則ち全くして壽、必ず功を爲せば則ち富みて與に貴し。全壽富貴之れを福と謂ふ、福は禍有るに本づく。故に曰く、禍は福の倚る所、其の功を成すを以て

なり。

● 禍に因りて以て功を成す。此一句は「禍今福之所倚」の解也

天年得事理一則必成功。盡天年一則全而壽。必成功則富與貴。全壽富貴之謂福。而福本於有禍。故曰。禍守福之所倚。以成其功也。

人有福。則富貴至。富貴至則衣食美。衣食美。則驕心生。驕心生。則行邪僻。而動棄理。行邪僻。則身死天。動棄理。則無成功。夫內有死天之難。而外無成功之名者。大禍也。而禍本生於有福。故曰。福

● 行が邪曲怪僻に流れ舉動も道理を棄つ

夫縁道理一以從事者。無不能成。無不能

夫れ道理に縁りて、以て事に從ふ者は能く成らざる無し、能く成らざる無き者、大は能く天子の勢の尊きを成し、小は卿相將軍の賞祿を得易し。夫れ道理

成者。大能成。天子之勢尊。而小易得。卿相將軍之賞祿。夫棄道理一而忘舉動者。雖上有天子。諸侯之勢尊。而下有陶朱。顧富猶失其財。人而亡其財。資也。衆人之輕棄道理。而易忘舉動者。不知其禍福之深大。而道淵遠若也。故論人曰。孰知其極。人莫不欲富貴全壽。而未能免於貧賤死天之禍也。心欲富貴全壽。而今貧賤死天。是不能至於其所欲至也。凡失其所欲之路。而妄行者。之謂迷。迷則不

を棄てて舉動を妄りにする者は、上に天子諸侯の勢の尊き有り、下に猗頓陶朱卜祝の富有りと雖も、猶ほ其の民人を失ひて、其の財資を亡ふ。衆人の輕しく道理を棄てて、易く妄りに舉動する者は其の禍福の深大にして道の淵遠なる是の若きを知らざるなり。故に人に諭して曰く、孰れか其の極を知らん。人富貴全壽を欲せざるは莫く、未だ能く貧賤死天之禍を免るゝ有らず。心富貴全壽を欲して今は貧賤死天、是れ其の至らんと欲する所に至る能はざるなり。凡そ其の欲する所の路を失ひて妄行する者之れを迷といふ。迷へば則ち其の至らんと欲する所に至る能はず。今衆人の其の至らんと欲する所に至る能はず。故に迷と曰ふ。衆人の其の至らんと欲する所に至る能はざる所や、天地の剖判より以て今に至る。故に曰く、人の迷へるや、其の故以に久し。

能至於其所欲至矣。今衆人之不能至於其所欲至。故曰迷。衆人之所不能至於其所欲至也。自天地之剖判以至今。故曰人之迷也。其故以久矣。

所謂方者。外內相應也。言行相稱也。所謂廉者。必生死之命也。輕恬資財也。所謂直者。義必公正。心不偏黨也。所謂光者。官爵尊貴。衣裘壯麗也。今有道之士。雖中外信順。不以非謗窮墮。雖死節輕財。不以侮罷羞貧。雖義端

所謂方とは、外内相應するなり。言行相稱ふなり。所謂廉とは生死の命を必ずするなり。資財を輕恬するなり。所謂直とは義公正を必ずし、心偏黨せざるなり。所謂光とは官爵尊貴、衣裘壯麗のことなり。今有道の士は中外信順と雖も以て窮墮を非謗せず、節に死し、財を輕んずと雖も、以て罷を侮り貧を羞かしめず。義端黨せずと雖も、以て邪を去り私を罪せず。勢尊く衣美なりと雖も、以て賤に誇り貧を欺かず。其の故何ぞや。路を失ふ者をして肯て習へるに聽き、知るに問はしむ。即ち迷を成さざるなり。今衆人の功を成さんと欲し、反りて敗を爲す所以の者は、道理を知らず、肯て知に問ひ能に聽かざるに生ず。衆人肯て知に問ひ能に聽かざるも、聖人強ひて其の禍敗を以て之れに適むれば則ち怨む。衆人は多くして聖人は寡し。寡の衆に勝たざるは數なり。今舉動

不黨。不以去邪罪私。雖勢尊衣美。不以夸賤欺貧。其故何也。使失路者而肯聽。習問而知。即不成迷也。今衆人之所以欲成功而反爲敗者。生於不知道理。而不知肯問而知。而聽能。衆人不肯問而知。聽能。而聖人強以二其禍敗。適之則怨。衆人多而聖人寡。寡之不勝衆。數也。今舉動而與天下之爲。非全身生長之道也。是以行軌節而舉之也。故曰方而不割。廉而不刺。直而不肆。光而不耀。

して天下と歸を爲すは、身を全くし長生するの道に非ざるなり。是れを以て行軌節して之れを擧ぐるなり。故に曰く、方にして割ならず、廉にして刺ならず、直にして肆ならず、光にして耀ならず。

- 命を捨てざる覺悟 ● 淡泊にすること ● 内情も外貌も信實にして一致すれども、道窮して行惑る人をせしむ
- 照は實にして廉の反對 ● 義端正にして偏黨せざれども好邪の私心の人を排斥せず ● 正路を失へるものをして、無驗あり習請ある人に尋ね問はしむ ● 何かの行をしてその爲めに天下と歸を爲すは身を全くし長く生くる道 ● 是れを以て聖人は正しく行ひ示すなり ● 車の軌道ある如く、規則正しきこと ● 方正なれども物を害せず ● 廉は圭角、剛は傷、即ち圭角あれども剛を傷けず ● 直なれども勝手にふるまはず ● 光あれども眩ひき程ならず

聰明睿智天也。動靜思慮人也。人者也。

聰明睿智は天なり。動靜思慮は人なり。人は天明に乗じて以て視、天聰に寄せて以て聽き、天智に託して以て思慮す。故に視強ければ則ち目明ならず。聽甚

乘於天明以視。寄於天聰以聽。託於天智以思慮。故視強則目不明。聽甚則耳不聰。思慮過則智不度。則智識亂。目不明則不能決。黑白之分。耳不聰則不能別。清濁之聲。智識亂則不能審。得失之地。目不能決。黑白之色。則謂之盲。耳不能別。清濁之聲。則謂之聾。心不能

しければ則ち耳聰ならず。思慮度を過ぐれば則ち智識亂る。目明ならざれば則ち黑白の分を決する能はず。耳聰ならざれば則ち清濁の聲を別つ能はず。智識亂るれば則ち得失の地を審にする能はず。目黑白の色を決する能はざれば則ち之れを盲と謂ふ。耳、清濁の聲を別つ能はざれば則ち之れを聾と謂ふ。心得失の地を審にする能はざれば則ち之れを狂と謂ふ。盲なれば則ち晝日の險を避くる能はず。聾なれば則ち雷霆の害を知る能はず。狂なれば則ち人間法令の禍を免るゝこと能はず。書の所謂人を治むる者は動靜の節を適にし、思慮の費を省け。所謂天に事ふる者は聰明の力を極めず、智識の任を盡さず。苟も極め盡せば則ち神を費すこと多し。神を費すこと多ければ則ち盲聾悖狂の禍至る。是れを以て之れを齋めと。之れを齋めとは其の精神を愛し、其の智識を齋むなり。故に曰く、人を治め天に事ふるは齋に如くは莫し。

● 聰明智は先天的、動靜思慮は後天的 ● あまり強く氣力を用ふれば目昏む ● 晝日の險は白晝霧に隔る

審得失之地。則謂之狂。盲則不能。聾則日之險。聖則不能。知雷霆之害。狂則不能。免人間法令之禍。書之所謂治人者。適動靜之節。省思慮之費也。所謂事天者。不極聰明之力。不盡智識之任。苟極盡則費神多。費神多則盲聾悖狂之禍至。是以齋之者。愛其精神。齋其智識也。故曰。治人事天。莫如齋。

衆人之神を用ふるや躁なり。躁なれば則ち費え多し。費え多き之れを侈と謂ふ。聖人の神を用ふるや靜なり。靜なれば則ち費え少し。費え少き之れを齋と謂ふ。齋の術たるや道理に生ず。夫れ能く齋なり。是れ道に従ひて理に服する者なり。衆人患に離り、禍に陷るも猶ほ未だ退くを知らず、道理に服従せず。聖人未だ患禍の形を見ずと雖も、虚無、道理に服従し、以て蚤く服すと稱す。故に曰く、夫れ謂齋、是れを以て蚤く服す。人を治むるを知る者は其の思慮靜に、天に事ふるを知る者は其の孔竅を虚にす。思慮靜なるが故に徳去らず、

が如きをいふ ● 人間社會に於ける法律禁令に觸るゝ禍を免れず ● 書は老子の書なり ● 人為的作用を程よくするには動靜の節度を適度にし思慮の努力を省くべし ● 天に事へ天性を全くするものは聰明の力智識の任務を控目にす ● 人為的作用を治め先天的の性を全くするには控目にすべし

衆人之用神也。躁則多費。多費之謂侈。聖人之用神也。靜則少費。少費之謂齋。齋之爲術也。生於道理。夫能齋也。是從於道而服於理者也。衆人離於患。

衆人之神を用ふるや躁なり。躁なれば則ち費え多し。費え多き之れを侈と謂ふ。聖人の神を用ふるや靜なり。靜なれば則ち費え少し。費え少き之れを齋と謂ふ。齋の術たるや道理に生ず。夫れ能く齋なり。是れ道に従ひて理に服する者なり。衆人患に離り、禍に陷るも猶ほ未だ退くを知らず、道理に服従せず。聖人未だ患禍の形を見ずと雖も、虚無、道理に服従し、以て蚤く服すと稱す。故に曰く、夫れ謂齋、是れを以て蚤く服す。人を治むるを知る者は其の思慮靜に、天に事ふるを知る者は其の孔竅を虚にす。思慮靜なるが故に徳去らず、

陷於禍。猶未
知退。而不服
從道理。聖人
雖未見患禍
之形。虛無服
從於道理。以
稱蚤服。故曰。
夫謂尚。是以
蚤服。知治人
者。其思慮靜。
知事天者。其
孔竅虛。思慮
靜。故德不去。
孔竅虛。則和
氣日入。故曰。
重積德。夫能
令下。故德不去。
新和氣。日至上
者。蚤服者也。
故曰。蚤服。是

孔竅虛なれば則ち和氣日に入る。故に積徳を重ねよと曰ふ。夫れ能く故徳去らず
新和氣日に至らしむる者は蚤く服する者なり。故に曰く、蚤く服す、是れを積徳を
重ぬと謂ふ。積徳して後に神靜に、神靜にして後に和多し。和多くして後に計を
得。計得て後に能く萬物を御す。能く萬物を御せば、則ち戰ひて敵に勝ち易し。
戰ひて敵に勝ち易くして論必ず世を蓋ふ。論必ず世を蓋ふ、故に曰く、克たざる
無し。克たざる無きは積徳を重ぬるに本づく。故に曰く、積徳を重ぬれば則ち克た
ざる無しと。戰ひて敵に勝ち易ければ則ち天下を兼有し、論必ず世を蓋へば則
ち民人從ふ。進みては天下を兼ね、而して退きては民人を從ふ。其の術遠けれ
ば則ち衆人其の端末を見る莫し。其の端末を見る無ければ、是れを以て其の極を
知る莫し。故に曰く、克たざる無ければ則ち其の極を知る莫し。

● 衆人の精神を用ふるは懸殊なり ● 精神の節約はもと道理に基きしものなり ● 道理に循従するものなり
● たゞ精神を節約するに因りて早く道理に循従す。即ち天賦の本性に異らざるなり ● 人為的作用即ち動靜思
慮を治むるものは思慮を靜にす ● 天然的作用即ち聰明睿智を全くするものは耳目鼻口等の數を空にす ●

謂重積徳。積
徳而後神靜。
神靜而後和
多。和多而後
計得。計得而
後能御萬物。能
御萬物。則戰易
勝敵。而論必蓋
世。故曰。無不
克。本於重積徳。
故曰。重積徳。則
無不克。戰易勝
敵。則兼有天下。
論必蓋世。則民
人從。進兼三
天下。而退從二
民人。其術遠。則
衆人莫見其端
末。莫見其端末。
是以莫知其極。
故曰。無不克。

るが上にも徳を重ねよ ● 舊徳を去らず、新和氣日に加はるは早く道理に服したるなり ● 早く道理に服従す
るは徳を重ぬることなり ● 計失策なくして後に能く萬物を御す ● 言論が一世を蓋ふ ● その方法
は源遠き故に衆人はその端末さへも見み能はず ● 何でも出来ぬことなきに至ればその源遠くして究極すると
ころを知る能はず

凡有國而後
亡之。有身而
後殃之。不可
謂能有其國。
能保其身。夫
能安其社稷。
能保其社稷。
能終其天年。
而後可謂能

凡そ國を有ちて後に之れを亡び、身を有ちて後に之れに殃す。能く其國を
有ち、能く其の身を保つと謂ふ可からず。夫れ能く其の國を有てば、必ず能く其
社稷を安んじ、能く其身を保てば、必ず能く其天年を終ふ。而して後に能く其國
を有ち、能く其の身を保つと謂ふべし。夫れ能く其の國を有ち、其の身を保つ者
は、必ず且つ道を體す。道を體すれば則ち其の智深し。其智深ければ則ち其の會
遠し。其の會遠ければ衆人能く其の極まる所を見る莫し。唯夫れ能く人をして

有其國能保其身矣。夫能有其國保其身者必且體道。體道則其智深。其智深則其會遠。其會遠則其會遠。衆人莫能見其所極。唯夫能令人不見其事。極不見其事。極者爲能保其身。有其國上故曰。莫知其極。莫知其極。則可以有其國。

所謂有國之母者。母者道也。道也者。生於所以有國之術。所以有國之術。故謂之有國之母。夫道以與世周旋者。其建生也長。持祿也久。

其の事の極を見ざらしむ。其の事の極を見ざる者は、能く其の身を保ち、其の國を有つと爲す。故に曰く、其の極を知らるゝ莫かれ。其の極を知らるゝ莫ければ、則ち以て國を保つべし。

● 道を體得す ● 計るところ廣遠なり

所謂國を保つ母とは、母は道なり。道は國を有つ所の術に生ず。國を有つ所以の術、故に之れを國を有つ母と謂ふ。夫れ道は以て世と周旋する者、其の生を建つるや長く、祿を持するや久し。故に曰く、國を有つ母、以て長久なるべし。樹木に蔓根有り。直根有り。根は書の所謂極なり。極は木の建生する所以なり。蔓根は木の持生する所以なり。德は人の建生する所以なり。祿は人の持生する所以なり。今理に建つ者其の祿を持するや久し。故に其の根を深くすと曰

ふ。其の道を體する者は其の生日に長ず。故に其の極を固くすと曰ふ。極固ければ、則ち生長し、根深ければ、則ち視久し。故に曰く、其の根を深くし、其の極を固くするは、長生久視の道なり。

● 國を保つ母即ち道といふものは長久なるものなり ● 根とは直根の意味なり ● 道理の上に立てば徳全くして祿を保つこと久し ● 道を體得するものは生活も久しく長きものなり、故にその根を固くせよと曰ふ也 ● 視は活なり、永久に活くべしと也

故曰。有國之母。可以長久。樹木有蔓根。有直根。根者。書之所謂極也。極也者。木之所以建生也。蔓根者。木之所以持生也。德也者。人之所以建生也。祿也者。人之所以持生也。今建於理者。其持祿也久。故曰。根深。其根固。其生久。故曰。固其極。極固。則生長。根深。則視久。故曰。深其根。固其極。長生久視之道也。

工人數變業。則失其功。作者數捨徒。則亡其功。一人之作。日亡半日。十日則亡

工人數業を變ずれば、則ち其の功を失ひ、作者數徒を捨せば、則ち其の功を亡ふ。一人の作にて日に半日を亡ひて、十日なれば、則ち五人の功を亡ふ。萬人の作にて、日に半日を亡ひて、十日なれば、則ち五萬人の功を亡ふ。然らば、則ち數業を變ずる者、其人彌多ければ、其の虧彌大なり。凡そ法令更まれば

法令之謂民傷上。上刑戮民。民不犯法。則上亦不行刑。上不行刑。之謂上不傷人。故曰。聖人亦不傷民。上不與民相害。而人不與鬼相傷。故曰。兩不相傷。民不敢犯法。則上內不用刑罰。而外不事利其產業。則民蕃息而畜積盛。民蕃息而畜積盛。之謂有德。凡所謂崇者。魂魄去而精神亂。則無德。鬼不崇人。則魂魄不去。魂魄不去。則精神不亂。精神不亂。之謂有德。上盛者積而鬼不亂其精神。則德盡在於民矣。故曰。兩不相傷。則德交歸焉。言其德上下交盛而俱歸於民上也。

魂魄去らず。魂魄去らざれば則ち精神亂れず。精神亂れざる、之れを有徳と謂ふ。上畜積を盛にし、鬼其の精神を亂さざれば則ち徳盡く民に在り。故に曰く、兩つながら相傷けざれば則ち徳交り歸す。其の徳上下交り盛にして俱に民に歸するを言ふなり。

● 症は解、痘は腫物、瘰癧は疽に同じ、痔は痔疾 ● 治世の民は鬼神と相侵することなし ● 鬼が神靈をもちに非ず、人を害せぬなり ● 聖人も亦鬼と同じく故意に人民を傷めることなし ● 民の産業利益を聚斂するなり ● 人も鬼も二つながら相傷けざれば徳は交々歸す

有道之君。外無怨讎於隣。而內有德

有道の君、外は隣敵に怨讎無く、内は人民に徳澤有り。夫れ外隣敵に怨讎無き者は、其の諸侯を遇するや、外に禮義有り。内民に徳澤有る者は、其の人事を

淫於人民。夫外無怨讎於隣。敵也。其遇諸侯也。外有禮義。內有德澤。於民者。其治人事也。務本。遇諸侯。有禮義。則役希起。治民事。務本。則淫奢止。凡馬之所。以大用者。外供甲兵。而內給淫奢也。今有道之君。外希用甲兵。而內禁淫奢。上不事馬於戰鬪。逐北。而民不以馬遠通。淫物。所積力。唯田疇。積力於田疇。必且糞灌。故曰。天下有道。却走馬。以糞也。

治むるや本を務む。諸侯を遇する禮義有れば則ち役起すこと希に、民事を治めて本を務むれば、則ち淫奢止む。凡そ馬の大に用ふる所以の者は、外甲兵に供し、内淫奢に給するなり。今有道の君、外には甲兵を用ふる希に、内には淫奢を禁ず。上馬を戰鬪逐北に事とせず、民馬を以て遠く淫物を通せず。力を積む所は唯田疇のみ。力を田疇に積めば必ず且つ糞灌す。故に曰く、天下道有れば走馬を却けて以て糞するなり。

● 兵役を起すこと稀なり ● 淫靡無用のものを遠くより運搬せず ● 田は穀物の田、疇は麻の田 ● 培養灌溉に用ふ

人君なる者無道なれば、則ち内其の民を暴虐し、外其の隣國を侵欺す。内暴虐なれば則ち民の産絶ゆ。外侵欺すれば則ち兵數起る。民の産絶ゆれば則ち畜生

其隣國。内暴
 虛則民産絶。
 外侵欺則兵
 數起。民産絶
 則畜生少。兵
 數起則士卒
 盡。畜生少則
 戎馬乏。士卒
 盡則軍危殆。戎
 馬乏則將馬
 給軍之具於將
 馬近臣。故曰。天下無道。戎馬生於郊矣。

少く、兵數起れば則ち士卒盡く。畜生少ければ則ち戎馬乏しく、士卒盡くれば
 則ち軍危殆なり。戎馬乏しければ則ち將馬出で、軍危殆なれば則ち近臣役す。
 馬は軍の大用、郊とは其の近きを言ふなり。今軍に給する所以の具を將馬近臣よ
 りす。故に曰く、天下道無ければ戎馬郊に生ずと。
 ● 將馬は主將の馬 ● 近侍の臣を以て兵士となす ● 馬は軍中に於て必要なるもの

人有欲則計
 會亂。計會亂
 而有欲甚。有
 欲甚則邪心
 勝。邪心勝則
 事經絶。事經
 絶則禍難生。
 由是觀之。禍

人欲有れば則ち計會亂る。計會亂るれば有欲甚し。有欲甚しければ則ち邪
 心勝つ。邪心勝てば則ち事經絶ゆ。事經絶ゆれば則ち禍難生ず。是れに由りて之
 れを觀れば、禍難は邪心に生じ、邪心は可欲に誘はる。可欲の類進んでは則ち良民
 に姦を爲すを教へ、退いては則ち善人をして禍有らしむ。姦起れば則ち上弱
 君を侵し、禍至れば則ち民人多く傷く。然らば則ち可欲の類、上弱君を侵し

難生於邪心。
 邪心誘於可
 欲。可欲之類。
 進則教良民
 爲姦。退則令
 善人有禍。姦
 起則上侵弱
 君。禍至則民
 人多傷。然則
 可欲之類。上
 侵弱君而下
 傷入民。夫上
 侵弱君而下
 傷入民者。大
 罪也。故曰。禍
 莫大於可欲。
 是以聖人不
 引五色。不淫
 於聲樂。明君
 賤玩好而去

下人民を傷く。夫れ上弱君を侵し、下人民を傷くる者は大罪なり。故に曰く、禍
 は可欲より大なるは莫し。是れを以て聖人は五色に引かれず、聲樂に淫せず。明君
 は玩好を賤しみて淫麗を去る。人に毛羽莫し。衣されば則ち寒を犯さず。上天に屬
 せず、下地に著かず。腸胃を以て根本と爲す。食せざれば則ち活くる能はず。是れ
 を以て欲利の心を免れず。欲利の心除かざるは其の身の憂なり。故に聖人は衣
 以て寒を犯すに足り、食以て虚を充すに足れば則ち憂へず。衆人は則ち然らず。大
 は諸侯と爲り、小は千金の資を餘し、其の欲得の憂除かず。胥靡も免るゝ有り、
 死罪も時に活く。今足るを知らざる者の憂は終身解けず。故に曰く、禍は足
 るを知らざるより大なるは莫しと。故に欲利甚しければ於に憂ふ。憂ふれば則ち
 疾生ず。疾生じて智慧衰ふ。智慧衰ふれば則ち度量を失ふ。度量を失へ
 ば則ち妄りに舉動す。妄りに舉動すれば則ち禍害至る。禍害至りて疾内に嬰る。
 疾内に嬰れば則ち痛禍外より薄る。痛禍外より薄れば則ち苦痛腸胃の間に難は

淫麗。人無三毛。羽。不衣。則不犯寒。上不屬天。而下不著地。以二腸胃。爲二根本。不食。則不能活。是以不免於欲利之心。欲利之心。不除。其身之憂也。故聖人衣足以犯寒。食足以充虛。則不憂矣。衆人則不然。大爲諸侯。小餘千金之資。其欲得之。憂不除也。胥靡有免。死罪時活。今不知足者之憂。終身不解。故曰。禍莫大於不知足。故欲利甚於憂。憂則疾生。疾生而智慧衰。智慧衰則失度量。失度量則妄舉動。妄舉動則禍害至。禍害至而疾嬰內。疾嬰內則痛。痛薄外。痛薄外則苦。苦難於腸胃之間。則傷人也。惜則退而自咎。退而自咎也。生於欲利。故曰。咎莫憚於欲利。

- 人私欲に蔽はるれば思慮惑亂す
- 事物の經理
- 欲すべきものを欲したる結果禍主を侵し人民を傷く
- 欲利の心を去ること能はざるは身の苦痛なり
- 欲得は欲利の蔽か
- 胥靡は輕刑をいふ
- 惜は利なり、するどし
- 自ら身を咎むるは欲利より甚しきはなし

道者。萬物之所。然也。萬理之所。稽也。萬理者。成物之文也。道者。萬物

道は萬物の然る所なり。萬理の稽する所なり。理は成物の文なり。道は萬物の成る所以なり。故に曰く、道は之れを理むる者なり。物に理有り、以て相薄るべからず。物に理有り、以て相薄るべからず、故に之れを理めて物の制と爲す。

之所。以成也。故曰。道理之者也。物有理。不可。以相薄。以相薄。故理之。爲二物之制。萬物各異。理。而道盡。稽。萬物之理。故不。得。不。化。故無。常。操。是以生死氣稟焉。萬智斟酌焉。萬事廢興焉。

萬物各理を異にす。萬物各理を異にして道は盡く萬物の理を稽す。故に化せざるを得ず。化せざるを得ざるが故に常操無し。是れを以て生死氣稟し、萬智斟酌し、萬事廢興す。

- 萬物の必然的原理なり
- 萬物の法則として古今變ずべからざるものなり。精は留、野の義
- 理は已に形を成せる萬物の較理なり
- 道は萬物の生々發展の根本なり
- 道は萬物を整理するものなり
- 物には原理といふものありて互に相犯すこと能はず
- 道はこれを治めて強制す
- 萬物理を異にし而して道は萬物の理を合同して一となす、殊は合するなり
- 故に自然に調和せざるを得ず
- 時と變化して一定の常操なし
- 生々死々皆それらに天地の氣をうくるも道による
- 智慧の斟酌して淺い深いあるも道に因る
- 萬事の興廢も道に因る、つまり道は宇宙の根本なり

天は之れを得て以て高く、地は之れを得て以て藏し、維斗之れを得て以て其の威を爲し、日月之れを得て以て其の光を恒にし、五常之れを得て以て其の位を常にし、列星之れを得て以て其の行を端し、四時之れを得て以て其の變氣を御し、

光。五常得之。以常其位。列星得之。以端其行。四時得之。以御其變。氣。軒轅得之。以擅四方。赤松得之。與天地一統。聖人得之。以成文章。道與堯舜俱。智與桀紂俱。狂與湯武俱。滅。與湯武俱。昌。以爲近乎。遊於四極。以爲遠乎。常在吾側。以爲暗乎。其光昭昭。以爲明乎。其

軒轅之れを得て以て四方を擅にし、赤松之れを得て天地と統し、聖人之れを得て以て文章を成す。道は堯舜に與すれば俱に智なり、桀紂に與すれば俱に狂なり。桀紂に與すれば俱に滅し、湯武に與すれば俱に昌ゆ。以て近しと爲すか、四極に遊ぶ。以て遠しと爲すか、常に吾側に在り。以て暗しと爲すか、其光昭昭たり。以て明と爲すか、其の物冥冥たり。而して功は天地を成し、和は雷霆を化す。宇内の物は之れを恃みて以て成る。凡そ道の情、制せず、形せず。柔弱にして時に隨ひ、理と相應す。萬物之を得て以て死し、之れを得て以て生じ、萬物之れを得て以て敗れ、之れを得て以て成る。道は諸れを譬ふれば水の若し、溺者多く之れを飲めば即ち死し、渴者適に之れを飲めば則ち生く。之れを譬ふるに劍戟の若し、愚人以て忿を行へば則ち禍生じ、聖人以て暴を誅すれば則ち福成る。故に之れを得て以て死し、之れを得て以て生き、之れを得て以て敗れ、之れを得て以て成る。

● 維は天の四方、斗は北斗七星なり。天の維は北斗を以て之れを運ちすといふ、北斗は破軍星といひて、その向ふ所は必ず敗軍すといふ、故に其の威を爲すといふ ● 五常は五行にして木火土金水なり ● 位置を定む ● 列星は其の運行を正しくす ● 春夏秋冬はこれを得て氣候の變化を説ぶ ● 黃帝軒轅氏はこれを得て四方を制し四方を朝せしむ ● 仙人の赤松氏はこれを得て天地と終始す ● 聖人はこれを得て文物を制定す ● 功は天地の大を爲す ● 道の實情は定則もなく定形もなし ● 柔弱にして時に隨ひ理に應じて活動す

物冥冥。而功成。天地。和化。雷霆。宇内。之物。恃之。以成。凡道之情。不制。不形。柔弱。隨時。與理相應。萬物得之。以死。得之。以生。成。道譬諸若水。溺者。多飲之。即死。渴者。適飲之。則生。譬之。若劍戟。愚人。以行忿。則禍生。聖人。以誅暴。則福成。故得之。以死。得之。以生。得之。以敗。得之。以成。

人希見生象也。而得死象之骨。按其圖。以想其生也。故諸人之所。以意想者。皆謂之象也。今道雖不可得。聞見。聖人執

人、生きたる象を見ること希なり。而して死したる象の骨を得て其の圖を按じて以て其の生を想ふ。故に諸人の意想する所以の者は皆之れを象と謂ふ。今道は聞見を得べからずと雖も、聖人其の見功を執り以て其の形を處見す。故に曰く、無狀の狀、無物の象と。

● 諸人の意を以て臆測するものを象とす ● 聖人は現在の跡を擧げて道の形狀を見はす ● 道は無狀の狀無物の象にて吾人の感覺を超越して存在す

其見功。以處二見其形。故曰。無狀之狀。無物之象。

凡理者。方圓長短。麤靡堅脆之分也。故理定而後物可得道也。故理有存亡。有死生。有盛衰。夫物之一存一亡。乍死乍生。初盛而後衰者。不可謂常。唯夫與天地之剖判也。俱生。至天地之消散也。不

凡そ理は方圓長短、麤靡、堅脆の分なり。故に理定まりて後に物道を得べきなり。故に理に存亡有り、死生有り、盛衰有り。夫れ物の一存一亡、乍ち死し乍ち生じ、初めに盛にして後に衰ふる者、常と謂ふべからず。唯夫れ天地の剖判と俱に生き、天地の消散に至るも死せず衰へざるものは常と謂ふべし。而して常は易ふる攸無く、定理無し。定理無きは常に在るに非ず。是れを以て道とすべからざるなり。聖人其の玄虚を觀、其の周行を用ひ、彊ひて之れに字して道と曰ふ。然り而して論すべし。故に曰く、道の道とすべきは常の道に非るなり。

● 理とは形貌の上からは方圓長短物質の上からは粗密堅脆の分界なり ● 理定まりて後に物は道に従ふを得 ● 常といふものは變易なく、定理なし、又常處なし、故に道とは云へず ● 聖人は聲も臭もなき虚空の間に至るの存し、循環周行して斷りなきを取りて強ひて道といふ ● 此の名立ちてから始めて道と名とを論ずべし ● 道の道として指示すべきものは恒久不變の眞の大道にはあらず

攸易。無定理。無定理。非在於常。是以不可道也。聖人觀其玄虚。用其周行。彊字之曰道。然

而可論。故曰。道可道非常道也。

人始於生。而卒於死。始之謂出。卒之謂入。故曰。出生入死。人之身。三百六十節。四肢九竅。其大具也。四肢與九竅。十有三者。十有三者之動靜。盡屬於生焉。屬之謂徒也。故曰。生之徒。十有三者。至其死也。十有三具者。皆還而屬之於死。死

人は生るゝに始まりて死に卒る。始を之れ出と謂ひ、卒を之れ入と謂ふ。故に生に出で死に入ると曰ふ。人の身、三百六十節と、四肢九竅とは其大具なり。四肢と九竅との十有三の者、十有三の者の動靜は、盡く生に屬す。屬は之れを徒と謂ふなり。故に曰く、生の徒十有三と。其死に至るや、十有三の具は皆還りて之れを死に屬す。死の徒亦十有三。故に曰く、生の徒十有三、死の徒十有三と。凡そ民の生生して生ずる者固より動く。動盡くれば則ち損するなり。而して動止まず。是れ損して止まざるなり。損して止まざれば則ち生盡く。生盡くる之れを死と謂ふ。則ち十有三の具は皆死地たるなり。故に曰く、民の生生して動き、動きて皆死地に之くもの之十有三と。

● 大體の要具なり ● 生に屬すとは關係するなり ● 此の十有三は又死の原因になる ● 十有三の具は皆死に關係す故に死の徒も十有三あり ● 生長生成りて更に生じ、動いて止まらず、動作の極度に達すれば損す

之徒亦十有三。故曰。生之徒十有三。死之徒十有三。凡民之生而生者固動。動盡則損也。而動不止。是損而不止也。損而不止則生盡。生盡之謂死。則十有三具者。皆爲死地也。故曰。民之生而生而動。動皆之死地之十有三。

是以聖人愛精神而貴處靜。此甚大於兕虎之害。夫兕虎有域。動靜有時。避其域。省其時。則免其兕虎之害矣。民獨知兕虎之有二爪。而莫之知。萬物之盡有爪角也。不兔於萬物之害。何以論之。時雨降集。曠野開靜。而以昏

是れを以て聖人は精神を愛して處靜を貴ぶ。此れ甚だ兕虎の害より大なり。夫れ兕虎は域有り、動靜は時有り。其域を避け、其の時を省れば、則ち其の兕虎の害を免る。民獨り兕虎の爪角有るを知りて、萬物の盡く爪角有るを知る莫きや、萬物の害を免れず。何を以て之れを論ずるか。時雨降集、曠野開靜、而して昏晨を以て山川を犯せば、則ち風露の爪角之れを害す。上に事へて忠ならず、輕く禁令を犯せば、則ち刑法の爪角之れを害す。郷に處りて節あらず、憎愛度無ければ、則ち争鬪の爪角之れを害す。嗜欲限り無く、動靜節ならざれば、則ち瘡疽の爪角之れを害す。好みて其の私智を用ひて道理を棄つれば、則ち網羅の爪角之れを害す。兕虎域有り、萬害原有り。其域を避け其の原を塞げば、則ち諸害を免れん。

●處靜は靜に居るの意、但處靜の說と見れば更によく通ず。此の以下缺文あるに似たり ●兕虎は瘡み場所が

定まり出授にも時節あり ●時雨降り、曠野に人無く靜かなるとき、又は夜遅くか朝早く山川を跋渉せば風露の爪角に犯さる ●郷里にありて長幼の序なく、愛憎を擅にすれば争鬪の爪角にかゝる ●色食の欲を擅にし起居備まざれば腫物惡瘡に害せらる ●網羅は告好進坐をいふ

晨犯山川。則風露之爪角害之。事上不忠。輕犯禁令。則刑法之爪角害之。處瘡疽之爪角害之。好用其私智。棄而道理。則網羅之爪角害之。兕虎有域。而萬害有原。避其

凡兵革者。所以備害也。重生者。雖入軍。無忿争之心。無忿争之心。則無所用救。害之備。此非獨謂野處之軍也。聖人之遊世也。無害人之心。無害人之心。則必

凡を兵革は害に備ふる所以なり。生を重んずる者は軍に入ると雖も忿争の心無し。忿争の心無ければ、則ち害を救ふの備を用ふる所無し。此れ獨り野處の軍を謂ふのみに非ざるなり。聖人の世に遊ぶや、人を害するの心無し。人を害するの心無ければ、則ち必ず人の害無し。人の害無ければ、則ち人に備へず。故に曰く、陸行して兕虎に遇はずと。山に入るも備を恃みて以て害を救はず。故に曰く、軍に入りて甲兵を破らすと。諸害を遠ざく。故に曰く、兕も其の角を投ずる所無く、虎も其の爪を錯く所無く、兵も其の刃を容るゝ所無しと。備を設けずして必ず害無

無一人害。無一人害。則不備。人。故曰。陸行不遇。兕虎。入山不恃備。以救害。故曰。入軍不被甲兵。遠也。諸害。故曰。兕無所投。其角。虎無所錯。其爪。兵無所容。其刃。不設備。而必無害。天地之道理也。故曰。無死地焉。動無死地。而謂之善攝生矣。

愛子者慈於子。重生者慈於身。貴功者慈於事。慈母之於弱子也。務致其福。務除其禍。則事除。其禍。則思慮熟。思慮熟則

きは天地の道理なり。天地の道を體す。故に曰く、死地無しと。動いて死地無し。之れを善く生を攝すと謂ふ。

● 生を愛するものは軍中に入るも慎む事聞せず ● 慎むの心無ければ害を防ぐべき兵革の用意を用ひず ● 山に入るは一説に軍に入るならんと ● 聖人は天地の道理を體得して居る ● 聖人は死すべき筋なし ● 動きても死地に入らぬときは即ち善く其の生を攝養したるものなり

子を愛する者は子に慈なり。生を重んずる者は身に慈なり。功を貴ぶ者は事に慈なり。慈母の弱子に於けるや、其の福を致すと務む。其の福を致すと務めば則ち其の禍を除くを事とす。其の禍を除くを事とすれば則ち思慮熟す。思慮熟すれば則ち事理を得。事理を得れば則ち必ず功を成す。必ず功を成せば則ち其の之れを行ふや疑はず。疑はざる之れを勇と謂ふ。聖人の萬事に於けるや、盡く慈母の弱子の爲めに慮るが如きなり。故に必ず行ふの道を見る。必ず行ふ

得事理。得事理。則必成。功。必成。功。則其行之也。不疑。不疑。之。謂。勇。聖人之於萬事也。盡如慈母之爲弱子。慮也。故見必行之道。見必行之道。則明。其從事。亦不疑。不疑。之。謂。勇。不疑。生於慈。故曰。慈故能勇。周公曰。冬日之閉凍也。不固。則春夏之長草木也。不茂。天地不能常修。常費。而況於人乎。故萬物必有盛衰。萬事必有弛張。國家必有文武。官治必有賞罰。是以智士儉用其財。則家富。聖人愛其神。則精盛。人君

の道を見れば則ち其事に従ふに明に、亦疑はず。疑はざる之れを勇と謂ふ。疑はざるは慈に生ず。故に曰く、慈なるが故に能く勇と。周公曰く、冬日の閉凍するや固ならずれば則ち春夏の草木を長するや茂ならずと。天地は常に侈り、常に費す能はず。況んや人に成てをや。故に萬物必ず盛衰あり、萬事必ず弛張有り、國家必ず文武有り、官治必ず賞罰有り。是れを以て智士其の財を儉用すれば則ち家富み、聖人其の神を愛寶すれば則ち精盛に、人君其の卒を戦はすを重んずれば則ち民衆し。民衆ければ則ち國廣し。是れを以て之れを舉ぐ、曰く、儉故に能く廣しと。

● 冬日凍ること少ければ春夏の候發生すること盛ならず ● 天地は恆久不變に移り費す能はず ● ゆるむことと張ること ● 聖人はその心神を愛惜すれば精力盛なり ● 士卒を戰爭に出すことを重視して妄りに用ひざれば民衆殖す ● 故に驛り示すなり ● 儉なるが故に領土廣くなる

重戰其卒則民衆。民衆則國廣。是以舉之曰。儉故能廣。

凡物之有形者。易裁也。易割也。何以論之。有形則有短長。有短長則有小大。有小大則有方圓。有方圓則有堅脆。有堅脆則有輕重。有輕重則有白黑。短長大小方圓堅脆。輕重白黑之謂理。理定而物易割也。故論於大庭而後言。則立權

凡そ物の形有る者は裁ち易きなり。割き易きなり。何を以て之れを論ずるか。形有れば則ち短長有り。短長有れば則ち小大有り。小大有れば則ち方圓有り。方圓有れば則ち堅脆有り。堅脆有れば則ち輕重有り。輕重有れば則ち白黒有り。短長大小、方圓堅脆、輕重黑白之れを理と謂ふ。理定まりて物割き易きなり。故に大庭に議して後に言へば則ち權議の士を立てて之れを知る。故に方圓を成さんと欲して、規矩に隨へば、則ち萬事の功形はる。而して萬事規矩有らざる莫し。言を議するの士は規矩を計會するなり。聖人は、盡く萬物の規矩に隨ふ。故に曰く、敢て天下の先と爲らざる。敢て天下の先と爲らざれば、則ち事事とせざる無く、功功とせざる無く、議必ず世を蓋ふ。大官に處る無からんと欲するも其れ得べけんや。大官に處る之れを事と成すの長と爲ると謂ふ。是れを以て故に曰く、敢て天下の先と爲らざる。故に能く事を成すの長と爲ると。

議之士。知之矣。故欲成方圓。而隨於規矩。則萬事之功形矣。而萬物莫不有規矩。言之士。計會規矩也。聖人盡隨於萬物之規矩。故曰。不三敢爲天下先。不三敢爲功。無不功。而議必蓋世。欲無處大官。其可得乎。處大官之謂爲成事長。是以故曰。不三敢爲天下先。故能爲成事長。

● 理即ち物の特別の性なり ● 理が定まれば物は何ともなる ● 大庭は明庭なり、王侯盟合を設するには權衡を執りて議するところの賢哲を參與せしむ ● 萬事規矩に合はぬものなし ● 言を議する士に問ふことは即ち規矩に合するなり ● 天下の先とならずして人に委任するを以て事として成らざるなく功として成らざるはなし ● 諸國一世をまはひて、自然に大官となりて人の上に立つ ● 事を成就するの長になるを得 ● 敢て天下の先とならざるが故に事物を成就する首長と爲るを得

慈於子者。不三敢絶衣食。慈於身者。不三敢離法度。慈於方圓者。不三敢舍規矩。故臨兵而慈於士吏。則戰勝敵。

子に慈なる者は敢て衣食を絶たす。身に慈なる者は敢て法度を離れず。方圓に慈なる者は敢て規矩を捨てず。故に兵に臨みて士吏に慈なれば則ち戦ひて敵に勝ち、器械に慈なれば則ち城堅固なり。故に曰く、戦に慈なれば則ち勝ち、以て守れば則ち固しと。夫れ能く自ら全うするなり。盡く萬物の理に隨ふ者は必ず且つ天生有り。天生なる者は生心なり。故に天下の道は盡く生に之くなり。

慈於器械。則城堅固。故曰。慈於戰則勝。以守則固。夫能自全也。而盡隨於萬物之理者。必且有天生。天生也者。生心也。故天下之道。盡之生也。若以慈衛之也。事必萬全。而舉無不當。則謂之實矣。故曰。吾有三寶。持而寶之。書之所謂大道也者。端道也。所謂貌施也者。邪道也。所謂徑大也者。佳麗也。佳麗也者。邪道之分也。朝甚除也者。獄訟

若し慈を以て之れを衛るや事必ず萬全にして舉當らざるなし。則ち之れを寶と謂ふ。故に曰く、吾に三寶有り、持して之れを寶とすと。書の所謂大道なる者は端道なり。所謂貌施なる者は邪道なり。所謂徑大なる者は佳麗なり。佳麗なる者は邪道の分なり。朝甚だ除なる者は獄訟繁きなり。獄訟繁ければ則ち田荒る。田荒るれば則ち府倉虚し。府倉虚しければ則ち國貧し。國貧しければ民俗淫修なり。民俗淫修なれば則ち衣食の業絶ゆ。衣食の業絶ゆれば則ち民巧詐を飾る無きを得ず。巧詐を飾れば則ち采文を知る。采文を知る、之れを文采を服すと請ふ。

● 天から生存さしてくれるなり ● 天の道理は生々發展するを以て心とす ● 天下の道は悉く生に行かぬものなし ● 舉動に失當なし ● 慈と愛と敬て天下の先とならざるの三つを三寶とす ● 端道は正道なり ● 外貌に文飾を施すことは邪道なり ● 大道に就きて徑路を求むるは佳麗を好むなり ● 佳麗は邪道の分取したる小なる表はれなり ● 朝廷の掃除して甚だ淨きは訴訟の多きなり ● 文章采色の衣を着て外を飾るなり

繁也。獄訟繁則田荒。田荒則府倉虚。府倉虚則國貧。國貧而民俗淫修。民俗淫修。則衣食之業絶。衣食之業絶。則民不得無飾。飾巧詐。則知采文。知采文之謂服文采也。

獄訟繁。倉庫虚而有以淫修爲俗。則國之傷也。若下以利劍刺之。故曰。帶利劍。諸夫飾智。故以至於傷國者。其私家必富。私家必富。故曰。資貨有餘。國有若者是者。則愚民不得無術而效之。效之則小盜生。由是觀之。大姦作則小

獄訟繁く、倉庫虚にして有淫修を以て俗と爲すは則ち國の傷なり。利劍を以て之れを刺すが若し。故に曰く、利劍を帶ぶと。諸夫の智故を飾り以て國を傷くる者は其の私家必ず富む。私家必ず富む、故に曰く、資貨餘有りと。國是の若き者有れば則ち愚民術として之れに效ふ無きを得ず。之れに效へば則ち小盜生ず。是れに由りて之れを觀れば、大姦作れば則ち小盜隨ふ。大姦唱ふれば則ち小盜和す。竿なるものは五聲の長なる者なり。故に竿先んずれば則ち鐘瑟皆隨ふ。竿唱ふれば則ち諸樂皆和す。今大姦作れば則ち俗の民唱ふ。俗の民唱ふれば則ち小盜必ず和す。故に文采を服し、利劍を帶び、飲食に厭き、而して資貨餘有る者、是れを之れ盜竿と謂ふ。

● 暴君は利劍を帯びて人民を苦しむ ● 卿相の家が必ず富む ● 國家に此の如きものあれば愚民は智術を以てその眞似を爲す ● 竿は樂器の名 ● 盜竿は老子に盜奪とあり、盜根にて盜の生ずる所なり

盜隨。大姦唱則小盜和。五聲之長者也。故竽先則鐘瑟皆隨。竽唱則諸樂皆和。今大姦作。則俗之民唱。俗之民唱。則小盜必和。故服文采。帶利劍。厭飲食。而資貨有餘者。是之謂盜竽矣。

人無愚智。莫不有趨舍。恬淡平安。莫不知禍福之所由來。誘於好惡。怵於淫物。而後變亂。所以然者。引於外物。亂於玩好也。恬淡有趨舍之義。平安知禍福之計。而今也。玩好變之。外物引之。引之而往。故曰。校。至聖人不然。一

人愚智と無く趨舍有らざる莫し。恬淡平安ならば、禍福の由來する所を知らざる莫し。好惡に誘はれ、淫物に怵はれて後に變亂あり。然る所以のものは、外物に引かれ、玩好に亂さるればなり。恬淡は趨舍の義有り、平安は禍福の計を知る。今や玩好之れを變じ、外物之れを引く。之れを引きて往く、故に校と曰ふ。聖人に至りては然らず。一たび其の趨舍を建つるや、好む所の物を見ると雖も引くこと能はず。引くと能はざる、之れを不拔と謂ふ。一たび其の情に於て欲す可きの類有りと雖も、神爲めに動かさず、之れを不脱と謂ふ。人の子孫たる者は此の道を體して以て宗廟を守るべし。宗廟滅せざる、之れを祭祀絶えずと謂ふ。身は積精を以て徳と爲し、家は寶財を以て徳と爲し、郷國天下は皆民を以て徳と爲す。今身を治めて外物其の精神を亂す能はず、故に曰く、之れを身に脩めて其の徳

建其趨舍。雖見所好之物。不能引。不能引。一於其情。雖有可欲之類。神不爲動。神不爲動。之謂不脱。爲人子孫者。體此道。以守宗廟。宗廟不滅。之謂祭祀不絶。身以積精。爲徳。家以資財。爲徳。郷國天下。皆以民爲徳。今治身而外物不能亂其精神。故曰。脩

乃ち眞と。眞とは慎の固なり。家を治むるに無用の物の其の計を動かす能はずば則ち資餘有り。故に曰く、之れを家に脩めて其の徳餘有り。郷を治むる者、此の節を行へば則ち家の餘有る者益聚る。故に曰く、之れを郷に脩むれば其の徳乃ち長し。邦に治むる者此の節を行へば則ち郷の徳有る者益衆し。故に曰く、之れを邦に脩むれば其の徳乃ち豊と。天下に蒞む者此の節を行へば則ち民の生、其の澤を受けざる莫し。故に曰く、之れを天下に脩むれば、其の徳乃ち普し。身を脩むる者、此れを以て君子小人を別ち、郷を治め、邦を治め、天下に蒞む者、各此の科を以て息耗を適觀すれば則ち萬に一を失はず。故に曰く、身を以て身を觀、家を以て家を觀、郷を以て郷を觀、邦を以て邦を觀、天下を以て天下を觀る。吾奚ぞ以て天下の然るを知るや、此れを以てなり。

● 取捨するところあり ● 恬淡無事にして人欲の動かざる時は禍福は何處より來るかを知らざることなし

之身。其德乃真。真者慎之固也。治家無用之物。不能動其計。則資有餘。故曰。脩之家。其德有餘。治鄉者。則行此節。家之有餘者。益聚。故曰。脩之鄉。其德乃長。治邦者。行此節。則邦之有德者。益衆。故曰。脩之邦。其德乃豐。天下者。行此節。則民之生。莫不受其澤。故曰。脩之天下。其德乃普。脩身者。以此別君子小人。治鄉。治邦。治天下者。各以此科。適觀息耗。則萬不失一。故曰。以身觀身。以家觀家。以鄉觀鄉。以邦觀邦。以天下觀天下。吾奚以知天下之然也。以此。

● 恬淡にして人欲起らざれば取舍の義存す ● 平安無事なれば禍福の由來を知る ● 玩好之を變じ外に引かざるれば爲に引き去らる ● 校は彼の訛なり。披かるゝなり ● 一度取舍を決し正しく之を立つれば、たとひ好む處を見るも心れ引かるゝことなし ● 眞とは謹慎の重きことなり ● 家を治めて無用の長物の爲めに會計を變動せぬときは財餘有り ● 科は科條なり ● 消息損益の狀況を寫と觀察すれば決して誤らず ● 我が一身に就ては他人を見、一家に就ては他人の家を見、我が天下に就ては人の天下を見る。天下の皆然る所以を知るは、斯く我を以て他を見るによる

天下有道無急患。則曰靜。連傳不用。故

天下有道有りて急患無きは則ち靜と曰ふ。連傳用ひず。故に曰く、走馬を却け以て糞すと。天下道無ければ、攻撃休まず。相守る數年已ます。甲冑に蟻虱を生

喻老

曰。却走馬以糞。天下無道。攻撃不休。相守數年不已。甲冑生蟻虱。燕雀處帷幄。而兵不歸。故曰。戎馬生於郊。翟人有獻。豐狐支豹之皮於晉文公。文公受之。客皮而歎曰。此以皮之美。自爲罪。夫治國者。則以名號爲罪。徐偃王是也。則以城與地爲罪。虞虢是也。故曰。罪

じ、燕雀帷幄に處て、而して兵歸らず。故に曰く、戎馬郊に生ずと。翟人豊狐支豹の皮を晉の文公に獻する有り。文公客の皮を受けて歎じて曰く、此れ皮の美を以て自ら罪を爲す。夫れ國を治むる者は則ち名號を以て罪を爲すは、徐の偃王是れなり。則ち城と地とを以て罪を爲すは、虞・虢是れなり。故に曰く、罪は欲すべきより大なるは莫し。智伯、范・中行を兼ねて趙を攻めて已ます。韓魏之れに反し、軍に晉陽に敗れ、身は高梁の東に死し、遂に卒に分たる。其首を漆して以て洩器と爲す。故に曰く、禍は足るを知らざるより大なるは莫し。虞君屈産の乗と、垂棘の璧とを欲し、宮之奇に聽かず、故に邦亡び身死す。故に曰く、咎は得るを欲するより憎きは莫しと。邦は生を以て常と爲す。霸王其れ可なり。身は生を以て常と爲す。富貴其れ可なり。自ら害するを欲せざれば其の邦亡びず。身死せず。故に曰く、足るを知るを之れ足ると爲す。

● 前の解老と同じく老子の註解なり。但此の篇は具體的説明なり ● 天下有道の世に急劇の事變なし。之れを

莫大乎可欲。智伯兼范中行而攻趙不巳。韓魏反之。軍敗晉陽。身死高梁。東遂卒被分。漆其首以爲溲。器故曰。禍莫大乎不知足。虞君欲屈產之乘與垂棘之璧。不聽宮之奇。故邦亡身死。故曰。咎莫憯於欲得。邦以生爲常。霸王其可也。身以生爲常。富貴其可也。不欲自害其邦不亡。身不死。故曰。知足之爲足矣。

諺といふ。① 魯使の必要もなし。驛傳を用ひず。② 馬を走らす必要なく田畑の開墾に用ふ。③ 軍用の馬が近郊に生るゝなり。④ 麋狐は狐の尾の繁きなり。玄豹は黒い豹。⑤ 皮の美しきが仇となりて自ら禍を招きたり。⑥ 名譽の爲めに罪と爲るもの。⑦ 遂に分割せらる。⑧ 搜器は器器即ち小便の壺。⑨ 禍は欲を深くして足るを知らぬが第一なり。⑩ 屈に産すを名馬と、垂棘より出でたる玉。⑪ 宮之奇の言を聴かず道を昏に假して戦を伐たしむ。その事前に出づ。⑫ 善は物を欲しがるが第一なり。⑬ 國家は生存して居ればそれでよし。願王などは餘事なり。⑭ 自ら他を害する考なければ國は亡びず身も死せず。⑮ 足るを知りてその分に安んずれば常に足りて不足はなし。

楚莊王既勝。狩于河雍。歸而賞孫叔敖。孫叔敖請漢間之地。沙石之處。是邦之

楚の莊王既に勝ち、河雍に狩す。歸りて孫叔敖を賞す。孫叔敖、漢間の地と沙石の處とを請ふ。是の邦の法に臣を祿する再世にして地を收む。唯孫叔敖獨り在り。此れ其邦を以て收められざる者は瘠せられたればなり。故に九世にして祀絶えず。故に曰く、善く建つるは拔けず、善く抱くは脱せず、子孫其祭祀を以て

世世絶えずと。孫叔敖の謂なり。

此の國の法に二代以後は知行を取りあげる定めなり。孫叔敖獨り取りあげられず。これは土地あるくして取りあげる必要なければなり。

法。祿臣。再世而收地。唯孫叔敖獨在此。不以其邦爲收者。瘠也。故九世而祀不絶。故曰。善建不拔。善抱不脱。子孫以其祭祀。世世不絶。孫叔敖之謂也。

制在己曰重。不離位曰靜。重則能使輕。靜則能使躁。故曰。重爲輕根。靜爲躁君。故曰。君子終日行。不離輜重也。邦者。人君之輜重。主父生傳其邦。此離其輜重者也。故雖有

制己に在るを重と曰ひ、位を離れざるを靜と曰ふ。重なれば則ち能く輕を使ひ、靜なれば則ち能く躁を使ふ。故に曰く、重は輕の根たり、靜は躁の君爲り。故に曰く、君子終日行くも輜重を離れざるなりと。邦は人君の輜重なり。主父生きたがら其邦を傳ふ。此れ其輜重を離るゝ者なり。故に代雲中の樂有り。と雖も、超然として己に趙無し。主父は萬乘の主なり、而して身を以て天下に輕んず。勢無き、之れを輕と謂ふ。位を離るゝ、之れを躁と謂ふ。是れを以て生きながら幽せられて死す。故に曰く、輕ければ則ち臣を失ひ、躁なれば則ち君を失ふと。主父の謂なり。

代雲中之樂。超然已無。趙矣。主父萬乘之主。而以身輕於天下。無勢之謂輕。離位之謂蹙。是以生幽而死。故曰。輕則失臣。蹙則失君。主父之謂也。

● 與奪の權己に在るを重しといひ、我が屬るべき處を離れざるを靜といふ ● 重は輕の根本にして、靜は躁の主君たり ● 君子は終日行くも衣食を載せたる輜重車を離れず重と靜とを失はず ● 邦は人君に取りて輜重車て即ち重と靜とを爲すものなり ● 人君在世中に位を固るは之れ輜重を離れたるものなり ● 趙の武靈王、國を子に譲りて自ら主父と號す、中山を亡し、代を並せ、長子章を封じて代の安陽君となす、大故置酒して樂しむこと五日とあり ● 詐りて使者と稱して樂に入りしことありしをいふ ● 輕ければ臣を失ひて離散し、蹙なれば君位を失ひひどい日に遺ふ

勢重者。人君之淵也。君人者。勢重於人。臣之間。失則不可復得也。簡公失之於田成。晉公失之於六卿。而邦亡身死。故曰。魚不可脫。

勢重き者は人君の淵なり。人に君たる者、勢人臣の間に重かるべく、失へば則ち復得べからざるなり。簡公、之れを田成に失ひ、晉公之れを六卿に失ひて、邦亡び身死す。故に曰く、魚は深淵より脱すべからずと。賞罰は邦の利器なり。君に在りては則ち臣を制し、臣に在りては則ち君に勝つ。君賞を見せば臣則ち之れを損じ以て徳と爲す。君罰を見せば、臣則ち之れを益し、以て威と爲す。人君賞を見せば、人臣其勢を用ひ、人君罰を見せば、人臣其威に乗す。

故に曰く、邦の利器は以て人に示すべからず。

● 范中行・知・魏・魏の六卿 ● 魚は深淵より脱すべからず、人君は重勢より離るべからず ● 賞罰君にあれば臣を制し、臣にあれば君を制す ● 君賞する所を臣に示せば、臣は先へ廻りてわざと滅らして惠を下に施し、罰を示せば更に輸すときは威を施すなり ● 國の利器たる賞罰は人に示すべからず

於深淵。賞罰也。在君則制。臣。在臣則勝。君。君見賞。臣則損之。以爲徳。君見罰。則臣益之。以爲威。人君見賞。而人臣用其勢。人君見罰。而人臣乘其威。故曰。邦之利器。不可示人。

越王入宦於吳。而勤之伐齊。以弊吳。吳兵既勝。齊人於艾陵。張之於江濟。張之於黃池。故可制於五湖。故曰。將欲翕之。必固張之。將欲弱之。必固彊之。晉獻公

越王、吳に入宦し、之れに勤めて齊を伐ち以て吳を弊す。吳兵、既に齊人に艾陵に勝ち、之れを江濟に張り、之れを黃池に彊くす。故に五湖に制すべし。故に曰く、將に之を翕めんと欲せば、必ず固く之れを張る。將に之れを弱めんと欲せば、必ず固く之れを彊くす。晉の獻公將に虞を襲はんと欲す。之れに遺るに壁馬を以てし、智伯將に仇由を襲はんとし、之れに遺るに廣車を以てす。故に曰く、將に之れを取らんと欲すれば、必ず固く之れに與ふ。

● 吳に降りて臣として事へ、吳王にすゝめて齊と伐ちて吳を疲れしめたり ● 威勢を張りて江濟の間に深淵を

將欲襲虜。遺之以壁馬。智伯將襲仇由。遺之以廣車。故曰將欲取之。必固與之。起事於無形。而要大功於天下。是謂微明。處小弱。而重自卑。謂損弱勝強也。有形之類。大必起於小。行久之物。旅必起於少。故曰天下之難事。必作於易。天下之大事。必作於細。是以欲

作る ① 晉公と黃池の會をなして強く見せかけたり ② 此の機にして両力を損せしめたるを以て趙王は容易に五湖に勝つを得たり ③ 衞はあさへつけるなり彼をあさへつけるは先づ以てそれを強るがよし ④ 弱めんと思はさ必ず強くするがよし ⑤ 垂棘の璧と屈産の馬 ⑥ 廣車は大なる兵車なり ⑦ 之れを取らんと欲せばしばしく之れに與へよ

事を無形に起して大功を天下に要す。是れを微明と謂ふ。小弱に處りて重ねて自ら卑くす。弱を損し強に勝つと謂ふなり。有形の類、大は必ず小より起り、行久の物、旅必ず少より起る。故に曰く、天下の難事は必ず易に作る。天下の大事は必ず細に作る。是れを以て物を制せんと欲する者は其の細に於てするなり。故に曰く、難を其の易に圖り、大を其の細に爲すなり。千丈の隄は蟻の穴を以て潰え、百尺の室は突隙の烟を以て焚く。故に曰く、白圭の隄を行るや、其穴を塞ぎ、丈人の火を慎しむや、其隙を塗る。是れを以て白圭に水難無く、丈人に火患無し。此れ皆易を慎しみて以て難を避け、細を敬して以て大

に遠かる者なり。

● 事を起すに形跡を著さざるは微なり、大功を天下に求むるは明なり。之れ微明なり ● 小弱の者の一層謙遜するは弱を損じて強に勝つことなり ● 久年を経たる者、衆必ず少より始まるものなり。旅は衆なり ● 天下の難事は易き内に企圖すべく大事は小なる内に著手せよ ● かまどの隙間 ● 白圭、孟子に丹の水を治むるは禹にまさるとあり、丹名は圭、周の人 ● 丈は杖にて、丈人は長老の稱 ● 易を慎みて難事にならぬ様にし、瑣細の事を大切に於て手重き事を遠く

制物者。於其細也。故曰。圖難乎於其易也。爲大乎於其細也。千丈之隄。以蟻蟻之穴潰。百尺之室。以突隙之烟焚。故曰。白圭之行隄也。塞其穴。丈人之慎火也。塗其隙。是以白圭無水難。丈人無火患。此皆慎易以避難。敬細以遠大者也。

扁鵲見蔡桓侯。立有間。扁鵲曰。君有疾。在腠理。不治將恐深。桓侯曰。寡人無病。扁鵲出。桓侯曰。醫之好欲治。桓侯應せず。扁鵲出づ。桓侯又悦ばず。居ること十日、扁鵲復見えて曰く、君疾有り、腠理に在り。治めざれば將に深からんを恐ると。桓侯曰く、寡人無し。扁鵲出づ。桓侯曰く、醫の好みて病まざるを治し、以て功を爲さんと欲すと。居ること十日にして扁鵲復た見えて曰く、君の病は肌膚に在り、治めざれば將に易深らんとす。桓侯應せず。扁鵲出づ。桓侯又悦ばず。居ること十日、扁鵲復見えて曰

不病以為功。居十日。扁鵲復則曰。君之病在肌膚。不治將益深。桓侯不應。扁鵲出。桓侯又不悅。居十日。扁鵲復見曰。君之病在腸胃。不治將益深。桓侯又不應。扁鵲出。桓侯又不悅。居十日。扁鵲望桓侯而還走。桓侯故使人問之。扁鵲曰。疾在腠理。湯熨之所及也。在肌膚。鍼石之所及也。在腸胃。火齊之所及也。在骨髓。司命之所屬。無奈何也。

く、君の病腸胃に在り、治めざれば將に益々深からんとす。桓侯又應ぜず。扁鵲出づ。桓侯又悦ばず。居ること十日、扁鵲、桓侯を望みて還り走る。桓侯故に人をして之れに問はしむ。扁鵲曰く、疾、腠理に在るは湯熨の及ぶ所なり。肌膚に在るは鍼石の及ぶ所なり。腸胃に在るは火齊の及ぶ所なり。骨髓に在るは司命の屬する所なり。奈何ともする無きなり。今、骨髓に在り。臣是れを以て請ふ無きなりと。居ること五日、桓侯體痛み、人をして扁鵲を索めしむ。已に秦に逃る。桓侯遂に死す。故に良醫の病を治むるや、之れを腠理に攻む。此れ皆之れを小に争ふ者なり。夫れ事の禍福亦腠理の地有り。故に曰く、聖人蚤く事に従ふと。

- 扁鵲は昔の賢醫
- 腠理、皮膚の孔、毛孔なり
- 易は移の義といふ。但一本益とあり、隨ふべきが如し
- 湯熨は藥布を以て蒸して温む
- 鍼石は金の針と石の針
- 火齊は湯液、煎藥なり
- 司命は星の名にして人の生命を司る
- 聖人は大事にならぬ内に早く事に著手す。今の老子には此文なし

今在骨髓。臣是以無請也。居五日。桓侯體痛。使三人索扁鵲。已逃秦矣。桓侯遂死。故良醫之治病也。攻之於於腠理。此皆争之於小者也。夫事之禍福。亦有腠理之地。故曰。聖人蚤從事焉。昔晉公重耳出亡。過鄭。鄭君不禮。叔瞻諫曰。此賢公子也。君厚待之。可以積德。鄭君不聽。叔瞻又諫曰。不厚。不若殺之。無令有後患。鄭君又不聽。及公子返晉。邦舉兵伐鄭。大破之。取八城焉。晉獻公以垂棘之璧。假道於虞。而

昔、晉公重耳出亡して鄭を過ぐ。鄭君禮せず。叔瞻諫めて曰く、此れ賢公子なり。君厚く之れを待ち以て徳を積むべしと。鄭君聽かず。叔瞻又諫めて曰く、厚くせざれば之れを殺すに若かず。後の患有らしむ無かられと。鄭君又聽かず。公子晉邦に返るに及び、兵を擧げて鄭を伐ち、大に之れを破り、八城を取る。晉の獻公垂棘の璧を以て、道を虞に假りて、虢を伐つ。大夫宮之奇諫めて曰く、不可、虢亡びて齒寒し、虞虢相救ふは、相徳するに非ざるなり。今日晉、虢を亡ぼさば明日虞必ず之れに隨ひて亡びんと。虞君聽かず、其の璧を受けて之れに道を假す。晉已に虢を取りて還る。反りて虞を滅す。此二臣は皆腠理のうちに争ふものなり、而も二君用ひざるなり。然らば則ち叔瞻・宮之奇は亦虞鄭の扁鵲なり。二君聽かず。故に酣鄭以て破れ、虞以て亡ぶ。故に曰く、其安のときは持し

伐虢。大夫宮之奇諫曰。不可。辱亡而商寒。虞虢相救。非相德也。今日晉滅虢。明日虞必隨之亡。虞君不聽。受其璧而假之道。晉已取虢。還反滅虞。此二臣者。皆爭於賤理者也。而二君不聽也。然則叔瞻宮之奇。亦虞鄭之扁鵲也。而二君不聽。故鄭以破。虞以亡。故曰。其安易持也。其未兆易謀也。

易く、其れ未だ兆あらざれば、謀り易きなり。

● 虞の大夫宮之奇なり ● 虞と虢とは互に相救ふ ● 別段恩徳を施すといふ事に非ず利害上當然の事のみ
 ④ 此二臣は晋皮履時代に争ひしも二君は用ひず ● 不安の時には維持し易く、兆さへ無きときは謀り易し

昔者紂爲象箸而箕子怖。以爲象箸必不加於土。則必將犀玉之杯。象箸玉杯。必不美。藪藿則必旆象豹胎。旆象豹胎。必不衣。襪。必不衣。襪。必不衣。襪。

昔者紂、象箸を爲りて箕子怖る。以爲らく、象箸は必ず土鏹に加へず。必ず犀玉の杯を將ひん。象箸、玉杯必ず藪藿を羹にせず。則ち必ず旆象、豹胎にせん、旆象、豹胎必ず襪を衣て茅屋の下に食はず。則ち錦衣九重、廣室高臺せん、吾其卒を畏る、故に其の始めを怖るゝなり。居ること五年、紂、肉圃を爲り、炮烙を設け、糟丘に登り、酒池に臨む。紂遂に以て亡ぶ。故に箕子象箸を見て以て天下の禍を知る。故に曰く、小を見るを明と曰ふ。

● 土鏹は瓦器なり ● 犀角や、珠玉の杯 ● 藪は豆、藿は豆の葉 ● 旆は長毛の牛と象。豹胎は豹の腹中より ● 襪は小襪 襪は毛織の衣 ● 錦衣を幾重も重ね ● 炮烙の刑は銅柱に油を塗り火を點し罪人をしてその上を渡らしむる酷刑 ● 糟は山の如く、酒は池の如く設くるなり

而食於茅屋之下。則錦衣九重。廣室高臺。吾畏其卒。故怖其始。居五年。紂爲肉圃。設炮烙。登糟丘。臨酒池。紂遂以亡。故箕子見象箸。以知天下之禍。故曰。見小曰明。

勾踐吳に入官し、身于戈を執り、吳王の洗馬と爲る。故に能く夫差を姑蘇に殺す。文王、王門に置られ顔色變せず、而して武王紂を牧野に擒にす。故に曰く、柔を守るを強と曰ふ。越王の霸たるや、官を病とせず。武王の王たるや、官を害とせず。故に曰く、聖人は病まざるなり。其の病まざるを以てす。是れを以て病無きなり。

● 洗馬は前驅するなり ● 聖人は人の恥とするところを恥ぢず、故に恥なし

勾踐入官於吳。身執干戈。爲吳王洗馬。故能殺夫差於姑蘇。文王見置於王門。顔色不變。而武王擒紂於牧野。故曰。守柔曰強。越王之覇也。不病官。武王之王也。不害官。故曰。聖人之不病也。以其不病。是以無病也。

宋之鄙人得璞玉而獻之。子罕不受。鄙人曰：此寶也。宜爲君子器。不宜爲細人用。子罕曰：爾以玉爲寶。我以不愛子

宋の鄙人璞玉を得て之れを子罕に獻す。子罕受けず。鄙人曰く、此れ寶なり。宜しく君子の器と爲すべし。宜しく細人の用と爲すべからずと。子罕曰く、爾は玉を以て寶と爲し、我は子の玉を受けざるを以て寶と爲す。是れ鄙人は玉を欲し、子罕は玉を欲せず。故に曰く、欲せざるを欲して、得難きの貨を貴ばず。

● 細人は小人、身分卑きもの ● 欲しがらざるを貴び、得難き珍らしき貨は貴ばぬ

王壽負書而行。見徐馮於周塗。馮曰：事者爲也。爲生於時。知者無常事。書者言也。言生於知。知者不藏書。今子何猶負之而行。於是

王壽書を負ひて行き、徐馮を周塗に見る。馮曰く、事は爲なり。爲は時に生ず。時は常の事無し。書は言なり。言は知に生ず。知は書を藏せず。今子何ぞ猶ほ之れを負ひて行くかと。是に於て王壽因りて其書を焚き、之れを僣す。故に知者は言談を以て教へず。慧者は藏書を以て筐せず。此れ世の過つ所なり。王壽之れを復す。是れ學ばざるを學ぶ。故に曰く、學ばざるを學び、復衆人の過ぐる所に歸る。

● 王壽は古の書を讀む人 ● 周の都へ行く道 ● 事は變に應じて爲すもの。これを爲すには時を知るべし。時には一定の事なし、常に變化す ● 書は言葉なり。言葉は知者より出でたるもの故知者は藏書を要せず ● 慧者は藏書を箱にして携へず ● 王壽は悟りて古に復歸すこれ學ばざるを學び得たるなり ● 學ばざることを學べば衆人のうか／＼と通り過ぎて知らぬところに歸る

王壽因焚其書而僣之。故知者不以言談教。而慧者不以藏書筐。此世之所過也。而王壽復之。是學不學。故曰。學不學。復歸衆人之所過也。

夫れ物に常容有り。因りて乘じて以て之れを導き、因りて物の容に隨ふ。故に靜なれば則ち徳に建ち、動けば則ち道に順ふ。宋人、其君の爲めに、象を以て楮葉を爲る者有り。三年にして成る。豊殺莖柯、毫芒繁澤、之れを楮葉の中に亂して別つべからざるなり。此の人遂に功を以て祿を宋邦に食む。列子之れを聞いて曰く、天地をして三年にして一葉づつを成さしむれば、則ち物の葉有る者寡し。故に天地の資に乗ぜずして一人の身を載せ、道理の數に隨はずして一人の智を學ぶ。此れ皆一葉の行なり。故に冬耕の稼は后稷も羨る能はざるなり。豊年大禾は臧獲も悪しくする能はざるなり。一人の力を以てすれば則ち后稷

夫物有常容。因乘以導之。因隨物之容。故靜則建乎徳。動則順乎道。宋人有爲其君以象爲楮葉者。三年而成。豊殺莖柯。毫芒繁澤。亂之楮葉之中。而不可別也。此人遂以

豊年大禾は臧獲も悪しくする能はざるなり。一人の力を以てすれば則ち后稷

功食祿於宋邦。列子聞之曰。使天下地三年而成一葉。則物之有業者寡矣。故不乘天地之資。而載一人之身。不隨道理之數。而學一人之智。此皆一業之行也。故冬耕之稼。后稷不能羨也。豐年大禾。臧獲不能惡也。以一人之力。則后稷不足。隨自然。則臧獲有餘。故曰。恃萬物之自然。而不敢爲一也。

も足らず。自然に隨へば則ち臧獲も餘有り。故に曰く、萬物の自然を恃みて敢て爲さざるなり。

● 物は一定の形あり。形に隨ひ自然の道に隨ひて用ふべし。● 靜なれば則ち徳に遠き、動きて用事るときには道に従ふべし。● 豐殺は葉の稜角即ちへりなり。室河は室幹。● 蓬巴は巴割、繁澤は色澤なり。● 造化をして三年に一枚位の葉を作らしめば草木に葉有ることなし。● 天地の助に由らずして一身に行はんとし、道理の自然によりずして一人の智慧を學ぶ。● 后稷は周の先祖、堯のとき穀を種うるを教ふ。● 豐年大禾の大は之の畝との説あり。● 臧獲は奴婢。● 萬物の自然を恃みて利用し無難に人工は加へず。

空寂者。神明之戸牖也。耳目竭於聲色。精神竭于外。故中無主。則禍中無主。則禍

空寂は神明の戸牖なり。耳目を聲色に竭し、精神を外貌に竭す。故に中に主無し。中に主無ければ則ち禍福丘山の如しと雖も、從ひて之れを識る無し。故に曰く、戸より出でずして以て天下を知るべく、牖より關はずして以て天道を知るべしと。此れ神明の其實を離れざるを言ふなり。

福雖如丘山。無從識之。故曰。不出於戸。可以知天下。不闕於牖。可以知天道。此言神明之不離其實一也。

● 空寂は孔にて口耳鼻目等。神明は知覺。● 耳目を聲色の爲に疲らし、精神を外貌を飾る爲めに疲らせば身體に主宰者無きに至る。● 主宰者なき精神は丘山の如し禍福に逢ひても知るべき方法なし。● 神聖の知覺が我が身を離れざるなり。

趙襄主學御於王子期。俄而與子期逐三易馬而三後。襄主曰。子之教我御。術未盡也。對曰。術已盡。用之則過也。此御之所貴。馬體安於車。人心調於馬。而後可以進。速致遠。今君後則

趙の襄主、御を王子期に學ぶ。俄にして子期と逐ひ、三たび馬を易へて三たび後る。襄主曰く、子の我に御を教ふる術未だ盡さざるなりと。對へて曰く、術已に盡す。之れを用ふる則ち過つなり。此れ御の貴ぶ所、馬體車に安んじ、人心馬に調ふ。而して後に以て速きに進み漳きを致すべし。今君後るれば則ち臣に速ばんと欲し、先んずれば則ち臣に速ばれんことを恐る。夫れ道を誘め遠きを争ふ。先んずるに非ざれば則ち後るゝなり。先後の心、皆臣に在り。尚ほ何を以て馬を調せん。此れ君の後るゝ所以なり。

● 馬の御し方。● 王子期は王良。● 用ひ方を過つこと。● 馬體は車よりも靜に安んじ、人心は馬よりも靜に落つき、人と馬と相和れて調ふ。● 後になり先になる皆私事の事ばかりを氣にす、馬と相和しやうなし。

欲速臣。先則恐。速於臣。夫誘道爭遠。非先則後也。而先後心皆在於臣。尚何以調於馬。此君之所以後也。

白公勝慮亂。罷朝。倒杖而策銳。貫額而血流。至於地。而不知。鄭人問之。曰。願之忘。將何為忘哉。故曰。其出彌遠者。其智彌少。此言智周乎遠。則所遺在近也。是以聖人無常行也。能並智。故曰。不行而知。不能並視。故曰。不見而明。隨

白公勝亂を慮り、朝を罷め、倒に杖して策鋭額を貫き、血流れて地に至れども知らず。鄭人之れを問して曰く、願を之れ忘る。將た何ぞ忘るを爲さんや。故に曰く、其の出づること彌々遠き者は、其の智彌々少しと。此れ智遠きに周くして則ち遺す所近きに在るを言ふなり。是れを以て聖人は常行無きなり。能く並に智。故に曰く、行かずして知る。能く並に視る。故に曰く、見ずして明。時に隨ひて以て事を舉げ、資に因りて功を立つ。萬物の能を用ひて利を其上に獲。故に曰く、爲さずして成る。

● 白公勝は楚の太子建の子なり。勝は建の鄭に走りて殺されしにより、鄭を怨む ● 亂を爲んと思ひ退朝して、策を倒に杖を刺して血流る ● 問はずは何ひ知る ● 願の痛さを忘る、位故怨は忘れじと云ひて恐る ● その出づること愈々遠く、耳目を用ふることも多ければ智は愈々少しと ● 聖人は行くことなく、又行かざることをなし ● 智遠近に過ぎたり ● 遠く見て偏偏なし ● 時を得て事を爲し、天資によりて成功す ● 萬物の特有の技能によりて利をその上に得 ● 故意に爲さずとも成功す

時以舉事。因資而立功。用萬物之能而獲三利其上。故曰。不爲而成。

楚莊王蒞政。三年。無令發。無政爲也。右司馬御坐。而與王隱曰。有鳥止南方之阜。三年不翅。不飛不鳴。嘿然無聲。此爲何名。王曰。三年不翅。將以不鳴。將以觀民。則雖無飛。飛必冲天。雖無鳴。鳴必驚人。子釋之。不穀知之矣。處

楚の莊王政に蒞み、三年令を發する無く、政を爲す無きなり。右司馬坐に御して王の與に隱して曰く、鳥有り、南方の阜に止まる。三年翅せず、飛ばず、鳴かず、嘿然として聲無し。此れを何の名と爲すと。王の曰く、三年翅せず、將に以て羽翼を長せんとす。飛ばず鳴かず、將に以て民を觀んとす。則ち飛ぶ無しと雖も、飛ばば必ず天に冲せん。鳴く無しと雖も、鳴けば必ず人を驚かさん。子之れを釋け。不穀之れを知れりと。處ること半年にして乃ち自ら政を聽き廢する所の者十、起す所の者九、大臣を誅する五、處士を擧ぐる六、而して邦大に治まり、兵を擧げて齊を誅し、之れを徐州に敗り、晉に河雍に勝ち、諸侯を宋に合し、遂に天下に霸たり。莊王小善を爲さず、故に大名有り、蚤く自ら示さず、故に大功有り。故に曰く、大器晩成、大音希聲と。

● 王の左右に侍して王に聽をかけたなり ● 翅せずは羽ばたかせず ● 小前は暫く黙つて待つべし。吾も前の

牛年。乃自聽政。所廢者十。所起者九。誅大臣五。擧處士六。而邦大治。擧兵誅齊。敗之徐州。勝晉於河雍。合諸侯於宋。遂霸天下。莊王不爲小(善)善。故有三大名。不蚤見示。故有三大功。故曰。大器晚成。大音希聲。

諺に知れり ● 大器は急には成功せずして手間どり、大音を發するものは平時聲なし

楚莊王欲伐越。杜子諫曰。王之伐越。何也。曰。政亂兵弱。杜子曰。臣患之。智如目也。能見百步之外。而不能自見其睫。王之兵自敗於秦。晉。喪地數百里。此兵之弱也。莊驕爲

楚の莊王、越を伐たんと欲す。杜子諫めて曰く、王の越を伐つは何ぞや。曰く、政亂れ兵弱し。杜子曰く、臣之れを患ふ。智は目の如きなり。能く百歩の外を見て、自ら其睫を見る能はず。王の兵、秦・晉に敗れてより、地を喪ふこと數百里。此れ兵の弱きなり。莊驕盜を境内に爲し、而も吏禁する能はず。此れ政の亂なり。王の弱亂の下に非ざるなり。而も越を伐たんと欲す。此れ智の目の如きなりと。王乃ち止む。故に智の難きは人を見るに在らず。自ら見るに在り。故に曰く、自ら之れを見るを明と謂ふ。

● 越の下に非ず、越以上なり

盜於境内。而吏不能禁。此政之亂也。王之弱亂。非越之下也。而欲伐越。此智之如目也。王乃止。故智之難。不在見人。在自見。故曰。自見之謂明。

子夏會子を見る。會子曰く、何ぞ肥えたるや。對へて曰く、戰勝ちたる故に肥ゆるなり。會子曰く、何の謂ぞや。子夏曰く、吾入りて先王の義を見れば則ち之れを榮とし、出でて富貴の樂を見れば又之れを榮とす。兩者胸中に戰ひ未だ勝負を知らず。故に罷せたり。今や先王の義勝つ。故に肥ゆ。是れを以て志の難きは人に勝つに在らず、自ら勝つに在るなり。故に曰く、自ら勝つ、之れを彊と謂ふと。

● 道義的欲望と世俗的欲望と胸中に戰ひて煩悶したり ● 今道義的欲望勝つ故に安心して肥えたり ● 志の難きは人に勝つにあらざして自ら欲心に勝つにあり

胸中。未知三勝負。故罷。今先王之義勝。故肥。是以志之難也。不在勝人。在自勝也。故曰。自勝之謂彊。

周有玉版。紂

周に玉版有り。紂、膠鬲をして之れを索めしむ。文王予へず。費中來り求む。

令膠鬲來之。文王不子。費仲來求。因予之。是膠鬲賢而費仲無道也。周惡賢者之得志也。故予費仲。文王舉太公於渭濱者。貴之也。而資費仲玉版者。是愛之也。故曰。不貴其師。不愛其資。雖知大迷。是謂要妙。

因りて之れに予ふ。是れ膠鬲賢にして費中道無ければなり。周賢者の志を得るを惡む。故に費中に予ふ。文王、太公を渭濱に擧ぐる者は之れを貴ぶなり。費中に玉版を資する者は是れ之れを愛するなり。故に曰く、其師を貴ばず、其資を愛せず、智と雖も大に迷ふ。是れを要妙と謂ふ。

● 玉版は玉を以て簡と爲し圖書を其の上に刻せしもの ● 膠鬲は賢人、費中は佞臣なり。周は敵國にて賢人の任用を喜ばず、故に佞人に與へたるなり ● 之れを利用したるなり ● 其の師を貴ばず助けになるものを利用せずは賢ありとも迷へるものなり。故に師を貴び助けを利用せよ、之れは要妙即肝腎なることなり

卷之七

說林上

湯以伐桀。而恐天下言己爲貪也。因乃讓天下於務光。而恐務光之受之也。乃使三人說務光曰。湯殺君而欲傳惡聲於子。故讓天下於子。務光因自投於河。

● 説は遊説なり。遊説の資料となすべき事實を集めたるものにて林の如く深山あるにより説林といふ ● 河は黄河なり。湯は一たび賢者に譲りし美名を得て次に即位す

秦武王令甘

秦の武王、甘茂をして爲さんと欲する所を僕と行事とに擇ばしむ。孟卯曰く、公

蕪擇^三所欲^レ爲^レ於^レ僕與^レ行事^一。孟卯曰。公不^レ如^レ爲^レ僕。公所^レ長者使^レ也。公雖^レ爲^レ僕。王猶^レ使^レ之於^レ公也。公佩^レ僕璽^二而爲^レ行事^一。是兼官也。

は僕と爲るに如かず。公の長ずる所の者は使なり。公は僕たりと雖も、王猶ほ之れを公に使せしむるなり。公僕の璽を佩びて行事と爲る。是れ兼官なり。

● 僕は大僕とて近親の官なり。行事は使者の役なり。二官を選擇せしめたるなり ● 公は大僕の璽を帯びて且臨時に使者の役をすれば即ち兼官なり

子圍見^レ孔子於^レ商太宰。孔子出。子圍入。請^レ問客。太宰曰。吾已見^レ孔子。則視^レ子猶^レ蚤虱之細者也。吾今見^レ之於^レ君。子圍恐^レ也。因謂^レ太宰曰。君已見^レ孔子。亦將視^レ子猶^レ蚤虱也。太宰因弗復見也。

子圍、孔子を商の太宰に見えしむ。孔子出づ。子圍入りて客を請ひ問ふ。太宰曰く、吾已に孔子を見る。則ち子を視れば猶ほ蚤虱の細なる者のごときなり。吾今之れを君に見えしめんと。子圍孔子の君に貴ばるゝを恐るゝや、因りて太宰に請ひて曰く、君已に孔子を見る。亦將に子を視れば猶ほ蚤虱のごとくならんと。太宰因りて復た見えしめざりき。

● 商は宋をいふ、宋は殷(商)の後なるを以てなり ● 客はどうだと問ふ

魏惠王爲^レ白里之盟。將^レ復^レ立^レ於^レ天子。彭喜謂^レ鄭君曰。君勿聽^レ大國惡^レ有^レ天子。小國利^レ之。君與^レ大不聽^レ。魏焉能與^レ小立^レ之。

魏の惠王、白里の盟を爲し、將に天子を復立せんとす。彭喜、鄭君に謂ひて曰く、君聽く勿れ。大國は天子有るを惡み、小國は之れを利とす。君大に與して聽かずんば、魏焉んぞ能く小とともに之れを立てんや。

● 天子をもと立つ、周室を尊ばんとする也 ● 鄭は魏を指す ● 小國は周に事ふるを有利とす

晉人伐^レ邢。齊桓公將^レ救^レ之。鮑叔曰。太蚤。邢不亡。晉不^レ敵。晉不^レ敵。齊不^レ重。且夫持^レ危之功。不如^レ存^レ亡之德大。君不如^レ晚救^レ之。以^レ敵^レ晉。齊實利。待^レ邢亡^レ而復存^レ之。其名實美。桓公乃弗救。

晉人邢を伐つ。齊の桓公將に之れを救はんとす。鮑叔曰く、太だ蚤し。邢亡びざれば晉敵せず。晉敵せざれば齊重からず。且つ夫れ、危きを持するの功は、亡を存するの徳大なるに如かず。君晚く之れを救ひ、以て晉を敵するに如かず。齊實に利なり。邢の亡ぶるを待ちて復た之れを存す。其の名實に美なりと。桓公乃ち救はず。

● 危きを助くるよりも、亡國を存する方徳大に見ゆ ● 邢の亡びて後再び起すときは其の名實なり

子胥出で走る。邊候之れを得たり。子胥曰く、上我れを索むるは、我に美珠有るを以てなり。今我已に之れを亡ふ。我且日はん、子取りて之れを吞めりと。候因りて之れを釋す。

●楚の國境にある斥候

慶封、亂を齊に爲し、越に走らんと欲す。其族人曰く、晉は近し。奚んぞ晉に之かざる。慶封曰く、越は遠し。以て難を避くるに利あり。族人曰く、是の心を變ずるや、晉に居るも可なり。是の心を變ぜざるや、越より遠しと雖も、其れ以て安かる可けんやと。

●是の心は謀報する心なり

雖遠越。其可以安乎。

智伯、索地於魏宣子。魏宣子曰、何故不子。宣子曰、無故請地。故弗予。任章曰、無故索地。鄰國必恐。彼重欲無厭。天下必懼。君予之地。智伯必驕。而輕敵。鄰邦必懼。而相親。以相親之兵。待輕敵之國。則智氏之命不長矣。周書曰、將欲敗之。必姑輔之。將欲取

智伯、地を魏宣子に索む。魏宣子予へず。任章曰く、何が故に予へざるかと。宣子曰く、故無くして地を請ふ。故に予へずと。任章曰く、故無くして地を索むれば、鄰國必ず恐れん。彼れ重欲厭く無く、天下必ず懼れん。君之れに地を予へよ。智伯必ず驕りて敵を輕んぜん。鄰邦必ず懼れて相親しまん。相親しむの兵を以て敵を輕んずるの國を待たば、則ち智氏の命長からじ。周書に曰く、將に之れを敗らんと欲せば、必ず姑く之れを輔け、將に之れを取らんと欲せば必ず姑く之れに與ふと。君之れを與へ、以て智伯を驕らすに如かず。且君何ぞ天下を以て智氏を圍るを惜み、獨り吾國を以て智氏の質と爲すかと。君曰く、善しと。乃ち之れに萬戸の邑を與ふ。智伯大いに説び、因りて地を趙に索む。與へず、因りて晉陽を圍む。韓魏之れに外に反し、趙氏之れに内に應じ、智氏自ら亡ぶ。

●魏の謀臣 ●重欲は禍欲なり ●天下と共に智氏を亡ぼすべき事を捨て、此の魏國を以て智氏の的となして兵を受けんとするか

之。必姑與之。君不如與之以驕智伯。且君何惜以下天下圖智氏。而獨以吾國爲智氏質乎。君曰。善。乃與之萬戶之邑。智伯大脫。因索地於趙。弗與。因圍晉陽。韓魏反之。外趙氏應之內。智氏自亡。

秦康公築臺三年。荆人起兵。將欲以兵攻齊。任妄曰。饑召兵。疾召兵。勞召兵。亂召兵。君築臺三年。今荆人起兵。將攻齊。臣恐其攻齊爲聲。而以襲秦爲實也。不如備之。成東邊。荆人輟行。

秦の康公臺を築くこと三年。荆人兵を起し、將に兵を以て齊を攻めんと欲す。任妄曰く、饑には兵を召き、疾には兵を召き、勞には兵を召き、亂には兵を召く。君臺を築くこと三年。今荆人兵を起し將に齊を攻めんとす。臣其の齊を攻むるを聲と爲し、秦を襲ふを以て實と爲すを恐るゝなり。之れに備ふるに如かずと。東邊を成る。荆人行を輟む。

齊攻宋。宋使臧孫子南求救於荆。荆大

齊宋を攻む。宋は臧孫子をして南救を荆に求めしむ。荆大いに説び之れを救ふを許す。甚だ歡ぶ。臧孫子憂ひて反る。其の御曰く、救を索めて得たり。

齊宋を攻む。宋は臧孫子をして南救を荆に求めしむ。荆大いに説び之れを救ふを許す。甚だ歡ぶ。臧孫子憂ひて反る。其の御曰く、救を索めて得たり。

說。許救之。甚歡。臧孫子憂而反。其御曰。索救而得。今子有愛色。何也。臧孫子曰。宋小而齊大。夫救小宋而患於大齊。此人之所憂也。而荆王說。必以堅我。我堅而齊敵。荆之所利也。臧孫子乃歸。齊人拔五城於宋。而荆救不至。

今子憂色有るは何ぞやと。臧孫子曰く、宋は小にして齊は大、夫れ小宋を救ひて大齊を患とするは、此れ人の憂ふる所以なり。而るに荆王説ふは、必ず以て我を堅とするなり。我堅にして齊は敵せば荆の利とする所なりと。臧孫子乃ち歸る。齊人五城を宋に抜き、而して荆の救至らず。

- 小宋を救ひて大齊と怨を結ぶは人の憂ふべき所なり
- 荆王喜ぶは必ず我をして堅く守らしめん爲めなり
- 吾人五城を宋に取りたれば荆の救來らざ

魏文侯借道於趙。而攻中山。趙肅侯將不許。趙刻曰。君過矣。魏攻中山。而弗能

魏の文侯、道を趙に借りて中山を攻む。趙の肅侯將に許さざらんとす。趙刻曰く、君過てり。魏中山を攻めて取る能はずんば、則ち魏必ず罷れん。罷るれば則ち魏輕く、魏輕ければ則ち趙重し。魏中山を抜くも必ず趙を越えて中山を有する能はざるなり。是れ兵を用ふる者は魏なり。而して地を得る者は趙なり。君必ず

取。則魏必罷。罷則魏輕。魏輕則趙重。魏拔中山。必不能越趙而有中山也。是用兵者魏也。而得地者趙也。而得已也。君必許之。許之而大歡。彼將知君利之也。必將轅行。君不如借之道。示以不

之れを許せ。之れを許して大いに歡せば、彼將に君の之れを利するを知らんとす、必ず將に行を轅めんとす。君之れに道を借し示すに已むを得ざるを以てするに如かずと。

●之れを許して使者をもてなす

鷓夷子皮事田成子。田成子去齊。走而之燕。鷓夷子皮負傳而從。至望邑。子皮曰。子獨不聞。淵澤之蛇乎。淵澤蛇將徙。有小蛇。謂大

鷓夷子皮、田成子に事ふ。田成子齊を去り、走りて燕に之く。鷓夷子皮傳を負ひて從ひ望邑に至る。子皮曰く、子獨り淵澤の蛇を聞かずや。淵澤の蛇將に徙らんとす。小蛇あり、大蛇に謂ひて曰く、子行きて我之れに隨はば、人以て蛇の行く者と爲さんのみ。必ず子を殺す有らん。相衝んで我を負ひ以て行くに如かず、人必ず我を以て神君と爲さんと。今子は美にして我は惡なり。子を以て我が上客と爲せば千乗の君なり。子を以て我が使者と爲せば萬乗の卿なり。子我が舍人と

爲るに如かずと。田成子因りて傳を負ひて之れに隨ふ。逆旅に至る。逆旅の君之れを待つこと甚だ敬す。因りて酒肉を獻す。

●傳は開所を通る手形なり ●普通の蛇の行くものとす ●酒の神となす ●あなたを我が上客とすれば 僅に千乗の君としか見ず ●あなたを我が使者にせば私は萬乗の卿と見られて優待せられん ●宿屋

蛇曰。子行而我隨之。人以爲蛇之行者。耳。必有殺子。不如相銜負我以行。人必以我爲神君也。今子美而我惡。以子爲我上客。千乗之君也。以子爲我使者。萬乗之卿也。子不如爲我舍人。田成子因負傳而隨之。至逆旅。逆旅之君待之甚敬。因獻酒肉。

温人之周。周不納客。問之曰。客耶。對曰。主人。問其巷人。而不知也。吏因囚之。君使人問之曰。子非周人也。而自謂非客。何也。對曰。臣少也。誦詩曰。

温の人、周に之く。周にては客を納れず。之れに問ひて曰く、客か。對へて曰く、主人と。其巷人を問へば知らざるなり。吏因りて之れを囚ふ。君人をしれ之れに問はしめて曰く、子は周人に非ざるなり。而も自ら客に非すと謂ふは何ぞや。對へて曰く、臣の少きとき、詩を誦す。曰く、普天の下、王土に非ざる莫く、率土の濱、王臣に非ざる莫しと。今君は天子、則ち我は天子の臣なり。豈人の臣と爲りて又之れが客有らんや。故に曰く、主人なりと。君之れを出さしむ。

●外人を客といふに對して周人を主人といへる也 ●町内の者に問へば知らず

與之蟻。今人不知以其愚心而師聖人之智。不亦過乎。

有獻不死之藥於荆王。王嘗者操之以入。中射之士問曰。可食乎。曰。可。因奪而食之。王大怒。使人殺中射之士。中射之士使人說王曰。臣聞謁者曰。可食。臣故食之。是臣無罪。而罪在謁者也。且客獻不死之藥。臣食之而王殺臣。是死藥也。是客欺王也。夫殺無罪之臣。而明人之欺王也。不如釋臣。王乃不殺。

田駟欺鄰君。

田駟、鄰君を欺く、鄰君將に人をして之れを殺さしめんとす。田駟恐れて恵子に

不死の藥を荆王に獻する者有り。謁者之れを操りて以て入る。中射の士問ひて曰く、食ふ可きか。曰く、可なりと。因りて奪ひて之れを食ふ。王大に怒り、人をして中射の士を殺さしむ。中射の士、人をして王に説かして曰く、臣謁者に問ふ。曰く、食ふ可しと。臣故に之れを食ふ。是れ臣に罪無くして、罪は謁者に在るなり。且、客不死の藥を獻す。臣之れを食ひて王臣を殺さば、是れ死藥なり。是れ客王を欺くなり。夫れ無罪の臣を殺して人の王を欺くを明にするなり。臣を釋すに如かざるなりと。王乃ち殺さず。

謁者は奏者番即ち取次人なり

罪。而罪在謁者也。且客獻不死之藥。臣食之而王殺臣。是死藥也。是客欺王也。夫殺無罪之臣。而明人之欺王也。不如釋臣。王乃不殺。

鄰君將使二人殺之。田駟恐告恵子。恵子見鄰君。曰。金有人。見君。則映其一目。奚如。君曰。我必殺之。恵子曰。譬兩目映。君奚爲不殺。君曰。不能。勿映。恵子曰。田駟東慢齊侯。南欺荆王。駟之於欺人。譬也。君奚怨焉。鄰君乃不殺。

告ぐ。恵子鄰君に見えて曰く、今人有り。君を見て則ち其の一目を映にす。奚如と。君曰く、我れ必ず之れを殺さん。恵子曰く、譬は兩目映す。君奚爲れぞ殺さざるか。君曰く、映なき能はず。恵子曰く、田駟は東齊侯を慢り、南荆王を欺く。駟の人を欺くに於ける譬なり。君奚ぞ怨まんと。鄰君乃ち殺さず。

片方の目をとぎて人を見る。明弄の意なり。ふさがぬわけにはゆかず

魯穆公使衆公子或宦於晉。或宦於荆。犁鉏曰。假人於越。而救溺。子越人雖善游。子必不生矣。失火而取

魯の穆公、衆公子をして或は晉に宦し、或は荆に宦せしめんとす。犁鉏曰く、人を越に假りて溺子を救はば、越人善く遊ぶと雖も子必ず生きず。火を失ひて水を海に取らば、海水多しと雖も、火必ず滅せず。遠水は近火を救はざればなり。今晉と荆とは強しと雖も、而も齊は近し。魯の患、其れ救はざらんか。

遠方の水は近火の間に合はず。晉と楚とは強くとも魯の隣たる齊の方が近き故に之を救ふ事能はずらん

水於海。海水雖多。火必不滅矣。遠水不救近火也。今晉與荆雖彊。而齊近。魯患其不救乎。

嚴遂不善。周君患之。馮沮曰。嚴遂相。而韓傀貴於君。不如行賊於韓傀。則君必以爲嚴氏也。

嚴遂、周君に善からず、之れを患ふ。馮沮曰く、嚴遂相なり。而して韓傀は君より貴くせらる。賊を韓傀に行ふに如かず。則ち君必ず以て嚴氏と爲さん。

● 周の君が之れを憂ふ ● 嚴遂は韓に相をして居るも韓傀は君より貴ばれ互に權を争ふ ● 嚴氏が殺したるに相違なしと思ふ

張譚相韓。病將死。公乘無正。懷三十金。而問其疾。居一月。自問張譚曰。若子死將誰使代子。答曰。無正重法。而長上。雖然。不如公子食我之得。民

張譚、韓に相とし、病んで將に死せんとす。公乘無正、三十金を懷にして其疾を問ふ。居ること一月、自ら張譚に問ひて曰く、若し、子死せば將に誰をして子に代らしめんとすと。答へて曰く、無正法を重んじて上を畏る。然りと雖も、公子食我の民を得るに如かざるなりと。張譚死し、因りて公乘無正を相とす。

● 自ら問ふの上に韓王を補ふべし ● 法を重んじ上を畏るといへば王之れを憂ふ。民を得るといへば王喜ばず。故に陽に食我を請めて陰に無正を擧ぐ

也。張譚死。因相公乘無正。

樂羊爲魏將。而攻中山。其子在中山。中山之君烹其子而遺之羹。樂羊坐於幕下。而吸之。盡一盃。文侯謂堵師贊曰。樂羊以我故。而食其子肉。答曰。其子而食之。且誰不食。樂羊罷中山。文侯賞其功。而疑其心。

樂羊、魏將と爲りて中山を攻む。其子中山に在り。中山の君其子を烹て之れに羹を遺る。樂羊幕下に坐して之れを啜り一盃を盡す。文侯、堵師贊に謂ひて曰く、樂羊我の故を以て其子の肉を食ふと。答へて曰く、其子にして之れを食ふ。且誰か食はざらんと。樂羊中山を罷む。文侯、其功を賞して其心を疑ふ。

● 魏の文公なり ● 其の子の肉を食ひ一心なきを示す疑心なり ● 子の肉を食ふ位ならば誰の肉でも食はん

孟孫獵得麇。使秦西巴載之。持歸。其母隨之。而啼。秦西巴弗忍。而

孟孫獵して麇を得たり。秦西巴をして之れを載せて持ち歸らしむ。其母之れ隨ひて啼く。秦西巴忍びずして之れに與ふ。孟孫歸り至りて麇を求む。答へて曰く、余忍びずして其母に與ふと。孟孫大に怒りて之れを逐ふ。居ること三月、復た召

與之。孟孫歸至而求。應答曰。余不忍而與其母。孟孫大怒。逐之。居三月。復召以爲其子傅。其御曰。曩將罪之。今召以爲子傅。何也。孟孫曰。夫不忍。應又且忍吾子乎。故曰。巧詐不如拙誠。樂羊以有功見疑。秦西巴以有罪益信。

して以て其子の傅と爲す。其御曰く、曩に將に之れを罪せんとす。今召して以て子の傅と爲すは何ぞや。孟孫曰く、夫れ應に忍びず、又且吾が子に忍びんやと。故に曰く、巧詐は拙誠に如かず。樂羊は功有るを以て疑はる。秦西巴は罪有るを以て益々信ぜらる。

● 應の子たり ● 劉の鹿なり

曾從子。善相劍者也。衛君怨吳王。曾從子曰。吳王好劍。臣請爲吳王相劍。拔而示之。因爲君

曾從子は善く劍を相する者なり。衛君、吳王を怨む。曾從子曰く、吳王、劍を好む。臣は劍を相する者なり。臣請ふ、吳王の爲めに劍を相し、抜いて之れに示し、因りて君の爲めに之れを刺さんと。衛君曰く、子之れを爲すは是なれども、義に縁るに非ずして、利の爲めにするなり。吳は強くして富み、衛は弱くして貧し。子必ず往かば吾子が吳王の爲めに之れを我に用ふるを恐るゝなりと。乃ち之

れを逐ふ。

● 吳王の爲め今云ひし事を我に用ひ之を刺し殺すかもしれず

刺之。衛君曰。子爲之是也。非緣義也。爲利也。吳疆而富。衛弱而貧。子必往吾。恐子爲吳王用之於我上也。乃逐之。

● 吳王の爲め今云ひし事を我に用ひ之を刺し殺すかもしれず

紂爲象箸。而箕子怖。以爲象箸。爲不盛。羹於土簋。則必犀玉之盃。玉盃象箸。必不盛。菽藿。則必旄象豹胎。則必不衣短褐。而食茅茨之。下。則必錦衣。九重。高臺。廣室也。稱此以求。則天下不足矣。聖人見微以知萌。見端以知末。故見象箸而怖。知天下之不足也。

紂、象箸を爲りて箕子怖る。以へらく象箸を爲れば爲めに、羹を土簋に盛らす。則ち必ず犀玉の盃をせん。玉盃象箸をせば、必ず菽藿を盛らす。則ち必ず旄象豹胎せん。旄象豹胎せば則ち必ず短褐を衣て茅茨の下に食はず。則ち必ず錦衣九重、高臺、廣室なり。此れに稱ひて以て求めば、則ち天下も足らじ。聖人微を見て以て萌を知り、端を見て以て末を知る。故に象箸を見て怖る。天下の足らざるを知るなり。

● 聖人は微を見て兆候を知り、端緒を見て結果を知る ● 天下を擧げて其用を充たすに足らざるを知る

周公旦已勝殷。將攻商蓋。辛公申曰。大難攻。小易服。不如服商蓋。以劫大。乃攻九夷。而商蓋服矣。

周公旦、已に殷に勝ち、將に商蓋を攻めんとす。辛公申曰く、大は攻め難く、小は服し易し。衆小を服し以て大を劫すに如かずと。乃ち九夷を攻めて商蓋服す。

紂爲長夜之飲。懼以失日。問其左右。盡不知也。乃使問箕子。箕子謂其徒曰。爲天下主。而一國皆失日。天下其危矣。一國皆不知。而我獨知之。吾其危矣。辭以醉而不語。

紂、長夜の飲を爲し、以て日を失ふを懼れ、其左右に問ふ。盡く知らざるなり。乃ち箕子に問はしむ。箕子其徒に謂ひて曰く、天下の主と爲りて一國皆日を失ふ。天下其れ危し。一國皆知らざるに、我獨り之れを知らば、吾其れ危しと。辭するに醉ひて知らざるを以てす。

● 日を忘れる位で近臣に問ひても誰も知らず ● 天下の主となり自分のみならず一國皆日を忘る

魯人、身善く履を織り、妻善く縞を織るあり。越に徙る。或ひと之に謂ひて曰く、子必ず窮せん。魯人曰く、何ぞやと。曰く、履は之れを屨にするが爲めなり。

越人既行す。縞は之れを冠にするが爲めなり。而して越人被髮なり。子の長ずる所を以て不用の國に遊ぶ。窮する無からしめんと欲するも其れ得べけんや。

● 履は師のある靴 ● 縞は白絹にて冠を作るに用ふ

謂之曰。子必窮矣。魯人曰。何也。曰。履爲屨之也。而越人既行。縞爲冠之也。而越人被髮。以子之所長。遊於不用之國。欲使無窮。其可得乎。

陳軫、魏王に貴ばる。恵子曰く、必ず善く左右に事へよ。夫れ楊は横に之れを樹ゑても即ち生じ、倒に之れを樹ゑても即ち生じ、折りて之れを樹ゑても又生ず。然れども十人をして之れを樹ゑしめて、一人之れを抜かば、即ち生楊無し。

夫れ十人の衆を以て生じ易きの物を樹ゑ、而も一人に勝たざる者は何ぞや。之を樹ゑるは難くして之れを去るは易ければなり。子自ら王に樹ゑるに工なりと雖も、子を去らしめんと欲する者衆し。子必ず危からんと。

陳軫貴於魏王。恵子曰。必善事左右。夫楊横樹之。即生。倒樹之。即生。折而樹之。又生。然使十人樹之。而一人拔之。即無生楊矣。夫以十人之衆。樹易生之物。而不勝一人者。何也。樹之難而去之易也。子雖工。自樹於王。而欲去子者衆。子必危矣。

魯季孫新弒其君。吳起仕焉。或謂起曰。夫死者始死而血。已血而經。已經而灰。已灰而土。反其土也。無可爲者矣。今季孫乃始血。其毋乃未可知也。吳起因去之晉。

魯の季孫新に其君を弒す。吳起仕ふ。或るひと起に謂ひて曰く、夫れ死者は始めて死して血す。已に血して經す。已に經して灰す。已に灰して土す。其の土に反るや爲すべき者無し。今季孫乃ち未だ始めて血す。其れ乃ち知る可からざる母からんやと。吳起因りて去りて晉に之く。

●魯の哀公なり ●吳起は季孫氏に事ふ ●血は死血なり。血の凝固するなり ●死血更に變じて灰に似ること ●爲すべきもの無しは、消滅し盡すなり ●其の灰滅して土になるかも知れず

隰斯彌見田成子。田成子與登臺四望。三面皆暢。南望隰子家之樹。蔽之。田成子亦不言。隰子歸。使人伐之。斧離數創。

隰斯彌、田成子に見ゆ。田成子與に臺に登りて四望す。三面皆暢び、南望すれば隰子の家の樹之れを蔽ふ。田成子亦言はず。隰子歸り、人をして之れを伐らしむ。斧離くこと數創、隰子之れを止む。其の相室曰く、何ぞ變ずるの數なる。隰子曰く、古者諺あり。曰く、淵中の魚を知る者は不祥。夫れ田子將に大事有らんとす。事大にして我れ之に微を知るをせば、我れ必ず危からん。樹を伐らざるも未だ罪有らざるなり。人の言はざる所を知らば其の罪大なりと。乃ち伐

らす。

●隰斯彌は齊の大夫 ●大事を思ひ立ち齊を奪はんとす ●彼大事を思ひ立ちしに我れ心中の隱微を知ることを示せば身危し ●人の口外せざることを知れば其罪大なり

隰子止之。其相室曰。何變之數也。隰子曰。古者有諺曰。淵中之魚者不祥。夫田子將有大事。事大而我示之。知微。我必危矣。不伐樹。未有罪也。知三人之所不言。其罪大矣。乃不伐也。

隰子止之。其相室曰。何變之數也。隰子曰。古者有諺曰。淵中の魚者不祥。夫田子將有大事。事大而我示之。知微。我必危矣。不伐樹。未有罪也。知三人之所不言。其罪大矣。乃不伐也。

楊子過於宋。東之逆旅。有妾二人。其惡者貴。美者賤。楊子問其故。逆旅之父答曰。美者自美。吾不知其美也。惡者自惡。吾不知其惡也。楊子謂弟曰。行賢而去自賢之心。焉往而不美。

楊子宋を過ぎ、東逆旅に之く。妾二人あり。其の惡なる者は貴く、美なる者は賤し。楊子其の故を問ふ。逆旅の父答へて曰く、美なる者は自ら美とす。吾其の美を知らざるなり。惡なる者は自ら惡とす。吾其の惡を知らざるなり。楊子弟に謂ひて曰く、行賢にして自ら賢とするの心を去れば、焉くに往いて美ならざらん。

●容貌の惡しき方が上坐して美なる方が下坐なり ●美なるものは自ら美とする心ある故に少しも美と思はれず ●行賢にして自ら賢とする心なければ何處に行きても辱はる

衛人嫁其子。而教之曰。必私積聚。爲人婦。而出常也。其成居。幸也。其子因私積聚。其姑以爲多私。而出之。其子所以自反者。陪其所。以嫁。其父不自罪。於教子非也。而自知其益富。今人臣之處官者。皆是類也。

衛人其の子を嫁す。之れに教へて曰く、必ず私に積聚せよ。人の婦と爲りて出さるは常なり。其の居を成すは幸なり。其の子因りて私に積聚す。其の姑以て多く私すと爲して之れを出す。其の子以て自ら反る所の者は、其の以て嫁する所に陪す。其の父自ら子に非を教ふるを罪とせず、而して自ら其の益々富みしを知とす。今人臣の官に處る者は皆是の類なり。

● 其の家に蓄ちつくものはもつけの社会なり ● 持ち歸りたる金は持参金の倍もあり

魯丹三說中山之君。而不受也。因散五十金。事其左右。復見未語。而君與之食。魯丹出而不反舍。遂去。中

魯丹三たび中山の君に説く。受けられず。因りて五十金を散じて其の左右に事へ、復た見えて未だ語らず。君之れに食を與ふ。魯丹出でて舍に反らず。遂に中山を去る。其御曰く、見るに及びて乃ち始めて我を善しとす。何が故に之れを去ると。魯丹曰く、夫人人言を以て我を善とす。必ず人言を以て我を罪せんと。未だ境を出でずして、公子之れを惡みて曰く、趙の爲めに來り間すと。中山君因り

て求めて之れを罪す。

● 問者 ● 問譯に來れりと

山。其御曰。及見乃始善我。何故去之。魯丹曰。夫以入言善我。必以入言罪我。未出境。而公子惡之曰。爲趙來間。中山君因索而罪之。

山。其御曰。及見乃始善我。何故去之。魯丹曰。夫以入言善我。必以入言罪我。未出境。而公子惡之曰。爲趙來間。中山君因索而罪之。

田伯鼎好士。而存其君。自公好士。而亂其好士。則同。其所以爲一則異。公孫友自別。而尊百里。豎刀自宮。而誣桓公。其自刑則同。其所以自刑。則同。其所以爲則異。惠子曰。狂者東走。其東走。則同。其所以東走。之爲。則異。故曰。同事之人。不可不審察一也。

● 其の君の難を教ふ ● 同じ事をする人にて審に其心事を察すべきなり

田伯鼎好士。而存其君。自公好士。而亂其好士。則同。其所以爲一則異。公孫友自別。而尊百里。豎刀自宮。而誣桓公。其自刑則同。其所以自刑。則同。其所以爲則異。惠子曰。狂者東走。其東走。則同。其所以東走。之爲。則異。故曰。同事之人。不可不審察一也。

說林下

伯樂教二人相踞馬。相與之簡子廐觀馬。一人舉馬。其一人從後而循之。三撫其尻而馬不踞。此自以爲失相。其一入曰。子非失相也。此其爲馬也。踐肩而腫膝。夫踞之馬也者。舉後而任前。腫膝不可任也。故後不舉。子巧

伯樂二人に踞馬を相するを教ふ。相與に簡子の廐に之きて馬を觀る。一人踞馬を舉ぐ。其の一人後より之れに循ひ、三たび其尻を撫したれど、馬踞せず。此れ自ら以て相を失ふと爲す。其の一人曰く、子相を失ふに非ざるなり。此れ其の馬たるや、踐肩にして腫膝、夫れ踞馬なるものは後を舉げて前に任ず。腫膝任すべからざるなり。故に後舉げず。子踞馬を相するに巧なるも、腫膝を任するに拙なり。夫れ事は必ず歸する所あり。腫膝する所有るを以てして任ぜず。智者のみ獨り知る所なり。

● 伯樂は古の善く馬を相する人 ● 踞馬は踞る鮮のある馬 ● あれが踞る鮮の馬なりと指し示す ● 踐肩は肩の短きこと。腫膝は膝の太きこと ● 踞る馬は後足を舉げて前足を任せて身をさす ● 膝の太きものはさすべからざるなり ● 事には必ず歸すべき道理あり ● 太膝と同じく勢不可なれば成らず ● 智者のみ知る所にして愚人にはわからず

於相踞馬。拙於任而腫膝。夫事有所必歸。而以有所腫膝而不任。智者之所獨知也。

惠子曰、猿を柙中に置かば則ち豚と同じ。故に勢便ならざれば、能を逞しうする所以に非ざるなり。

● 柙中は檻のなか

衛の將軍文子、曾子を見る。曾子起たず。而して坐席に延き、身を奥に正しくす。文子其御に謂ひて曰く、曾子は愚人なるかな。我を以て君子と爲せば、君子には安んぞ敬母かるべけんや。我を以て暴人と爲せば、暴人には安んぞ悔る可けんや。曾子の僂せられざるは命なり。

● 曾子は身を起して起ちもせず ● 奥は室の西階隅なり ● 侮辱を受けざるは天命なり

也。以我爲暴人也。暴人安可侮也。曾子不僂。命也。

鳥有翮翮者。

鳥に翮翮といふ者あり。重首にして屈尾なり。將に河に飲まんと欲すれば則ち

重首而屈尾。將欲飲於河。則必顧。乃銜其羽而飲之。人之所不可不足者。不可不索其羽也。不索其羽也。體似蛇。蠶似蠶。人見蛇則驚駭。見蠶則毛起。漁者持鱧。婦人拾蠶。利之所。皆爲貢。諸伯樂教其所憎者。相千里之馬。教其所愛者。相馬時。千里之馬。時一。其利緩。驚

必ず顧す。乃ち其羽を銜みて之れを飲ましむ。人の飲みて足らざる有る所の者、其羽を索めざる可からざるなり。

● 首が大にして尾が屈みたり ● 傍の鳥がくはへて水を飲ましむ ● 人も自分一人にて飲む能はざるときは羽をくはへてくれる人即ち補助者を要す

鱧は蛇に似たり。蠶は蠶に似たり。人蛇を見れば則ち驚駭し、蠶を見れば則ち毛起つ。漁者は鱧を持ち、婦人は蠶を拾ふ。利の在る所は皆貢諸たり。

● 鱧の類 ● 芋蟲 ● 貢物は孟賁・專諸なり。孟賁は梁の力士、專諸は吳王僚を刺しし人

伯樂は、其の憎む所の者には千里の馬を相するを教へ、其の愛する所の者には驚馬を相するを教へたり。千里の馬は時に一、其の利緩なり。驚馬は日に售る。其利急なり。此れ周書に所謂下言にして上用なるは惑なり。

● 卑下の言なれども高上の用に當るもの。惑は愚の誤にて愚務の義。或はいふ惑の字は衍と

馬日售。其利急。此周書所謂下言而上用者。惑也。

桓赫曰。刻削之道。鼻莫如大。目莫如小。鼻大可小。小不可大也。目小可大。大不可小也。舉事亦然。爲其不可復者也。則事寡敗也。崇侯惡來知不過紂之誅也。而不見武王之滅之也。比干子胥知其君之必亡也。而不知身之死也。故曰。

桓赫曰く、刻削の道、鼻は大にするに如くは莫し。目は小にするに如くは莫し。鼻の大なるは小にすべく、小なるは大にすべからざるなり。目の小なるは大にすべく、大なるは小にすべからざるなり。事を擧ぐるも亦然り、其の復すべからざるものを爲す。則ち事は敗るゝ寡きなり。

● 人形を刻む術 ● 原文の下の字衍字とせば解し易し。即ち取り返のつく機にすれば事は失敗なし

崇侯・惡來は紂の誅に遇はざるを知るなり。而れども武王之之れを滅ほすを見るざるなり。比干、子胥は其君の必ず亡ぶるを知る。而も身の死するを知らざるなり。故に曰く、崇侯・惡來は心を知りて事を知らず、比干・子胥は事を知りて心を知らず。聖人其れ備はれり。

● 君の心を知りて事の變を知らず ● 聖人は君國とその身二つを知る

崇侯惡來知心而不知事。比干子胥知事而不知心。聖人其備矣。

宋太宰貴而主斷。季子將見宋君。梁子開之曰。語必可與太宰三坐乎。不然將不免。季子因說以貴主而輕國。

宋の太宰、貴くして斷を主とす。季子將に宋君に見えんとす。梁子之れを聞きて曰く、語る必ず太宰と三坐す可きか。然らざれば將に免れざらんとす。季子因りて説くに主を貴くし國を輕んずるを以てす。

● 斷を主とすは實前の權を專にす、太宰、季子及び君と三坐す ● 若しひとりて語れば太宰は自分の懸口を爲すと慮ひて難を免れず ● 主を貴くすべきを説きて君に媚び、國を輕んずべきを説きて太宰に臨ふ

楊朱之弟楊布。衣素衣而出。天雨解素衣。衣緇衣而反。其狗不知而吠之。楊布怒將擊之。楊朱曰。子毋擊也。子亦猶是也。

楊朱の弟楊布、素衣を衣て出でしに天雨ふる。素衣を解き、緇衣を衣て反る。其の狗知らずして之れに吠の。楊布怒りて將に之れを撃たんとす。楊朱曰く、子撃つなかれ。子亦猶ほ是のごとし。女の狗をして白にして往き、黒にして來らしめば、子豈能く怪む母からんや。

● 素衣は白衣なり。緇衣は黒衣なり ● 黒い色の衣

使女狗白而往。黑而來。子豈能毋怪哉。

惠子曰。羿執執持。操弓。關機。越人爭爲持的。弱子扞弓。慈母入室閉戶。故曰。可必則越人必疑。羿不可必則慈母逃。

惠子曰く、羿は執を執り、扞を持し、弓を操り機を關けば、越人争ひて爲めに的を持つ。弱子弓を扞れば、慈母室に入りて戸を閉づ。故に曰く、必ずす可くんば則ち越人も羿を疑はず。必ずす可からずんば則ち慈母も弱子を逃る。

● 羿は昔の善く射る者 ● 執は鉄の誤にてゆがけなり ● 扞は弓小手 ● 十分に引きしぼる ● どこに中るかあてはなちざれば慈母も逃ぐ

桓公問管仲。富之涯乎。管仲曰。水之涯也。其無水者也。富之以涯。其富已足者也。人不能自止。於足而亡。其富之涯乎。

桓公、管仲に問ふ。富涯あるか。管仲曰く、水の涯を以てする、其水無き者なり。富の涯を以てする、其の富已に足る者なり。人自ら足るに止む能はずして亡ぶ。其れ富の涯か。

● 世人足るを知るに止まる能はずして富を失ふ。即ち破産がその涯なまん

宋之富賈有監止子者。與人爭買百金之璞玉。因伴失而毀之。負其百金。而理其毀瑕。得二千鎰焉。事有舉之而有敗。而賢其母。舉之者。負之時也。

宋の富賈、監止子といふ者あり。人と争ひて百金の璞玉を買ふ。因りて伴り失ひて之れを毀ち、其の百金を負ひしも、其の毀瑕を理め、千鎰を得たり。事之れを舉げて敗るゝあり、而も其の母に賢りて之れを舉ぐる者あり。負の時なり。

● 未だ磨かざる玉 ● いつはりて落した風にして毀ち、百金は眞價となりたり ● 一鎰は二十兩なり ● 以下原文脱略あるに似たり、強ひて解すべからず

有欲三以御見。荆王。者。衆驕妬之。因曰。臣能撤處。見王。王爲御不及。鹿。自御及之。王善其御也。乃言衆驕妬之。荆令公子。將伐陳。丈人

御を以て荆王に見えんと欲する者あり。衆驕之れを妬む、因りて曰く、臣能く鹿を撤すと。王に見ゆ。王、御と爲りて鹿に及ばず、自ら御して之れに及ぶ。王、其御を善しとするや、乃み衆驕の之れを妬むを言ふ。

● 衆驕、多くの御者 ● 鹿の走る前を避つて之を撃つ ● 王自ら御者となりて試みしに鹿に追付き得ず ● その御の巧なる人が御となる ● こゝに至りて其者に衆御者の我を妬みし事を王に訴へたり

荆公子に令して將に陳を伐たしめんとす。丈人之れを送りて曰く、晉は強し。

送之曰。晉強不可不慎也。公子曰。丈人奚憂。吾爲丈人破晉。丈人曰。可。吾方慮陳南門之外。公子曰。是何也。曰。我笑。勾踐也。爲人之如。是其易也。已。獨何爲。密密十年。難一乎。

慎しまざる可からずと。公子曰く、丈人奚ぞ憂へん。吾丈人の爲めに晉を破らんと。丈人曰く、可なり。吾方に陳の南門の外に慮せんと。公子曰く、是れ何ぞや。曰く、我勾踐を笑ふ。人と爲りの是の如く其れ易きや、獨り何ぞ密密十年の難きを爲すや。

● 丈人は晋老の人 ● 晉が陳を救ふに相違なし、晉は強し注意すべし ● 喪に居るもの、如く慮を作りて汝の責けて歸るを待たん ● 事をあぐるに此の如く易きものならば勾踐は如何て密々十年の辛苦をなさん、勾踐は如何にも御苦勞なる人にて吾はそれをかかしきなりと、公子の無謀を諷する也

堯以天下讓許由。許由逃之。舍於家人。家人藏其皮冠。夫奔天下。而家人藏其皮冠。是不知許由者也。

堯天下を以て許由に讓る。許由之れを逃れ、家人に舍す。家人其の皮冠を藏す。夫れ天下を弃てたるに、家人は其の皮冠を藏す。是れ許由を知らざる者なり。

● 民家に宿る

三虱相與訟。一虱過之曰。訟者奚說。三虱曰。爭肥饒之地。一虱曰。若亦不患。臘之至。而茅之燥上耳。若又奚患。於是乃相與聚。嚼其母而食之。齧。人乃弗殺。

三虱相與に訟ふ。一虱之れを過ぎて曰く、訟ふる者は奚をか説く。三虱曰く、肥饒の地を争ふなりと。一虱曰く、若、亦臘の至りて茅の燥くを患へざるか。若、又奚ぞ患へんと。是に於て乃ち相與に聚まり其の母を嚼ひて之れを食ふ。齧臙す。人乃ち殺さず。

● 争ふ ● 齧んである家のかちだの肉にてこまてうまうなる所を争ふ也 ● 臘は十二月に行ふ祭の名。茅は家を包むに用ふるもの ● 母は虱たちの養める親家なり

蟲有虱者。一身兩口。爭相乾也。遂相食。因自殺。人臣之爭事而亡其國者。皆虱類也。

蟲に虱といふ者あり。一身兩口。争ひて相齧むや、遂に相食ひ、因りて自ら殺す。人臣の事を争ひて其國を亡ぼす者は皆虱の類なり。

● 一身てありながら口二つあり

宮有聖器。有滌。則潔矣。行身亦然。無潔聖之地。則寡。

宮は聖あり、器は滌あれば則ち潔し。身を行ふも亦然り。潔聖の地無ければ則ち非寡し。

● 家は白塗を塗り、器は洗滌するににより清潔になる ● 洗滌、白塗を加ふる所なき程になれば過失少し、一

非矣。公子糾將爲亂。桓公使使者視之。使者報曰。笑不樂。視不見。必爲亂。乃使魯人殺之。公孫弘斷髮。而爲越王驕。公孫喜使入。絶之曰。吾不與子爲昆弟矣。公孫弘曰。我斷髮。子斷頸。而爲人用兵。我將謂子何。周南之戰。公孫喜死焉。

公子糾將に亂を爲さんとす。桓公使者をして之れを視しむ。使者報じて曰く、笑へども樂しまず。視れども見えす。必ず亂を爲さんと。乃ち魯人をして之れを殺さしむ。

● 齊の桓公の兄なり ● 公孫喜は公孫弘と兄弟の約を結ぶ ● 頸を断つをも意とせず人の爲めに兵を用ふ ● 秦韓二國、周南に戦ふ。公孫喜の將となり討死す

欲賣宅而避之。人曰。是其貫將滿也。子姑待之。答曰。吾恐其以我滿貫也。遂去之。故曰。物之幾者。非所靡也。

に満たんとす。子姑く之れを待てと。答へて曰く、吾、其の我を以て貫を満すを恐るゝなりと。遂に之れを去る。故に曰く、物の幾は靡す所に非ざるなり。

● 悍者は暴悍にて氣のあらい人 ● 罪惡積りて身を亡ぼすべし ● 我を毀して罪を積むを恐るゝなり ● 物の危き兆候を見れば猶豫すべからず直に決すべし

孔子謂弟子曰。孰能導子西之釣名也。子貢曰。賜也。能乃導之。不復疑也。孔子曰。寬哉。不於利。繫哉。民性有恒。曲爲曲。直爲直。孔子曰。子西不免。白公之難。

孔子弟子に謂ひて曰く、孰か能く、子西の釣名を導くかと。子貢曰く、賜や能くせんと。乃ち之れを導く復た疑はざるなり。孔子曰く、寛なるかな、利に被らず。繫なるかな、民性恒あり、曲を曲と爲し、直を直と爲す。孔子曰く、子西免れじと。白公の難に子西死す。故に曰く、行に直なるものは欲に曲ける。

● 楚の令尹子西なり。但此全章蓋し諷刺あり、強ひて解すべからず ● 虚名を貪るを説破すること ● 賜は子貢の名 ● 性寛なるが故に利を計らず ● 性謙なるもの、常として曲を曲とし直を直とす ● 孔子曰くは衍字なり ● 子西は禍を免れざるべし ● 行を直くするものは私欲を行ふもの、爲めに曲げられ易し

子西死焉。故曰。直於行者。曲於欲。

晉の中行文子出亡し、縣邑を過ぐ。從者曰く、此の膏夫は公の故人なり。公奚ぞ休舎せざる。且後車を待て、文子曰く、吾嘗て音を好む。此の人我に鳴琴を遺れり。吾佩を好む。此の人我に玉環を遺れり。是れ我過を振ふ者なり。以て我に容れられんことを求むる者は、吾其の我を以て人に容れられんことを求むるを恐るゝなり。乃ち之れを去る。果して文子の後車二乗を收めて之れを其君に獻す。

● 膏夫は小官の名なり。此地の役人はあなたの舊知なり ● 佩は腰につける玉の飾 ● 我過を増さしむるものなり ● 我に氣に入らんとしたるものは、我を以て人に氣に入らんとするかも知れず

周趨謂宮他曰。爲我謂齊

周趨、宮他に謂ひて曰く、我が爲めに齊王に謂ひて曰く、齊を以て我に魏に資

王曰。以齊資我於魏。請以魏事王。宮他曰。不可。是示之無魏也。齊王必不資於無魏者。而以怨中有魏者。公不如曰。以王之所欲。臣請以魏聽王。齊王必以公爲有魏也。必因公。是公有齊魏也。

せよ。謂ふ、魏を以て王に事へしめんと。宮他曰く、不可。是れ之れに魏無きを示すなり。齊王必ず魏無き者に資して、以て魏ある者に怨まれず。公、王の欲する所を以てせよ。臣請ふ、魏を以て王に聽かんと曰ふに如かず。齊王必ず公を以て魏ありと爲すや、必ず公に因らん。是れ公、齊を有するなり。因りて以て齊魏を有するなり。

白圭謂宋令尹曰。君長自知政。公無事矣。今君少主也。而務名。不如此。如令三荆賀二君。

白圭、宋の令尹に謂ひて曰く、君長すれば自ら政を知らん。公事無し。今君は少主なり。名を務む。刑をして君の孝を賀せしむるに如かざるなり。則ち君公位を奪はれず。大に公を敬重すれば則ち公常に宋に用ひられん。

之孝也。則君不奪公位。而大做三重公。則公常用宋矣。

君政を執れば貴公は權を失ふべし

管仲・鮑叔相謂ひて曰く、君の亂甚し。必ず國を失はん。齊國の諸公子に

管仲鮑叔相謂曰。君亂甚矣。必失國。齊國之諸公子。其可輔者。非公。子糾則小也。與子人白也。與子人達者相收。管仲從公子糾。鮑叔從小白。國人果殺君。小白先入爲君。魯人拘管仲。而效之。鮑叔言而相之。故諺曰。巫咸雖善祝。不能自祓也。秦醫雖善除。不能自彈也。以管仲之聖。而待鮑叔之助。此鄙諺所謂。虜自賣表而

て其れ輔くべき者は公子糾に非ずんば則ち小白なり。子と人ごとに一人に事へ、先達する者は相收めんと。管仲は公子糾に従ひ、鮑叔は小白に従ふ。國人果して君を殺す。小白先づ入りて君と爲る。魯人、管仲を拘へて之れを殺す。鮑叔言ひて之れを相とす。故に諺に曰く、巫咸は善く祝すと雖も、自ら祓ふ能はざるなり。秦醫は善く除くと雖も自ら彈する能はざるなり。管仲の聖を以てしても鮑叔の助けを待つ。此れ鄙諺に所謂虜自ら表を賣りて售れず、士自ら辯を賣りて信ぜられざる者なり。

- 國人叛を爲して君君を殺す小白入りて王となる。即ち桓公なり
- 效は送りとゞけるなり
- 巫咸は祈禱は上手なるも自分の災を除く能はず
- 秦の扁鵲は病を治するが自分の病に針をする能はず
- 夷人自ら表を賣りても賣れず、説客自ら辯を賣りても人が信用せず

不售。士自警繙而不信者也。

荆王伐吳。吳使沮衛馮融。馮融曰。縛之。將軍曰。縛之。殺以豐鼓。問之曰。女來卜乎。答曰。卜。吉乎。曰。吉。荆人曰。今荆將以女豐鼓。其何也。答曰。是故其所以吉也。吳使臣來。將軍怒。將軍深溝高壘。將軍不怒。將懈怠。今也將軍殺

荆王吳を伐つ。吳は沮衛馮融をして荆師を犒はしむ。荆將軍曰く、之れを縛せよ。殺して以て鼓に繫んと。之れに問ひて曰く、女來るとき卜するかと。答へて曰く、卜すと。卜吉か。曰く吉。荆人曰く、今荆將に女を以て鼓に繫らんとす。其れ何ぞや。答へて曰く、是れが故に其の吉なる所以なり。吳、臣をして來らしむるや、固より將軍を視、將軍怒らば將に溝を深くして、壘を高くせんとす。將軍怒らざるば將に懈怠せんとす。今や將軍臣を殺さば則ち吳必ず警守せん。且國の卜は一臣の爲めに卜するに非ず。夫れ一臣を殺して一國を存せば、其れ吉と言はずして何ぞや。且死者知る無ければ則ち臣を以て鼓に繫るも益無きなり。死者知るあらば、臣將に戰の時に當りて臣鼓をして鳴らざらしめんとすと。荆人因りて殺さず。

● 勇はしむ ● 陳太鼓にぬりて血祭す

臣則吳必警守矣。且國之卜。非爲一臣一卜。夫殺一臣而存一國。其不言吉。何也。且死者無知。則以臣豐鼓。無益也。死者有知也。臣將當戰之時。臣使鼓不鳴。荆人因不殺也。

智伯將伐仇由。而道難不通。乃鑄大鐘。遺於仇由之君。仇由之君大說。除道將內之。赤章曼枝曰。不可。此小之所以事大也。而今也大以來卒。必隨之。不可。內也。仇由之君不聽。遂內之。赤章曼枝因斷轂而驅至齊。七月而仇由亡矣。

智伯將に仇由を伐たんとす。而も道難にして通せず。乃ち大鐘を鑄て仇由の君に遺る。仇由の君大に説び、道を除き將に之れを内れんとす。赤章曼枝曰く、不可。此れ小の大に事ふる所以なり。今や大を以て來る、卒必ず之れに隨はん。内るべからざるなりと。仇由の君聽かず、遂に之れを内る。赤章曼枝因りて轂を斷ちて驅りて齊に至る。七月にして仇由亡ぶ。

● 仇由は晉に近き狄國の名 ● 車の轂長くしては狭き道を走るに不便なるを以て斷ちて短くしたるなり

越已勝吳。又索卒於荆。而攻晉。左史倚

越已に吳に勝ち、又卒を荆に索めて晉を攻めんとす。左史倚相、荆王に謂ひて曰く、夫れ越、吳を破り豪士死し、銳卒盡き、大甲傷つく。今又卒を索めて晉を

相。謂。荆。王。曰。夫。越。破。吳。豪。士。死。銳。卒。盡。大。甲。傷。今。又。索。卒。以。攻。晉。示。我。不。病。也。不。如。起。師。與。分。吳。荆。王。曰。善。因。起。師。而。從。越。越。王。怒。將。擊。之。大。夫。種。曰。不。可。吾。豪。士。盡。大。甲。傷。我。與。戰。必。不。克。不。如。賂。之。乃。割。露。山。之。陰。五。百。里。以。賂。之。

攻むるは、我に病まざるを示すなり。師を起して與に吳を分つに如かずと。荆王曰く、善しと。因りて師を起して越に從ふ。越王怒りて將に之れを撃たんとす。大夫種曰く、不可。吾豪士盡き、大甲傷つく。我れ與に戰へば必ず克たず。之れに賂ふに如かずと。乃ち露山の陰五百里を割きて以て之れに賂ふ。

● 越の軍について戦はんとは

荆。伐。陳。吳。救。之。軍。間。三。十。里。雨。十。日。夜。星。左。史。倚。相。謂。子。期。曰。雨。十。日。甲。輯。而。兵。聚。吳。人。必。至。不。如。備。之。

荆、陳を伐ち、吳之れを救ふ。軍間三十里。雨ふる十日にして夜星みゆ。左史倚相、子期に謂ひて曰く、雨十日、甲輯して兵聚る。吳人必ず至らん。之れに備ふるに如かずと。乃ち陳を爲す。陳未だ成らず。而して吳人至る。荆の陳するを見て反る。左氏曰く、吳反復六十里。其の君子必ず休し、小人必ず食はん。我行く三十里。之れを撃てば必ず敗るべきなりと。乃ち之れに從ひ、遂に吳軍を破

乃爲陳。陳未成也。而吳人至。見荆陳而反。左史曰。吳反復六十里。其君子必休。小人必食。我行三十里。擊之必可敗也。乃從之。遂破吳軍。

る。

● 吳軍に於て兵士集まりしをいふなり。一説には字に誤あるんといふ

● 君子は將校、小人は士卒

韓趙相與爲難。韓子索兵於魏。曰。願借師以伐趙。魏文侯曰。寡人與趙兄弟。不可以從趙。又索兵以攻韓。文侯曰。寡人與韓兄弟。不敢從。二國不得兵。怒而反。已乃知三文侯以構於己。乃皆朝魏。

韓・趙相與に難を爲す。韓子兵を魏に索めて曰く、願はくは師を借りて以て趙を伐たんと。魏の文侯曰く、寡人趙と兄弟たり、以て從ふ可からずと。趙又兵を索めて以て韓を攻む。文侯曰く、寡人韓と兄弟たり、敢て從はずと。二國兵を得ず。怒りて反る。已にして乃ち文侯以て己を構するを知る。乃ち皆魏に朝す。

● 魏の文侯は二國を和せしめん爲めにわざと云ひしを知り二國魏に朝し各和睦す

齊伐魯。索讖鼎。魯以二其贖往。齊人曰。贖

齊、魯を伐ちて讖鼎を索む。魯其贖を以て往く。齊人曰く、贖なりと。魯人曰く、眞なりと。齊曰く、樂正子春をして來らしめよ。吾將に子に聽かんとすと。

也。魯人曰。眞也。齊曰。使樂正子春來。吾將聽子。魯君請樂正子春。樂正子春曰。胡不以其眞往也。君曰。我愛之。答曰。臣亦愛臣之信。

魯君、樂正子春を請ふ。樂正子春曰く、胡ぞ其眞を以て往かざるかとの君曰く、我之れを愛すと。答へて曰く、臣も亦臣の信を愛すと。

● 魯は朝の名 ● 樂正子春は魯子の弟子

韓咎立ちて君と爲り、未だ定まらず。弟周に在り。周之れを重くせんと欲せしも、韓咎の立てざるを恐るゝや、菴母愾曰く、車百乘を以て之れを送るに如何か。立つを得れば因りて戒を爲すなりと曰へ。立たざれば則ち來りて賊を效すなりと曰へと。

● 韓君と爲る ● 或は云ふ韓咎の咎字は之に作るべしと ● 賊を效すは國賊を送り遣すなり

韓咎立爲君。未定也。弟在周。周欲重之。而恐韓咎不立也。菴母愾曰。不如以車百乘送之。得立因曰爲戒。不立則曰來效賊也。

靖郭君將城薛。客多以諫。

靖郭君將に薛に城かんとす。客に以て諫むる者多し。靖郭君諷者に謂ひて曰

者。靖郭君謂二諷者一曰。毋爲客通。齊人有二請見者。曰。臣請三言而已。過三言臣請烹。靖郭君因見之。客趨進曰。海大魚。因反走。靖郭君曰。請聞其說。客曰。臣不敢以死爲戲。靖郭君曰。願爲寡人一言之。答曰。君聞大魚乎。網不能止。織不能絀也。蕩而失水。蠅蟻得意焉。今夫齊亦君之海也。君長有齊。奚以薛爲。君失齊。雖下隆薛城。至於天。猶無益也。靖郭君曰。善。乃輟不城薛。

く、客の爲めに通ずる毋れと。齊人見るを請ふものあり。曰く、臣請ふ、三言して已まん。三言を過ぐれば臣請ふ烹られんと。靖郭君因りて之れを見る。客趨り進みて曰く、海大魚と。因りて反り走る。靖郭君曰く、請ふ、其説を聞かんと。客曰く、臣敢て死を以て戲と爲さず。靖郭君曰く、願はくは寡人の爲めに之れを言へと。答へて曰く、君大魚を聞か、網も止むる能はず、織も絀くる能はず。蕩して水を失へば蠅蟻も意を得。今夫れ齊は亦君の海なり。君齊を長有す。奚を薛を以て爲さん。君齊を失はば、薛城を隆くして天に至ると雖も猶ほ益無きなりと。靖郭君曰く、善しと。乃ち輟めて薛に城かず。

● 諷者は取次役 ● 織は針ぐるみにて魚を射て中れば之を網にて巻き付くやうに造りたるもの ● 自ら詭にして水を失へば蠅も之れに因りしむ ● 薛などはどうでもよし

靖郭君將に薛に城かんとす。客多以諫。

靖郭君將に薛に城かんとす。客に以て諫むる者多し。靖郭君諷者に謂ひて曰

荆王弟在秦。秦不出也。中射之士曰。資臣百金。臣能出之。因載百金之。晉見叔向。曰。荆王弟在秦。秦不出也。請以百金。委叔向。受金。而以見之。晉平公曰。可。以城壺丘矣。平公曰。何也。對曰。荆王弟在秦。秦不出也。是秦惡荆也。必不敢禁我城壺丘。若禁之。我曰。爲我

荆王の弟秦に在り。秦出さざるなり。中射の士曰く、臣に百金を資せよ。臣能く之れを出さんと。因りて百金を載せて晉に之き、叔向を見て曰く、荆王の弟秦に在り。秦出さざるなり。請ふ、百金を以て委せんと。叔向金を受けて以て之れを晉の平公に見えしむ。曰く、以て壺丘に城づく可しと。平公曰く、何ぞやと。對へて曰く、荆王の弟秦に在り、秦出さざるなり。是れ秦、荆を惡むなり。必ず敢て我が壺丘に城くを禁ぜざるべし。若し之れを禁ぜば我曰はん。我が爲めに荆王の弟を出せば、吾城かざるなりと。彼如し之れを出さば以て荆に徳すべし。彼出さざれば是れ惡を卒ふるなり。必ず敢て我が壺丘に城づくを禁ぜざらんと。公曰く、善しと。乃ち壺丘に城づき、秦公に謂ひて曰く、我が爲めに荆王の弟を出せ。吾城かざるなりと。秦因りて之れを出す。荆王大に説び、鍊金百鎰を以て晉に遺る。

● 楚を惡む心を始終遂ぐるなり ● 精鍊したる黄金

出荆王之弟。吾不城也。彼如出之。可以德荆。彼不出。是卒惡也。必不敢禁我城壺丘矣。公曰。善。乃城壺丘。謂秦公曰。爲我出荆王之弟。吾不城也。秦因出之。荆王大説。以鍊金百鎰遺晉。

閻廬野を攻め、戦三たび勝つ。子胥に問ひて曰く、以て退くべきかと。子胥對へて曰く、人を溺らすものは一飲して止めば則ち溺者無し。其の休まざるを以てなり。之れに乗じて以て之れを沈むるに如かずと。

● 吳王闔廬楚の都の野を攻む ● 水を飲ませて休まざるにより死するなり

閻廬攻野。戰三勝。問子胥曰。可以退乎。子胥對曰。溺人者。一飲而止。則無溺者。以其不休也。不如乘之以沈之。

鄭人有二子。將宦。謂其家曰。必築壞墻。是不善人將竊。其巷人亦云。不時築。而

鄭人に二子有り、將に宦せんとす。其家に謂ひて曰く、必ず壞墻を築け。是れ不善人將に竊まんとすと。其巷人も亦云ふ。時に築かして人果して之れを竊む。其子を以て智と爲し、巷人の告ぐる者を以て盜と爲す。

● 遺物に遊官せんとす

天下有信數三。一曰。智有所不能立。二曰。力有所不能舉。三曰。彊有所不能勝。故雖有衆人之助。而無大功不立。有鳥獲之勁。而不得人助。不能自舉。有賁育之彊。而無法術。不得長生。故勢有不可得。事有不可成。故鳥獲輕千鈞。而重其身。非其身重於千

天下信數三有り。一に曰く、智も立つる能はざる所有り。二に曰く、力も擧ぐる能はざる所有り。三に曰く、彊も勝つ能はざる所有り。故に堯の智有りと雖も、而も衆人の助無ければ大功立たず。鳥獲の勁有るも人の助を得ざれば、自ら擧ぐる能はず。賁育の彊有るも法術無ければ、長生するを得ず。故に勢得べからざる有り、事成るべからざる有り。故に鳥獲は千鈞を軽しとして、其身を重しとす。其身千鈞より重きに非ざるなり。勢便ならざるなり。離朱百歩を易しとして眉睫を難しとす。百歩近くして眉睫遠きに非ざるなり。道可ならざるなり。故に明王鳥獲を窮むるに其自ら擧ぐる能はざるを以てせず。離朱を困むるに其の自ら見る能はざるを以てせず。可勢に因りて易道を求む。故に力を用ふる寡く、而して功名立つ。時に満虚有り、事に利害有り。物に生死有り。人主三者の爲めに喜怒の色を發すれば則ち金石の士心を離す。賢聖の淺深を測る。故に明主人を觀て、人をして己を觀しめず。堯獨り成す能はず、鳥獲の自ら擧ぐ

鈞也。勢不使也。離朱易百歩。而難眉睫。非下百歩近而眉睫遠上也。道不可也。故明王不窮鳥獲。以中其不能自舉。不困離朱。以中其不能自見。因可勢。求易道。故用力寡。而功名立。時有満虚。事有利害。物有生死。人主爲三者。發喜怒之色。則金石之士。離心焉。賢聖之淵淺深矣。故明主觀人。不使人觀己。明於堯不能獨成。鳥獲之不能自舉。賁育之不能自勝。以法術則觀行之道畢矣。

る能はず、賁育の自ら勝つ能はざるを明にし、法術を以てすれば則ち觀行の道畢る。

- 必ず效ありて誤らざる法術
- 智も功を立つ能はざるが欲に人を得るを要す
- 力も擧ぐる能はざるが故に人の助を要す
- 強も勝つ能はざるが故に法術を要す
- 鳥獲は古の力士
- 賁育は孟賁、夏育にて古の力士
- 長生は生を全くするなり
- 自然に都合の悪しきことあり、又如何にしても出来ざることあり
- 勢不便なり
- 離朱は離婁にて古の目の明なる人
- 窮むるは強ふるなり
- 爲せるものによりて爲し易き道に従はしむ
- 時には都合のよきと悪しきとあり、事には利害あり、物に生死あり、心のまよにならぬものあり
- 人主が喜怒の爲めに心を變じて無理なる命令を發すれば節義の士は二心を變き聖賢の士は人主の心の淺深を探る
- 明主は人を觀るを主として人をして己を觀せしめず

安 危

安術有七。危道有六。安術一曰。賞罰隨是非。二曰。禍福隨善惡。三曰。生死隨法。四曰。有賢不肖而無愛惡。五曰。有愚智而無非譽。六曰。有尺寸而無意度。七曰。有信而無詐。危道一曰。斷削於繩之內。二曰。斷割於法之外。三曰。利人之所害。四曰。樂人之所禍。五曰。

安術七有り。危道六有り。安術の一に曰く、賞罰は是非に隨ふ。二に曰く、禍福は善惡に隨ふ。三に曰く、生死は法度に隨ふ。四に曰く、賢不肖有りて、愛惡無し。五に曰く、愚智有りて非譽無し。六に曰く、尺寸有りて意度無し。七に曰く、信有りて詐無し。危道の一に曰く、繩の内に斷削す。二に曰く、法の外に斷割す。三に曰く、人の害とする所を利とす。四に曰く、人の禍とする所を樂しむ。五に曰く、人の安んずる所を危しとす。六に曰く、愛する所は親しまず。惡む所は疏んぜず。此の如くなれば則ち人其の生を樂しむ所以を失ひて、其の死を重んずる所以を忘る。人生を樂しまざれば、則ち人主尊からず、死を重んぜざれば、則ち令行はれず。

- 國家安危の微を論ず
- 賞罰は是を賞し非を罰す
- 善に福し惡に禍す
- 生死は法律に従ふ
- 賢愚を明にして愛憎の念を扶まず
- 愚智はその器に任せて他人の毀譽を借ぜず
- 尺度に由りて定め私意を加へて損損せず

危人之所安。六曰。所愛不親。所惡不疏。如此則人失其所以樂生。而忘其所以重死。人不樂生。則人主不尊。不重死。則令不行。

使天下皆極智能於儀表。盡力於權衡。以動則勝。以靜則安。治世使人樂生。於爲是。愛中於爲非。小人少而君子多。故社稷長立。國家久安。奔車之上無仲尼。覆舟之下無伯夷。故號令者。剛之舟車也。安則智廉生。危則爭鄙

天下皆智能を儀表に極め、力を權衡に盡さしむれば、以て動けば則ち勝ち、以て靜にすれば則ち安し。世を治めて人をして生を是を爲すに樂しみ、身を非に爲すに愛せしむれば小人少くして君子多し。故に社稷長立し、國家久安なり。奔車の上に仲尼無く、覆舟の下に伯夷無し。故に號令は國の舟車なり。安ければ則ち智廉生じ、危ければ則ち爭鄙起る。故に國を安んずるの法、饑ゑて食ひ寒くして衣るが若く、令せずして自ら然るなり。先王治理を竹帛に寄せ、其道順なり。故に後世服す。今人をして饑寒に衣食を去らしむれば、資育と雖も行ふ能はず。自然を廢せば順道と雖も立たず。疆勇の行ふ能はざる所は則ち上安き能はず。上厭く無きを以て己に盡きたるを責むれば、則ち下有る無しと對ふるのみ。有ること無きは則ち法を輕んず。法は國を爲むる所以なるに、之れを

起。故安國之法。若饑而食。寒而衣。不令而自然也。先王寄治理於竹帛。其道順。故後世服。今使三人饑寒去。衣食雖賁。不能行。廢自然。雖順道。而不立。彊勇之所不能行。則上不能安。上以無厭。責已盡。則下對無有。無有則輕。法所以爲國也。而輕之。則功不立。名不成。

● 儀表は標的にて法令なり ● 留めきれぬ程走る車、覆へる舟の如き危邦亂國には、孔子、伯夷の如き聖人は居ない ● 號令安全なれば廉智の美德を生じ、危ければ爭奪鄙吝の事起る ● 先王は治理を竹帛即ち法令書に寄せたるによりその道順當にして古今を廻り後世の人も服従するなり ● 自然の理法を廢すればたとひ道理に協ふとしても成立せず ● 強勇を以てするも行ふ能はざる程なれば上の人も安んずる能はず ● 上顧くことなく既に盡きたる下民の財を誅求せば下民は離無しと對ふるのみ ● 財盡くれば法令をも畏れず犯罪者横出す

聞古扁鵲之治甚病也。以刀刺骨。聖人之救危國也。以忠拂耳。刺骨故小痛在體。而長利在身。拂耳故小

聞く、古の扁鵲の甚病を治むるや、刀を以て骨を刺す。聖人の危國を救ふや、忠を以て耳に拂る。骨を刺すが故に小痛體に在り、而も長き利は身に在り、耳に拂るが故に小逆心に在り、而も久しき福國に在り。故に甚病の人は利痛を忍ぶに在り。猛殺の君は福を以て耳に拂る。痛を忍ぶが故に扁鵲巧を盡し、耳に拂れば則ち子胥失はず。壽安の術なり。病みて痛を忍ばざれば則ち扁鵲

逆在心。而久福在國。故甚病之人。利在忍痛。猛殺之君。以福拂耳。忍痛故扁鵲盡巧。拂耳則子胥不失。壽安之術也。病而不忍痛。則失扁鵲之巧。危而不拂耳。則失聖人之意。如此長利不遠垂。功名不立。

の巧を失ひ、危くして耳に拂らざれば則ち聖人の意を失ふ。此の如くなれば長利遠く垂れず、功名久しく立たず。

● 聖人の誠むせんとする國を救ふには忠言耳に逆ひて君を諫む ● 剛毅の君は耳に逆ふの忠言を以て福となして喜ぶ ● 耳に逆ふを厭はざれば伍子胥は其術を行ふことを得 ● 人命長壽にして國家安全の法なり ● 國危くして耳に逆ふ忠言を聴くだけの度量なくば聖人の意を失ひて人に捨てらる ● 長き利益も長く俾はらず、功名も長く存在せず

人主不自刻。以堯而責人。臣以子胥。是幸三股人之盡。如比干。盡如比干。則上不。失。下不亡。不。權其力。而有

人主自ら刻するに堯を以てせずとも、人臣を責むるに子胥を以てす。是れ殷人の盡く比干の如きを幸ふ。盡く比干の如くなれば則ち上失はず、下亡びず。其力を權らざれば、田成有り、而も其臣盡く比干の如きを幸ふ。故に國一安を得ず。堯舜を廢して桀紂を立つれば、則ち人長とする所を樂しみ短とする所を憂ふるを得ず。長とする所を失へば則ち國家功無く、短とする所を

田成而幸其臣盡如比干。故國不得一安。廢堯舜而立桀紂。則人不得樂。所長而憂。所短而失。所長則國家無功。守所短則民不樂。生以無功。御不樂。生不可行於齊民。如此則上無以使。下無以事。上。

守れば則ち民生を樂します。無功を以て不樂生を御するは、齊民に行ふべからず。此の如くなれば則ち上以下を使ふ無く、下以上に事ふる無し。

● 自ら期するなり、理想とするなり ● 自分は鬼に角人臣には伍子胥の忠を慕む ● 上は天下を失はず、下は國家を亡ぼさず ● 人君力を法治に盡さずば田常の如き賊臣出て來る。この時に臣下が比干の如きを希ふもだめなり ● 禮樂たることをやめ樂射を以て自ら居り、下を背離にすれば、福利の長きを守ることになれば人ふるを得ず ● 福利の長きを失へば國家は人民離叛して何も效を收めず ● 福利の短きを守ることになれば人民はその生を樂しむを得ず ● 上の無功を以て下の生を樂しまさる人民を御するは法治に背くものにして一般の人民に行ふべからず ● 齊民は平民なり

安危在是非。不在於彊弱。存亡在虛實。不在於衆寡。故齊故萬乘也。而名實不。

安危は是非に在りて、彊弱に在らず。存亡は虚實に在りて衆寡に在らず。故に齊は故萬乘なるに、名實稱はず。上國內に空虚に、名實り充滿せず。故に臣以て其篡弒を成すを得たるなり。而して是非なく、無功を賞し、讒諛を使ひ、詐僞を以て貴と爲し、無辜を誅し、偏の天性なるを以てして背を剖かしめ、詐僞

稱。上空虚於國內。不充於名實。故臣得下以成其篡弒也。而無是非。賞於無功。使讒諛以詐僞爲貴。誅於無辜。使下僞以天性割背。以詐僞爲非。小得性爲大矣。明主堅内。故不外失。失之近。而不亡於遠者。無有。故周之奪殷也。拾遺於庭。使殷不遺於朝。則周不取敢望。秋毫於境。而况敢易位乎。明主之道。忠法。其法忠。心。故臨之而法。去之而思。堯無膠漆之約。於當世。而道行。舜無置錐之地。於後世。而得結。能立道於往古。而垂德於萬世者。之謂明主。

を以て是と爲し、天性を非と爲す。小、大に勝つを得。明主は内を堅くす。故に外を失はず。之れを近きに失ひて遠きに亡はざる者有る無し、故に周の殷を奪ふや遺ちたるを庭に拾ふ。殷をして朝に遺さざらしめば、則ち周敢て秋毫を境に望まず。況や敢て位を易ふるをや。明主の道は法に忠に、其法は心に忠なり。故に之れに臨みて法、之れを去りて思。堯、膠漆の約無きも、當世に於て道行はる。舜、錐を置くの地無きも、後世に於て結ぶを得たり。能く道を往古に立て徳を萬世に垂るる者、之れを明主に謂ふ。

● 國の安危は是非に關係して強弱にはあらず ● 國の存亡は虚實に關係して民の多少には關係せず ● 君は國內に名のみにし、實權なし。故に田成子に統せらる ● 僞はせむし、天性として背の曲れるものなるに、背を割きて直さんと愚ふ ● すべて詐僞を是とし天性を非とする故に小を以て大を制する禍に陷る ● 明君は堅く政柄を内に把る故に外に過なし ● 近く朝廷に逼れば遠き地方には尚更行届かぬところあり

守道

聖王之立法也。其賞足以勸善。其威足以勝暴。其備足以完法。治世之臣。功多者位尊。力極者賞厚。情盡者名立。善之生如春。惡之死如秋。故民勸極力而樂盡情。此之謂上下相得。上下相得。故能極力者自極於權衡。而

聖王の法を立つるや、其の賞は以て善を勸むるに足り、其の威は以て暴に勝つに足り、其の備は以て法を完うするに足る。治世の臣にして功多き者は位尊く、力極まる者は賞厚く、情盡す者は名立つ。之れを善みすれば生すこと春の如く、之れを惡めば死すこと秋の如し。故に民力を極むるを勤めて情を盡すを樂しむ。此れ之れを上下相得と謂ふ。上下相得。故に能く力を用ふる者をして、自ら權衡を極めしめ任鄙に至るを務む。戰士死を出でて賁育爲るを怨む。道を守る者皆金石の心を懷き、以て子胥の節に死す。力を用ふる者任鄙たり、戦へば賁育の如く、守れば金石爲れば、則ち人に君たる者、枕を高くして守り已に完し。

● 人主道を守りて法術を行ひ、賞罰嚴明なれば、下たるものを養ふべきを欲ぶ ● 之れを善として賞する時

務至於任鄙。戰士出死。而怨爲賁育。守道者皆懷金石之心。以死子胥之節。用力者爲任鄙。戰如賁育。守爲金石。則君人者高枕而守已完矣。

は生々發掘して其野を長ぜしむること春の如く、之れを惡みて死するときは其惡を漸進せしむること秋の嚴しきが如し ● 民は力の限り盡し情を盡して少しも偏らず ● 上下相得て官民の睦しきものをいふ ● 力を法度に用ひ任鄙(秦の武王の力士)の如き勇士を心かけしむ ● 戰士は死力を出して盡く賁育(育)たることを期す。怨は一本願に作る ● 人に君たるものを枕を高くして居ても守已に全く心配なし

古之善守者。以其所重。禁其所難。止其所易。故君子與小人俱正。盜跖與曾史俱廉。何以知之。夫貪盜不赴。賂而撥金。赴賂撥金。則身不全。賁育不量敵。則無勇名。盜跖不計可。則利不成。

古の善く守る者は其の重んずる所を以て其の輕んずる所を禁じ、其の難しとする所を以て其の易しとする所を止む。故に君子と小人と俱に正しく、盜跖と曾史と俱に廉なり。何を以て之れを知るか。夫れ貪盜も賂に赴いて金を撥はず。賂に赴いて金を撥へば、則ち身全からず。賁育敵を量らざれば則ち勇名無く、盜跖可を計らざれば則ち利成らず。

● 古の法術を守るものは人の重んずる重罰を設けて、人の輕んずる小惡を禁ず ● 曾史は曾參と史鮒、ともに古の道を守りし人

明主之守禁也。責育見侵於其所不能勝。盜跖見害於其所不能取。故能禁責育之所不能犯。守盜跖之所不能取。則暴者守。願邪者反。正。大勇慤。巨盜貞。則天下公至。而齊民之情正矣。

明主の禁を守るや、責育其の勝つ能はざる所に侵され、盜跖其の取る能はざる所に害せらる。故に能く責育の犯す能はざる所を禁じ、盜跖の取る能はざる所を守れば、則ち暴は慤を守り、邪に正に反る。大勇は慤に、巨盜貞なれば、則ち天下公至りて齊民の情正し。

● 暴民の人も強直を守り、姦邪の者も正道に返る ● 大勇の者強直に大盜も忠貞なれば

人主離法失人。則危於伯夷不妄取。而不免於田成盜跖之禍也。今天下無二伯夷。而姦人不絶世。故立法度量。度量信。則伯夷不信。則伯夷不

人主法を離れて人を失へば、則ち伯夷の妄りに取らざるを危め、田成・盜跖の禍を免れざるなり。今天下に一伯夷も無くして姦人は世に絶えず。故に法を度量に立つ、度量信なれば則ち伯夷も是れを失はず、盜跖も非を得ず。法分明なれば則ち賢は不肖を奪ふを得ず、強は弱を侵すを得ず。衆は寡を暴するを得ず。天下を堯の法に托せば、則ち貞士分を失はず。姦人微幸せず。千金を羿の矢に寄すれば則ち伯夷も亡ふを得ず、盜跖敢て取らず。堯姦を失はざるに明

失是。而盜跖不得非。法分明。則賢不得奪。不肖。遺不得。不肖。衆不。得。暴。寡。託。天下。於。堯。之法。則。貞。士。不。失。分。姦。人。不。微。幸。寄。千金。於。羿。之。矢。則。伯。夷。不。得。亡。而。盜。跖。不。敢。取。堯。明。於。不。失。姦。故。天下。無。邪。羿。巧。於。不。失。發。故。千金。不。亡。邪。人。不。售。而。盜。跖。止。如此。故。闔。不。載。幸。予。不。舉。六。卿。書。不。著。子。胥。不。明。夫。差。孫。吳。之。略。廢。盜。跖。之。心。伏。人。主。甘。

なり。故に天下邪なし。羿發を失はざるに巧なり。故に千金亡はず。邪人售れずして盜跖止む。此の如きが故に闔に宰子を載せず、六卿を擧げず。書に子胥を著けず、夫差を明にせず。孫吳の略も廢し、盜跖の心伏し、人主玉堂の中に甘服し、曠目切齒傾取の患無く、人臣金城の内に垂拱し、扼腕聚屑嗟喟の禍無し。

- 人主法を棄て法術の士を失へば伯夷の廉と雖も姦き日に遇ふべく、田成、盜跖の禍に罹るを免れざるべし
- 法を立てて寸尺を定むるなり ● 忠貞の士はその分を失はず、姦邪の士功なくして賞を得ず ● 千金を羿の射る矢先に懸ければ、これを取れば射殺さる、により伯夷の如き金を失ふを恐とせざる人も取られて失ふ事なく盜跖も取らざる ● 堯は姦人あれば諫す、故に天下に姦人なし ● 羿は善く射て虚設なき故に矢の先にある千金を失ふことなし ● 姦人用ひられずして排斥せらるれば盜跖も跡を絶つ ● かくなれば圖畫に宰子の如き齊の反臣を載することなく、晉の六卿の如き亂臣を書き載することなし ● 孫吳の兵略も廢し、盜跖も心より屈從して罪を爲さず ● 人主は玉堂の中に安心し、目をいからし齒を食ひしはる患なし ● 人臣金城の中に手を懸けし、腕をまくり新嘆する禍なし。聚屑は聚屑らん。

服於玉堂之中。而無瞋目切齒。取之患。人臣垂拱金城之內。而無扼腕聚脣嗟咎之禍。服虎而不以桀。禁姦而不以法。塞偽而不以符。此實育之所患。堯舜之所難也。故設桀非所以下。以備鼠也。所下以使怯弱。能服也。立法非所以備會史也。所以使庸主能止盜。節也。爲符非所以豫尾生也。所以使衆人不相設也。

虎を服するに桀を以てせず、姦を禁ずるに法を以てせず、偽を塞ぐに符を以てせず。此れ實育の患とする所、堯舜の難しとする所なり。故に桀を設くるは鼠に備ふる所以に非るなり。怯弱をして能く虎を服せしむる所以なり。法を立つるは會史に備ふる所以に非るなり。庸主をして能く盜跖を止めしむるなり。符を爲るは尾生に豫ふる所以に非るなり。衆人をして相設かざらしむる所以なり。比干の節に死するを恃まず、亂臣の詐無きを幸はざるなり。怯士の能く服する所を持し、庸主の守り易き所を握り、今の世に當りて人主の爲めに計るに忠に、天下の爲めに徳を結ぶ者、利これより長なるは莫し。故に人の君たる者は亡國の圖無くして、忠臣は身を失ふの畫なく、位を尊くする必ず法なるを明にす。故に能く人をして力を權衡に盡し、節に官職に死し、實育の情を

不恃比干之死。節。不。幸。亂臣之無詐也。持法士之所不能服。握庸主之所易守。當今之世。爲人主忠計。爲天下結德者。利莫長於此。故君人者。無亡國之圖。而忠臣無失身之畫。明於尊位必法。故能使下人盡力於權衡。死節於官職。通於實育之情。不以死易生。明於盜跖之貪。不以財易身。則守國之道畢備矣。

通じ、死を以て生を易へず。盜跖の貪を明にし、財を以て身に易へざらしめば、則ち國を守るの道畢く備はる。

● 尾生は古の信を守りし人、女子と橋下に期し女來らざるに至り柱を抱いて死す ● 比干の忠死を恃むに及ばず、亂臣の詐偽を爲さぬやうにと審みにも及ばず ● 怯弱の人懼あるを以て虎を伏する如く、庸主の法ある爲めに位を守る所を持す ● 輕々しく死するを以て生に易ふることなし、即ち輕死する事なくして能く生を保つ ● 盜跖の貪と強も法を犯せば必ず罰せらるること明なれば財を以て身に易へず

用人

聞古之善用入者。必循天順人而明賞。聞古の善く人を用ふる者は、必ず天に循ひ、人に順ひ、賞罰を治にす。天に循へば則ち力を用ふること寡くして功立ち、人に順へば則ち刑罰省け

罰循天。則用
力寡而功立。
順人。則刑罰
省而令行。明
賞罰。則伯夷
盜跖不亂。如
此。則白黑分
矣。治國之臣。
效功於國。以
履位。見能於
官。以受職。盡
力於權衡。以
任事。人臣皆
宜其能。勝其
官。輕其任。而
莫懷餘力於
心。莫負兼官
之責於君。故
內無伏怨之
亂。外無矯服

て令行はる。賞罰を用にすれば則ち伯夷盜跖亂れず。此の如くなれば則ち白黒
分る。國を治むるの臣、功を國に效せば以て位を履み、能を官に見はせば以て職
を受け、力を權衡に盡せば以て事に任ず。人臣皆其の能に宜ひ、其の官に勝へ、
其の任を輕しとして餘力を心に懷く莫く兼官の責を君に負ふ莫し。故に内に
伏怨の亂無く、外に矯服の患無し。明君事をして相干さざらしむ。故に訟ふる
もの莫し。士をして官を兼ねざらしむ。故に技長ず。人をして功を同じくせざ
らしむ。故に争訟莫し、争訟止み技長く立てば、則ち強弱力を殺べず、
冰炭形を合せず、天下得て相傷くる莫し。治の至なり。

● 人士を任用するを論ず ● 上は天理に従ひ、下は人情に従ひ、而して賞罰を明にしたり ● 伯夷の廉と
盜跖の貪欲と相亂せず、白と黒とが分る ● 人臣材にかなひ官職に堪へ職任に相應して力一杯勤め餘力を遺さず
● 賢多くして力足らざる符を受くるなし ● 内には怨を蓄へて亂を起すものなく、外には表面のみ服して内心
服せざるものなし ● 明君事を執るに彼此相關係せしめず、故に相争ふなし ● 士をしてその官専門にするを
以て技長し、一事件を兩人にせしめず故に争なし ● 訴訟無く技能發展せば強弱競ふことなく、水火相混じて戰
ふが如き不都合なし

之患。明君使事不相干。故莫訟。使士不兼官。故技長。使二人不同功。故莫争訟。争訟止。技長
立。則疆弱不殺力。冰炭不合形。天下莫得相傷。治之至也。

釋法術而心
治。幾不能正
一國。去規矩
而妄意度。突
仲不能成一
輪。廢尺寸而
差長短。王尉
不能半中。使
中主守法術。
拙匠守規矩。
尺寸則萬不
失矣。君人者。
能去賢巧之
所不能。守中
拙之所萬不
失。則人力盡
而功名立。明

法術を釋して心治すれば堯も一國を正す能はず。規矩を去りて妄りに意度す
れば奚仲も一輪を成す能はず。尺寸を廢して長短を差すれば王爾も半中なる能は
ず。中主をして法術を守り、拙匠をして規矩尺寸を守らしむれば、則ち萬失は
ず。人に君たる者能く賢巧の能はざる所を去り、中拙の萬失はざる所を守れば
則ち人力盡きて功名立つ。明主爲すべきの賞を立て、避くべきの罰を設く。故
に賢者は賞に勸められて子胥の禍を見ず。不肖者は罪を少くして偃の背を割
かるを見ず。盲者平に處りて深谿を過ぎず。愚者靜を守りて險危に陥らず。此
の如くなれば則ち上下の恩結ぶ。古の人曰く、其の心知り難く喜怒中なり難
きなり。故に表を以て目に示し、鼓を以て耳に語り、法を以て心に教ふ。人に君
たる者三易の數を釋して一の知り難きの心を行ふ。此の如くなれば則ち怒上に

主立可爲之賞。設可避之罰。故賢者勸。賞而不見。子胥之禍。不肖者少罪。而不見。偏剖背。盲者。處平而不過。深谿。愚者。守靜而不陷。險危。如此。則上下之恩結矣。古之人曰。其心雖知。喜怒難中也。故以表示目。以鼓語耳。以法教心。君人者。釋三易之數。而行一難知之。心。如此。則怒積於上。怨積於下。以積怒而御積怨。則兩危矣。

積み、怨下に積む。積怒を以て積怨を御すれば、則ち兩つながら危し。
● 心にまかせて彼を爲すなり ● 意にまかせて爲す ● 半分に分つこと ● 財計中等なる凡庸の君主 ● 賢者巧匠の能はざる所をすて、由主拙匠の誤らざる所を守れば、人力を十分に用ひて、功名成就す ● 過一本週に作る ● 人心は知り難く、喜怒は中庸に遠ふものなり ● 表的を以て目の見るべきところを示す ● 三易のこと下に述ぶ

明主之表異。見。故約立。其教易知。故言用。其法易爲。故令行。三者立。而上無私心。則下得循法而治。望。表

明主の表は見易し。故に約立つ。其の教知り易し。故に言用ひらる。其の法爲し易し。故に令行はる。三者立ちて上私心無ければ則ち下法に循ひて治まり、表を望みて動き、繩に隨ひて斲り、擯に因りて縫ふを得。此の如くなれば則ち上私威の毒無く、下愚拙の誅無し。故に上明に居て怒少く、下忠を盡して罪少し。

而動。隨繩而斲。因擯而縫。如此。則上無私威之毒。而下無愚拙之誅。故上居用而少怒。下盡忠而少罪。

● 表的是見易きにより規約立つ。易は原本義に作る、非なり ● 教は悟り易きが故に言ふところ用ひらる ● 法禁には従ひ易き故に令するところ行はる ● 上のもの私の權力によりて下を苦しむるなく、下は愚拙の爲めにせしりを受けず

聞之曰。舉事無患。堯不得也。而世未嘗無事也。君人者。不輕爵祿。不易富貴。不可與救危國。故明主厲廉恥。招仁義。昔者介子推。無爵祿而義隨。文公不忍口腹。而仁割

之れを聞く、曰く、事を舉げて患無きは堯も得ざるなり。世未だ嘗て事無きはあらず。人に君たる者爵祿を輕んぜず、富貴を易んぜずんば、與に危國を救ふべからず。故に明主廉恥を厲まして仁義を招く。昔者介子推爵祿無くして義文公に隨ひ、口腹を忍びずして仁其の肌を割く。故に人主其の徳を結べば書圖其の名を著はす。人主人をして公を以て力を盡さしむるを樂しみて、私を以て威を奪ふを苦しむ。人臣能を以て職を受くるを安んじて、一を以て二を負ふを苦しむ。故に明主人臣の苦しむ所を除き、人主の樂しむ所を立つれば、上下の利此より長なるは莫く、私門の内を察せず、重事を輕慮し、薄罪を厚誅し、細過を久

其肌。故人主結其德。書圖著其名。人主樂乎使。人以公盡力。而苦乎以私奪威。人臣安乎以能受職。而苦乎以一負二。

● 人に君たるものは、爵祿を惜まらずして下を賈し、賞罰を忘れて人に下らざれば危亡の國を救ふべからず。● 介子推は爵祿を欲せしには非るも文公の義に感じてその失亡に従ひ、又仁に感じて飢えたるを見るに忍びず腹を割きて與ふ。● 故人主徳を以て下を結べば國籍に其の名を記す程の大功も成る。● 公事の爲めに忠を盡すを喜ば、私事の爲めに君威を奪ふを好まず。● 人臣は智能を以て官職を受くるを喜び、一身二役は喜ばず。● 手を切りて玉を以て續ぐが如くともうまきは出来ず。● 身を易ふるは位を易ふるなり。

故明主除人臣之所苦。而立人主之所樂。上下之利。莫長於此。不察私門之内。輕慮重事。厚誅薄罪。久怨細過。長侮偷快。數以德追禍。是斷手而續以玉也。故世有二易身之患。

人主立難爲。而罪不及。則私怨生。人臣失所長。而奉難給。則伏怨結。勞苦不撫。

人主爲し難きを立て、及ばざるを罪すれば、則ち私怨生じ、人臣長ずる所を失ひ、給し難きを奉ずれば、則ち伏怨結ぶ。勞苦撫循せず、憂悲哀憐せず。喜べば則ち小人をも譽め、賢も不肖も俱に賞し、怒れば則ち君子を毀り、伯夷と盜跖とをして俱に辱せしむ。故に臣にして主に叛くもの有り。燕王をして内其の民

循。憂悲不哀。憐。喜則譽。小人。賢不肖俱賞。怒則毀。君子。使下伯夷與盜跖俱辱。故臣有叛主。使下燕王內憎。其民而外愛。中魯人。則燕不用。而魯不附。民見憎不能盡力。而務功。魯見說而不能離。死命。而親他主。如此。則人臣爲隙穴。而人主獨立。以隙穴之

を憎み、外魯人を愛せしめば、則ち燕は用ひられずして魯は附かず。民憎まれて力を盡し功を務むる能はず。魯説ばれて而も死命に離きて他主に親しむ能はず。此の如くなれば則ち人臣隙穴と爲りて人主獨り立つ。隙穴の臣を以て獨立の主に事ふ。此れを之れ危殆と謂ふ。

● 爲し難き法令を立て、不可能の事を罪すれば私怨下に生じ、人臣長所を毀損するを得ず。● 一身二役の如き出来ぬことを愛せれば伏怨上に對して結ぶ。● 勞苦しても慰勞せず、怒しめても同情せず。● 讒辱を受く。● 藩の民は王に憎まれて農工に務むる能はず。● 魯人は燕王に愛せられたりとも自國の刑につきて他國の主に従ふ能はず。● 人臣は隙間を伺ひて非望を企て人主孤立す。

臣而事獨立之主。此之謂危殆。

命。而親他主。如此。則人臣爲隙穴。而人主獨立。以隙穴之

釋儀的。而妄發。雖中而不巧。釋法制。而妄怒。雖殺戮

儀的を釋して妄に發すれば、中ると雖も巧ならず。法制を釋して妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず。罪は甲に生じ、禍は乙に歸すれば、伏怒乃ち結ぶ。

面姦人不恐。罪生甲禍歸乙。伏怨乃結。故至治之國。有賞罰而無喜怒。故聖人極有刑法。而無二整毒。故姦人服。發矢中的。賞罰當符。故堯復生羿復立。如此。則上無股夏之患。下無比干之禍。君高枕而臣樂業。道蔽天地。德極萬世。矣。

故に至治の國は賞罰有りて喜怒無し。故に聖人極むるに刑法有りて、死すに整毒無し。故に姦人服す。矢を發して的中に中り、賞罰符に當る。故に堯復生き、羿復立つ。此の如くなれば則ち上股夏の患無く、下比干の禍無く、君枕を高くして臣業を樂しみ、道天地を蔽ひ、徳萬世を極む。

● 儀的は射的なり ● 至治の國は賞罰あるも喜怒の私情を挟まざ ● 人を殺すに唯刑法のみによりて妄りに體罰をせず ● 符契の合は賞罰の生ずるところ、過不及なし ● 上には股射夏樂の如く天下を失ふ患なく、下には比干の忠を以て殺さるゝ禍なし

夫人主不塞隙穴。而勞力於緒墨。暴雨疾風必壞。不夫去眉睫之禍。而慕賁育之

夫れ人主隙穴を塞がずして力を緒墨に勞せば、暴雨疾風必ず壞る。眉睫の禍を去らずして賁育の死を慕ひ、蕭牆の患を謹ますして金城を遠境に固くし、近賢の謀を用ひずして、外萬乘の交を千里に結ぶ。颶風一旦起れば則ち賁育救ふに及ばず、外交も至るに及ばず、禍此れより大なるは莫し。今の世に當り

死。不謹蕭牆之患。而固金城遠境。不用近賢之謀。而外結萬乘之交。於千里。颶風一旦起。則賁育不及救。而無使近世慕賢於古。無思越人以救中國溺者。如此。則上下親。內功立。外名成。

て人主の爲めに忠計する者は、必ず燕王をして魯人を説ばしむる無く、近世をして賢を古に慕はしむる莫く、越人を以て中國の溺るゝ者を救ふを思はしむる無かれ。此の如くなれば則ち上下親しみ、内に功立ち外に名成る。

● 臣下の爲めにねらはるゝ隙間を塞がずして赤土や白土を以て罪を塗る如く徒に外飾を事とす

功名

明君之所以立功成名者四。一曰天時。二曰人心。三曰技能。四曰勢位。非天時

明君に功を立て名を成す所以の者四、一に曰く、天時、二に曰く、人心。三に曰く、技能、四に曰く、勢位。天時に非ざれば十堯と雖も冬一稔を生ずる能はず。人心に逆へば賁育と雖も人力を盡す能はず。故に天時を得れば則ち務めずして自ら生じ、人心を得れば則ち趣さずして自ら勸め、技能に因れば則ち急な

雖三十幾不能
冬生一穗。逆
人心。雖實育
不能盡人力。
故得天時。則
不務而自生。
得人心。則不
趣而自勸。因
之。道行。毋窮
之令。故曰明主。

自ら疾く、勢位を得れば則ち推進せずして名成る。水の流るゝが若く、船の浮ぶが若く、自然の道を守り、毋窮の令を行ふ。故に明主と曰ふ。

●功名を得るには天を得、人を得、勢を得るに在ることを論ず ●天を得れば千人の衆にも多一本の穂も生ぜしむる能はず ●技能を擧げて之を用ふれば急がずとも速なり ●技能勢位に本づける無窮の令を行ふ

夫有材而無
勢。雖賢不能
制。不肖故立
尺材於高山
之上。而下臨
千仞之谿。材
非長也。位高
也。桀爲天子
能制天下。非
賢也。勢重也。

夫材有るも勢無ければ、賢と雖も不肖を制する能はず。故に尺材を高山の上に立てて、下千仞の谿に臨む。材長なるに非ざるなり、位高ければなり。桀天子と爲り能く天下を制す。賢なるに非ざるなり、勢重ければなり。堯匹夫爲らば三家を正す能はず。不肖なるに非ざるなり、位卑ければなり。千鈞も船を得れば則ち浮び、錙銖も船を失へば則ち沈む。千鈞軽く、錙銖重きに非ざるなり。勢有ると勢無きとなり。故に短の高きに臨むや位を以てし、不肖の賢を制す

堯爲匹夫。不
能正三家。非
不肖也。位卑
也。千鈞得船
則浮。錙銖失
船則沈。非千
鈞輕錙銖重
也。有勢之與
無勢也。故短
之臨高也。以
位。不肖之制
賢也。以勢。人
主者。天下一
力以共載之。故安。衆同心以共立之。故尊。人臣守
所長。盡所能。故忠。以尊主御忠臣。則長樂生而功名成。名實相待而成。形影相應而立。

るや勢を以てす。人主は天下力を一にし、以て共に之れを載す。故に安し。衆心を同じうして以て共に之れを立つ、故に尊し。人臣長ずる所を守り、能くする所を盡す、故に忠なり。尊主を以て忠臣を御せば、則ち長樂生じて功名成り、名實相待ちて成り、形影相應じて立つ。

●勢も無官の匹夫とをれば三戸の小邑を取歸る能はず ●錙銖は極めて軽き目方 ●短を以て高きに臨むには位置を以てす ●人主は天下中が心を一にして載く故にその位安し

故臣主同欲
而異使。人主
之患。在莫之
應。故曰。一手
獨拍。雖疾無
聲。人臣之愛。

故に臣主欲を同じうして使を異にす。人主の患は之れに應ずる莫きに在り。故に曰く、一手獨り拍つ、疾しと雖も聲無し。人臣の愛は一を得ざるあり。故に曰く、右手圓を畫き左手方を畫く、兩つながら成る能はず。故に曰く、至治の國は、君は桴の若く、臣は鼓の若く、技は車の若く、事は馬の若し。故に人餘力

不_レ得_レ一。故曰。右_レ手_レ畫_レ方。不_レ能_レ二。兩_レ成_レ。故曰。至_レ治_レ之_レ國。若_レ若_レ。若_レ車_レ。事_レ若_レ馬。故_レ人_レ有_レ餘_レ力。易_レ於_レ應_レ。而_レ技_レ有_レ餘_レ巧。易_レ於_レ事_レ。立_レ功_レ者。不_レ足_レ於_レ力。親_レ近_レ者。不_レ足_レ於_レ信。成_レ名_レ者。不_レ足_レ於_レ勢。近_レ者。已_レ親_レ而_レ遠_レ者。不_レ結_レ。則_レ名_レ不_レ稱_レ。實_レ也。聖_レ人_レ德_レ若_レ。幾_レ舜_レ。行_レ若_レ。伯_レ夷_レ。而_レ位_レ不_レ載_レ於_レ世_レ。則_レ功_レ不_レ立_レ。名_レ不_レ遂_レ。故_レ古_レ之_レ能_レ致_レ功_レ名_レ者。衆_レ人_レ助_レ之_レ以_レ力。近_レ者_レ結_レ之_レ以_レ成。遠_レ者_レ譽_レ之_レ以_レ名。尊_レ者_レ載_レ之_レ以_レ勢。如_レ此。故_レ太_レ山_レ之_レ功_レ長_レ立_レ於_レ國_レ家_レ。而_レ日_レ月_レ之_レ名_レ久_レ著_レ於_レ天_レ地_レ。此_レ幾_レ之_レ所_レ以_レ南_レ面_レ而_レ守_レ名_レ。舜_レ之_レ所_レ以_レ北_レ面_レ而_レ收_レ功_レ也。

有_レれば應_レずるに易_レく、技_レ餘_レ巧_レ有_レれば事_レに易_レし。功_レを立_レつる者_レ力_レに足_レらず。近_レき_レを親_レしむものは信_レに足_レらず。名_レを成_レす者は勢_レに足_レらず。近_レ者_レ已_レに親_レしみて遠_レ者_レ結_レばざれば則_レち名_レ實_レに稱_レはざるなり。聖_レ人_レ德_レは幾_レ舜_レの若_レく、行_レは伯_レ夷_レの若_レく、而_レも位_レ世_レに載_レせざれば、則_レち功_レ立_レたず、名_レ遂_レけず。故_レに古_レの能_レく功_レ名_レを致_レす者、衆_レ人_レ之_レれを助_レくるに力_レを以_レてし、近_レき者_レは之_レれを結_レぶに成_レを以_レてし、遠_レき者_レは之_レれを譽_レむるに名_レを以_レてし、尊_レ者_レ之_レれを載_レするに勢_レを以_レてす。此_レの如_レし、故_レに太_レ山_レの功_レ長_レく國_レ家に立_レち、日_レ月_レの名_レ久_レしく天_レ地に著_レはる。此_レ幾_レの南_レ面_レして名_レを守_レる所以_レ、舜_レの北_レ面_レして功_レを收_レむる所以_レなり。

● 臣も主も安_レ利を希_レふは同じなれども其_レの利とするところは異なる。使_レは便_レの誤_レか ● 已_レ唱_レふるも應_レずるものなきを慮_レとす ● 人_レ臣_レの患_レは人_レ主_レと合_レして一_レとなる能_レはざるにあり ● 右_レ手_レ圖_レを畫_レき左_レ手_レ方_レを畫_レく、兩_レ方_レ共_レ出_レ來_レず ● ばちばち聲_レを叩_レく ● 臣_レの材_レ器_レは車_レの如_レく、君_レの命_レずる官_レ職_レは馬_レの如_レく勢_レに乗_レじて御_レす

大體

古_レ之_レ全_レ大_レ體_レ者_レ。望_レ天_レ地_レ。觀_レ江_レ海_レ。因_レ山_レ谷_レ。日_レ月_レ所_レ照_レ。四_レ時_レ所_レ行_レ。雲_レ布_レ風_レ動_レ。不_レ以_レ智_レ累_レ心_レ。不_レ以_レ私_レ累_レ己_レ。寄_レ治_レ亂_レ於_レ法_レ術_レ。託_レ是_レ非_レ於_レ賞_レ罰_レ。屬_レ輕_レ重_レ於_レ權_レ衡_レ。不_レ逆_レ天_レ理_レ。不_レ傷_レ性_レ情_レ。不_レ吹_レ毛_レ而_レ求_レ小_レ疵_レ。不_レ洗_レ垢_レ而_レ察_レ難_レ知_レ。不_レ引_レ繩_レ。

古_レの大_レ體_レを全_レうする者は、天_レ地_レを望_レみ、江_レ海_レを觀_レ、山_レ谷_レに因_レり、日_レ月_レ照_レす所_レ、四_レ時_レ行_レく所_レ、雲_レ布_レき風_レ動_レき、智_レを以_レて心_レを累_レせず、私_レを以_レて己_レを累_レせず、治_レ亂_レを法_レ術_レに寄_レせ、是_レ非_レを賞_レ罰_レに託_レし、輕_レ重_レを權_レ衡_レに屬_レし、天_レ理_レに逆_レはず、性_レ情_レを傷_レけず、毛_レを吹_レきて小_レ疵_レを求めず、垢_レを洗_レひて知_レり難_レきを察_レせず。繩_レの外_レに引_レかず、繩_レの内_レに推_レさず。法_レの外_レに急_レにせず。法_レの内_レに緩_レにせず。成_レ理_レを守_レり、自_レ然_レに因_レり、禍_レ福_レは道_レ法_レに生_レじて愛_レ惡_レに出_レでず。榮_レ辱_レの責_レ、己_レに在_レりて、人_レに在_レらず。故_レに至_レ安_レの世_レは、法_レは朝_レ露_レの如_レく、純_レ樸_レ散_レせず、心_レに結_レ怨_レ無_レく、口_レに煩_レ言_レ無_レし。故_レに車_レ馬_レ遠_レ路_レに疲_レ弊_レせず、旌_レ旗_レ大_レ澤_レに亂_レれず、萬_レ民_レ命_レを寇_レ戎_レは失_レはず、雄_レ駿_レ壽_レを旗_レ幟_レに削_レせず、豪_レ傑_レ名_レを圖_レ書_レに著_レさず、功_レを盤_レ孟_レに錄_レせず、記_レ年_レの牒_レ空_レ虛_レなり。

之外。不推繩
之內。不急法
之外。不緩法
之內。守成理。
因自然。禍福
生乎道法。而
不出乎愛惡。
榮辱之責在
乎己。而不在于
乎人。故至安
之世。法如朝
露。純樸不散。
心無結怨。口
無煩言。故車馬
不疲。弊於遠路。
旌旗不亂。於大澤。
萬民不失命於寇戎。
雄駿不創。壽於旗

故曰。利莫長
於簡。福莫久
於安。使下匠石

● 天下の大體にて、一國の體面を保つには如何にすべきかをいふ ● 古の天下國家の大體を全うせし者は、天地の大なるが如く、江海の廣大なるが如く、山行の深遠なるが如く、日月の照すが如く、四時の循環して恒久なるが如く、徳は露の如く布き、風の如く靡かし、小知の爲めに心の傾にもならず、私情を以て自己の傾にもならず、法術を以て治を布き亂を治め、賞罰を以て是を勸め非を懲らし、權術を以て輕重を察し、自然の道理には逆はず、人の性情を害せず、毛を吹いて疵を求めず、垢を洗ひて知り難き事業を察する如きことを爲さず、隙を引いてその通りにし内へも外へも出さず、法度を立て、少しも内へ入れて急にせず、外に出して緩にせず、一定の理を守り自然の道に従ひ、善に福し、不善に禍する道理法度より出て己の愛憎を以て人を禍福せず、賞罰は我より生じて人より來らざる様にすにあり ● 賢朴にして欺ぜざるが如く外飾を求めず ● 外に屯兵なければ旌旗大澤に亂れず ● 萬民は命を寇賊や出兵の爲めに失はず ● 強勇の士は軍中の旗の下に海を損することなし ● 豪傑の士も功名を圖書に載するなし ● 蔡孟は器物にて有功の士を器物に銘して太廟に納む。功名の著此の如きことを爲さず ● 記年の記録に記載することなし

故に曰く、利は簡より長なるは莫く、福は安より久しきは莫しと。匠石をして千歳の壽を以て鈞を操り、規矩を視、墨に擧げて太山を正さしめ、賁育をして干將

以二千歲之壽。操鈞視規矩。舉墨而正太山。使賁育帶干將。而齊萬民。雖盡力於太山。不盛於壽。不能齊。故曰。古之牧天下者。不使下匠石極功。以敗中太山之體。不使下賁育盡威。以傷中萬民之性。因道全法。君子樂而大姦止。澹然間靜。因天命。持大體。故使下人無離法之罪。魚無失水之禍。如。此。故。天下無不治。

上天ならざれば則ち下遍く覆はれず、心地ならざれば則ち物必ず載せられず。太山好悪を立てず、故に能く其の高きを成し、江海は小助を澤ばず、故に能く其

を帯びて萬民を齊しくせしめ、力を巧に盡し、盛を壽に極むと雖も、太山正しからず、民齊しくする能はず。故に曰く、古の天下を牧する者、匠石をして功を極め、以て太山の體を敗らしめず。賁育をして威を盡くし以て萬民の性を傷けしめず、道に因りて法を全うし、君子樂しみて大姦止み、澹然間靜、天命に因りて大體を持す。故に人をして法に離るの罪無く、魚をして水を失ふの禍無からしむ。此くの如きが故に天下治まらざる無し。

● 古語なるべし ● 工匠の名は石といふ人、莊子に見ゆ ● 鈞は曲れるものを造る器 ● 賁育は孟賁、夏育、干將は古の有名なる劍工 ● 力を盡して巧を爲し、壽を長くして勉強しても太山を正し萬民を齊しくは出來ず ● 君子は上に樂しみて姦人は下に跡を絶つ ● 澹然間靜は、靜なる貌

載。太山不立。好惡。故能成。其高。江海不。澤。小助。故能。成。其富。故大。人寄。形於天。地。而萬物備。歷。心於山海。而國家富。上。無。忿怒之毒。下。無。伏怨之。患。上下交順。以。道。爲。舍。故。長利積。大功。立。名。成。於前。德。垂。於後。治。之。至。也。

の富を成す。故に大人形を天地に寄せて萬物備はり、心を山海に歴て國家富み、上に忿怒の毒無く、下に伏怨の患無し。上下交順、道を以て舍と爲す。故に長利積み、大功立ち、名前に成り、徳後に垂る。治の至りなり。

● 上は徳が天の如くならざれば下は避ねく服はれず ● 心が地の如くならざれば萬物は必ず服せられず ● 太山は土石に對して怒を立てず、故に高きを致す ● 江海は徳の助となる小川を擇ばず、故に魚介の富を爲す ● 大人聖君たる者天地の大なるを體得して覆育を以て心となせば萬物備る ● 心を山海の廣きに寄せてありし者を包容すれば國家富麗なり ● 上には忿怒のあまり兵や刑を用ふる如き弊害なく、下は怨を蓄へて判亂する者無し ● 上下互に和順、道を以て舍宅と爲せば長利積み、大功立ち、名は日前に成りて徳後世に傳はる。これ至治の極なり

卷九

内儲説上

七 術

主の用ふる所は、七術、察する所は、六微、七術とは、一に曰く、衆端參觀。二に曰く、必罰威を明にす。三に曰く、信賞能を盡す。四に曰く、一聽下を責む。五に曰く、疑詔讒使。六に曰く、知を挾みて問ふ。七に曰く、言を倒にして事を反す。此の七の者は主の用ふる所なり。

● 内は内蔵なり、備説は説く所を察む。御ち君の内蔵に關する説を察めたり。此文は韓非の創体にして後世之れに倣へるものを連珠といふ ● 衆事の端を取りて互に參照し不偏不黨に觀察す ● 惡は必ず罰して威を明にす ● 善は必ず賞して才能を十分に盡ましむ ● 終まで言ふことを聞きて賢愚を判別す ● 疑事を以て之れに令し、能を以て之れを使ひ下に情を隠さざらしむ ● 我れは知りながらわざと知らぬ顔して問ひ試む ● 言を倒にいひ又は反對に言ひて臣下の好情を察す

主の所用也。七術。所察也。六微。七術。一曰。衆端參觀。二曰。必罰明。三曰。信賞。四曰。一聽下。五曰。疑詔讒使。六曰。挾知而問。七曰。倒言反事。此七者。主之所用也。

參觀一

觀聽不參。則誠不聞。聽有門戶。則臣獲塞。其說在下。僂儒之夢見。竈哀公之稱。莫衆而迷。故齊人見河伯。與惠子之言。亡其半也。其患在下。豎牛之餓叔孫。而江乞之說。荆俗也。嗣公欲治。不知。故使有敵。是以明主推積鐵之類。而察一市之患。

觀聽參せば則ち誠聞えず、聽に門戸有れば則ち臣獲塞す。其說僂儒の夢の竈を見、哀公の衆莫くして迷ふと稱し、故に齊人河伯を見、惠子の其半を亡ふと言ふとに在るなり。其患豎牛の叔孫を餓えしめ、江乞の荆俗に説ぶに在るなり。嗣公治めんと欲して知らず、故に敵あらしむ。是れを以て明主は積鐵の類を推して一市の患を察す。

● 觀聽は一人の言を偏聽して之れを他人の言に參考せざれば誠實のもの告ぐる所なし ● 人家に門戸雖一つある如くなれば時として門戸閉されて聞くこと能はず ● その例證として竈の前の一人火に對すれば背後の人は之れに蔽はれて見えざといふことを夢に見る。● 嬰公彌子瑕の言を偏聽するを諷す ● 魯の哀公事を謀るに衆と共にせざれば必ず惑といふことを問ふに孔子對へて國舉りて季孫に屬し之れと亂を起したり、之れ一國合して一人となりたれば公の惑はるゝ筈なりといふ ● 齊人王を欺き大魚を以て河の神となす ● 君の事を謀るには疑と不疑と相半するものなり。さるを疑はずといへば群臣雷同す。故に疑の方半分を失へるなり ● 叔孫專ら豎牛を得せしにより其身餓死し二子殺さる ● 江乞が楚の風俗を論じて人の惡を云はざるを以て白公は亂を爲すを得たり ● 衛の平公の子嗣君は治術を知らずその臣妾の已を暗まさん恐れ他の臣妾を貴くして正敵せしめられたり ● 明主は鐵を積みて室を爲し矢を防ぐ如く疑を積みて心となし以て臣下を防げば奸生せず

必罰二

愛多者。則法不立。威寡者。則下侵。上。是則以刑罰不必。則禁令不行。其說在四董子之行。石邑。與子產之教。仲尼吉也。故仲尼說隕霜。而殷法刑。奔灰。將行去樂池。而公孫鞅重輕罪。是以麗水之金不守。而積澤之火不救。成驩以太仁弱齊國。卜皮以慈惠亡魏王。管仲知之。故斷三死人。嗣公知之。故買胥靡。

愛多き者は則ち法立たず、威寡き者は則ち下上を侵す。是れを以て刑罰必せざれば則ち禁令行はれず、其の説董子の石邑を行ぐると、子產の游吉に教ふるとに在るなり。故に仲尼、隕霜を説き、殷法灰を弃つるを刑す。將行、樂池を去り、公孫鞅、輕罪を重しとす。是れを以て麗水の金守らず、積澤の火救はず、成驩以へらく太仁は齊國を弱くすと。卜皮以へらく慈惠、魏王を弱くすと。管仲之れを知る。故に死人を斷つ。嗣公之れを知る。故に胥靡を買ふ。

● 人の愛多ければ罪を寛過して法令行はれず威少きときは下が上を馬鹿にす ● 其例として董安子石邑に至りて法を立てたること、子產が游吉に命じて嚴罰を主としたるなどあり ● 孔子稱の哀公に霜の草を枯らすは決して酷にあらずといふ

積澤之火不救。成驩以太仁弱齊國。卜皮以慈惠亡魏王。管仲知之。故斷三死人。嗣公知之。故買胥靡。

賞譽三

賞譽、薄くして謾者なるときは下用ひず、賞譽厚くして信なるときは下死を輕んず。其説、文子獸鹿の若しと稱するに在り。故に越王宮室を焚いて吳起、車轅に倚り、李悝訟を斷するに射を以てし、宋の崇門毀を以て死し、勾踐之れを知る。故に怒懼に式し、昭侯之れを知る。故に弊袴を藏して厚く之れを賞し、人をして責諸爲らしむるなり。婦人の蠶を拾ひ、漁者の鱸を握る、是れを以て之れを效す。

●賞譽十分ならず且欺きて功あるも薄く賞し或は賞せざれば下の人用ひず ●人の恩賞に歸するは獸鹿の茂草に就くが如し

弊袴、厚賞之。使三人爲責諸一也。婦人之拾蠶。漁者之握鱸。是以效之。

一聽四

一聽すれば則ち愚智分れず。下を責むれば則ち人臣參せず。其説鄭を索むと竿を吹くとに在り。其の患申子の趙紹韓沓を以て嘗試を爲すに在り。故に公子汜河東を割かんと議し、應侯上黨を弛めんことを謀る。

●此の一句「一聽」に作るべきに似たり ●此の一句「無賢下」に作るべきに似たり

一聽則愚智不分。責下則人臣不參。其説在索鄭與吹竿。其患在申子之。以趙紹韓沓爲嘗試。故公子汜議割河東。而應侯謀弛上黨。

詭使五

數見久待而不任。姦則鹿散。使人問他。則不響私。是以麗敬還公。大夫而戴驢。詔視轡車。周主亡玉。替商太宰論牛矢。

●善く欺する意

數見久待而不任。姦則鹿散。使人問他。則不響私。是以麗敬還公。大夫而戴驢。詔視轡車。周主亡玉。替商太宰論牛矢。

挾智而問。則不智者至。深智一物。衆隱皆變。其說在昭侯之握一爪。故必弄南門。而三鄉得。周主索曲杖。而羣臣懼。卜皮事。庶子。西門豹詳遺轄。

智挾六

智を挾んで問へば則ち不智の者至り、深く一物を智れば、衆隱皆變ず。其說昭侯の一爪を握るに在り。放に必ず南門を審にし、三鄉得。周主、曲杖を索めて羣臣懼る。卜皮、庶子を事へしめ、西門豹詳りて轄を遺る。

詳は伴に同じ

周主索曲杖。而羣臣懼。卜皮事。庶子。西門豹詳遺轄。

倒言反事。以嘗所疑。則姦情得。故陽山謾。樛。堅。漳。商。爲。秦。使。齊。人。欲。爲。亂。子。之。以。白。馬。子。產。離。訟。者。嗣。公。

倒言七

言を倒にし、事を反し、以て疑ふ所を嘗むれば、則ち姦情得らる。故に陽山謾、樛、堅、漳、商、爲、秦、使、齊、人、欲、爲、亂、子、之、以、白、馬、子、產、離、訟、者、を、離、し、嗣、公、關、市、を、過、ぐ。

實際に言はんとする所をわざと反對にして逆に言ふ

過關市

傳一。衛靈公之時。彌子瑕有寵。寡於衛國。侏儒有見公者。曰。臣之夢踐矣。公曰。何夢對曰。夢見竈。爲見公也。公怒曰。吾聞見人主者。夢見日。奚爲見寡人而夢見竈對曰。夫日兼燭天下。一物不能當也。人君兼燭一國。一人不

右經

傳一。衛の靈公の時、彌子瑕有り、衛國を專にす。侏儒、公に見ゆる者有り曰く、臣の夢踐す。公曰く、何の夢ぞと。對へて曰く、夢に竈を見る。公を見るが爲めなり。公、怒りて曰く、吾聞く、人主に見ゆる者は夢に日を見る。奚爲ぞ寡人を見て夢に竈を見るかと。對へて曰く、夫れ日は天下を兼燭す。一物も當る能はざるなり。人君一國を兼燭す。一人も擁する能はざるなり。故に將に人主に見えんとする者は、夢に日を見る。夫れ竈は一人燭れば則ち後人從ひて見る無し。今或る者一人君に燭る者有るか。則ち臣夢に竈を見ると雖も亦可ならずやと。

● 侏儒、體小さきせむしにて今の狂言師の如きもの ● 夢の驗あること、あたるなり ● 兼燭はあまねくてらす ● 之を擁蔽して其の私を爲す ● 竈は一人が其前にはだかりて身をあぶれば、後の人は其燃ゆる火を見不能はず ● 或一人の君を私すること竈にて身をあぶるが如きものあらん

能擁也。故將見三人主者。夢見日。夫龜一人鳩焉。則後人無從見矣。今或者一人有鳩君者。一乎。則臣雖夢見龜。不亦可一乎。

魯哀公問於孔子曰。鄙諺曰。莫衆而迷。今寡人舉事。與羣臣慮之。而國愈亂。其故何也。孔子對曰。明主之問臣。一人知之。一人不知也。如是者。明主在上。羣臣直議於下。今羣臣無下。一辭同軌。乎季孫者。舉魯國。盡化為一。君魯之哀公。孔子に問ひて曰く、鄙諺に曰く、衆にして迷ふ莫し。今寡人事を舉ぐ。羣臣と之れを慮りて國愈々亂る。其の故何ぞやと。孔子對へて曰く、明主の臣に問ふや、一人は之れを知り、一人は知らざるなり。是の如き者は明主上に在り。羣臣下に直議す。今羣臣一辭も季孫に同軌ならざる者無し。魯國を舉げて盡く化して一と爲る。君境内の人に問ふと雖も、猶ほ亂を免れざるなりと。一に曰く、晏子魯に聘す。哀公問ひて曰く、語に曰く、三人にして迷ふ莫しと。今寡人一國と之れを慮るも、魯亂を免れざるは、何ぞやと。晏子曰く、古の所謂、三人にして迷ふ莫き者は、一人之れを失へば二人之れを得、三人以て衆と爲すに足る。故に曰く、三人にして迷ふ莫しと。今魯國の羣臣千百を以て數ふるも季氏の私に一言す。人數衆からざるに非ず。言ふ所の者一人なり。安ぞ三た

るを得んや。

● 一説にはこれは孔子にちぢ、晏子なりともいふ、晏子魯に使したるなり

雖問境内之人。猶不免於亂也。一曰。晏子聘魯。哀公問曰。語曰。莫三人而迷。今寡人與一國慮之。魯不亂。何也。晏子曰。古之所謂。莫三人而迷者。一人失之。二人得之。三人足以爲衆矣。故曰。莫三人而迷。今魯國之羣臣。以千百數。一言於季氏之私。人數非不衆。所言者一人也。安得三哉。

齊人有謂齊王曰。河伯大神也。王何不試與之遇乎。臣請使王遇之。爲壇場大水之上。而與王立之焉。有問大魚動。因曰。此河伯。齊人齊王に謂ふあり。曰く、河伯は大神なり。王、何ぞ試に之れと遇はざるか。臣請ふ、王をして之れに遇はしめんと。壇場を大水の上に爲り、王と之れに立つ。間くありて大魚動く。因りて曰く、此れ河伯と。

● 河伯は黄河の神、大神は水神の謂なり ● 壇場は齋場なり

張儀欲以秦韓與魏之勢伐齊荆。而惠

張儀は秦韓と魏との勢を以て齊荆を伐たんと欲し、惠施は齊荆を以て兵を偃せんと欲す。二人之れを争ふ。羣臣左右皆張子の爲めに言ひて齊荆を攻むるを

施欲以二齊荆一
之。羣臣左右
皆爲二張子一言。
而以攻二齊荆一
爲利。而莫下爲二
惠子一言。王果
聽二張子。而以
惠子言爲二不
可。攻二齊荆。事
已定。惠子入
見。王言曰。先
生毋言矣。攻二
齊荆之事。果
利矣。一國盡
以爲然。惠子
因說。不可不察也。夫齊荆之事也。誠利。一國盡以爲利。是何智者之衆也。攻二齊荆之事。誠
不利。一國盡以爲利。何愚者之衆也。凡謀者疑也。疑也者誠疑。以爲可者半。以爲不可者
半。今一國盡以爲可。是王亡半。劫主者固亡其半者也。

以て利と爲し、惠子の爲めに言ふ莫し。王果して張子に聴き、惠子の言を以て不
可と爲し、齊荆を攻めんとし、事已に定まる。惠子入りて見ゆ。王言ひて曰く、先生
言ふ毋れ。齊荆を攻むるの事果して利あり。一國盡く以て然りと爲す。惠子因
りて説く。察せざる可からざるなり。夫れ齊荆の事は誠に利あり、一國盡く以
て利と爲さば、是れ何ぞ知者の衆きや。齊荆を攻むるの事誠に利ならず、一國盡
く以て利と爲さば、何ぞ愚者の衆きや。凡そ謀る者は疑ひなり。疑なる者は誠
に疑ふべきなればなり。以て可と爲す者半。以て不可と爲す者半。今一國盡
く以て可と爲す。是れ王半を亡ふ。劫主は固より其半を亡ふ者なり。

● 張子は戦はんとし、惠施は和せんとし、二人争ふ ● 姦臣に劫かざる、君

叔孫相魯。貴
而主斷。其所
愛者曰豎牛。
亦擅用叔孫
之令。叔孫有
子。曰壬。豎牛
妬而欲殺之。
因與壬游。於
魯君所。魯君
賜之玉環。壬
拜受之。而不
敢佩。使豎牛
請之叔孫。豎
牛欺之曰。吾
已爲爾請之。
矣。使爾佩之。
壬因佩之。豎
牛因謂叔孫。
何不見壬於
君乎。叔孫曰。

叔孫魯に相たり。貴にして斷を主とす。其の愛する所の者を豎牛と曰ふ。亦
擅に叔孫の令を用ふ。叔孫子有り、壬と曰ふ。豎牛妬みて之れを殺さんと欲
す。因りて壬と魯君の所に遊ぶ。魯君之れに玉環を賜ふ。壬拜して之れを受け、
敢て佩びず。豎牛をして之れを叔孫に請はしむ。豎牛之れを欺きて曰く、吾已
に爾の爲めに之れを請へり。爾をして之れを佩びしむと。壬因りて之れを佩ぶ
豎牛因りて叔孫に謂ふ。何ぞ壬を君に見えしめざるかと。叔孫曰く、孺子何ぞ
見ゆるに足らんや。豎牛曰く、壬固より已に數々君に見ゆ。君之れに玉環を賜へ
り。壬已に之れを佩ぶと。叔孫壬を召して之れを見るに果して之れを佩ぶ。叔
孫怒りて壬を殺す。壬の兄を丙と曰ふ。豎牛又妬んで之れを殺さんと欲す。叔
孫、丙の爲めに鐘を鐻る。鐘成る。丙敢て撃たず。豎牛をして之れを叔孫に請は
しむ。豎牛爲めに請はず。又之れを欺きて曰く、吾已に爾が爲めに之れを請へ
り。爾をして之れを撃たしむと。丙因りて之れを撃つ。叔孫之れを聞いて曰く

孺子何足見也。豎牛曰。王固已數見於君矣。君賜之玉環。王已佩之矣。叔孫召王。見之而果佩之。叔孫怒而殺王。王兄曰丙。豎牛又妬而欲殺之。叔孫爲丙鑄鐘。鐘成。丙不敢擊。使豎牛請之。叔孫豎牛不爲請。又欺之曰。吾已爲爾請之矣。使爾擊之。丙因擊之。叔孫聞之曰。丙不請而擅擊鐘。恐而逐之。丙出走齊。居一年。豎牛爲謝叔孫。叔孫使豎牛召之。又不召而報之曰。吾已召之矣。丙怒甚。不肯來。叔孫大怒。使人殺之。二子已死。叔孫有病。豎牛因獨養之。而去左右。不內人。曰。叔孫不欲聞人聲。因不食而餓死。叔孫已死。豎牛因不發喪也。徙其府庫重寶。空之而奔齊。夫聽所信之言。而子父爲人慘。此不參之患也。

丙請はすして、擅に鐘を撃つと。怒りて之れを逐ふ。丙出でて齊に走る。居ること一年。豎牛、爲めに叔孫に謝す。叔孫、豎牛をして之れを召さしむ。又召さずして之れに報じて曰く、吾已に之れを召す。丙怒ること甚しく、肯て來らずと。叔孫大に怒り、人をして之れを殺さしむ。二子已に死す。叔孫病有り。豎牛因りて獨り之れを養ふ。而も左右を去らしめて人を内れず。曰く、叔孫人聲を因くを欲せずと。因りて食はずして餓死す。叔孫已に死し、豎牛因りて喪を發せざるなり。其府庫重寶を徙して之れを空しくして齊に奔る。夫れ信する所の言を聽きて子父人の慘と爲る。之れ不參の患なり。

● 位高くして政を專斷す ● 多年も行かぬ故に見えしむるのは極にせん

江乞爲魏王使。荆王曰。臣入王之境内。聞王之國俗。曰。君子不蔽人之美。不言人之惡。誠有之乎。王曰。有之。然則若白公之亂。得無危乎。誠得如此。臣免死罪一矣。

江乞、魏王の爲めに荆に使す。荆王に謂ひて曰く、臣、王之境内に入り、王之國俗を聞く。曰く、君子は人の美を蔽はず、人の惡を言はず。誠に之れ有るか。と。王曰く、之れ有りと。然らば則ち白公の亂の若き危き無きを得んや。誠に此の如きを得ば、臣、死罪を免る。

● 白公勝、楚の太子建の子なり、建、讒言の爲めに鄢に奔りしに鄢人之を殺す、子勝鄢を伐たんとし、令尹子西從はず、勝、鄢を殺し遂に惠王を劫す

衛嗣君重如耳。愛二世姬。而恐其皆因其愛重。以懼己也。乃貴薄疑。以敵如耳。尊魏姬。以耦二世姬。曰。以是相衛の嗣君、如耳を重んじ、世姬を愛し、其の皆其愛重に因りて以て己を壅ぐを恐る。乃ち薄疑を貴びて以て如耳に敵せしめ、魏姬を尊びて以て世姬に耦せしめ、曰く、是れを以て相參するなりと。嗣君壅ぐ無からんと欲するを知り、未だ其術を得ず。夫れ賤は貴を議し、下は上に偪らしめざるに、必ず勢重の鈞を待ちて後に敢て相議せば、則ち是れ益々壅塞の臣を樹つるなり。嗣君の壅乃ち始

参也。嗣君知

欲無遷而未
得其術也。夫
不使踐躓賞
下傷上而必
待勢重之鈞也。而後敢相讓。則是益樹遷塞之臣也。嗣君之遷乃始。

● 嗣君は平公の子、如耳は魏の大夫 ● 賤者は貴者と謀議するを得ず、下は上を凌ぐことなきものなり、然るに權威を同じくして相讓せば却て遷塞を増すこととなる

まる。

夫れ矢來る郷有れば、則ち鐵を積みて以て一郷に備へ、矢來る郷無ければ、則ち鐵室を爲り、以て盡く之れに備ふ。之れに備ふれば則ち體傷かず。故に彼盡く之れに備ふるを以て傷かず。此れ以て盡く之れに敵す。姦無きなり。

● 郷は方向なり

夫矢來有郷。則積鐵以備一郷。矢來無郷。則爲鐵室。以盡備之。備之則體不傷。故彼以盡備之不傷。此以盡敵之。無姦也。

龐恭與太子質於邯鄲。謂魏王曰。今一

龐恭、太子と邯鄲に質たり。魏王に謂ひて曰く、今一人市に虎有りと言ふ。王、之れを信ずるか。曰く、信ぜず。二人市に虎有りと言ふ。王、之れを信ずるか。曰く、信ぜず。三人市に虎有りと言ふ。王、之れを信ずるか。王曰く、寡人之れを信ぜんと。龐恭曰く、夫れ市に虎無きや明なり。然れども三人言へば虎を成す。今邯鄲の魏を去るや市よりも遠く、臣を議する者三人より過ぐ。願はくは王之れを察せよと。龐恭邯鄲より反る。竟に見ゆるを得ざりき。

く、信ぜず。三人市に虎有りと言ふ。王、之れを信ずるか。王曰く、寡人之れを信ぜんと。龐恭曰く、夫れ市に虎無きや明なり。然れども三人言へば虎を成す。今邯鄲の魏を去るや市よりも遠く、臣を議する者三人より過ぐ。願はくは王之れを察せよと。龐恭邯鄲より反る。竟に見ゆるを得ざりき。

人言市有虎。王信之乎。曰不信。二人言市有虎。王信之乎。曰不信。三人言市有虎。王信之乎。王曰。寡人信之。龐恭曰。夫市之無虎明矣。然三人言而成虎。今邯鄲之去魏也。遠於市。願王察之。龐恭從邯鄲反。竟不得見。

傳二。董闕于爲趙上地守。行石邑山中。淵深峭如牆。深百仞。因問其旁鄉左右。曰。人嘗有入此者乎。對曰。

傳二。董闕于趙の上地の守と爲り、石邑を行る。山中の淵、深峭なること牆の如く、深さ百仞、因りて其旁郷左右に問ひて曰く、人嘗て此に入る者有るか。對へて曰く、有る無しと。曰く、嬰兒癡聾狂悖の人、嘗て此に入る者有るか。對へて曰く、有る無しと。牛馬犬彘嘗て此に入る者有るか。對へて曰く、吾能く治めん。吾法の赦す無き、猶

無有。曰。嬰兒
人。嘗有入此
者乎。對曰。無
有。牛馬犬豕。
嘗有入此者。
乎。對曰。無有。
董闕于喟然太
息曰。吾能治矣。
使吾法之無赦。
猶入澗之必死
也。則人莫之
敢犯也。何爲不
治之。

ほ澗に入るの必ず死するがごとくならしめば、則ち人之れを敢て犯す莫きなり。
何爲れぞ之れを治められざらんや。

● 上地は晉陽なり ● 近郊の村民にして此時には案内者なり ● 幼児白痴つんば狂人

子産相鄭。病
將死。謂游吉
曰。我死後子
必用鄭。必以
嚴蒞人。夫火
形嚴。故人鮮
灼。水形懦。故
人多溺。子必
嚴子之刑。無
令溺子之懦。

子産鄭に相たり。病みて將に死せんとす。游吉に謂ひて曰く、我が死後子必
す鄭に用ひられん。必ず嚴を以て人に蒞め。夫れ火は形嚴。故に人灼かるゝこ
と鮮し。水は形懦。故に人溺るゝこと多し。子必ず子の刑を嚴にし、子の懦に
溺れしむる無かれと。故に子産死して游吉嚴刑を行ふに忍びず。鄭の少年相率
るて盜を爲し、蕞澤に處り、將に遂に以て鄭の禍を爲さんとす。游吉車騎を
率るて與に戰ふこと一日一夜にして僅に、能く之れに尅つ。游吉喟然として歎

じて曰く、吾蚤く夫子の教を行はば必ず悔此に至らざらんと。

● 懦は柔軟なり

故子産死。游
吉不忍行嚴
刑。鄭少年相
率爲盜。處於
蕞澤。將遂以
爲鄭禍。游吉
率車騎。與戰
一日一夜。而
僅能尅之。游
吉喟然歎曰。
吾蚤行夫子
之教。必不悔
至於此矣。

魯の哀公、仲尼に問ひて曰く、春秋の記に曰く、冬十二月、賈霜殺を殺さすと。何爲
れぞ此れを記する。仲尼對へて曰く、此れ以て殺す可くして殺さざるを言ふなり。
夫れ宜しく殺すべくして殺さざれば梅李冬實る。天道を失へば草木猶ほ之れを犯
干す。而るを況んや人に君たるに於てをや。殷の法に灰を街に弃つる者を刑す。
子貢以て重しと爲す。之れを仲尼に問ふ。仲尼曰く、治の道を知れるなり。夫れ
灰を街に弃つれば必ず人を掩ふ。人を掩へば人必ず怒る。怒れば則ち鬪ふ。鬪
へば必ず三族相殘ふなり。此れ三族を殘ふの道なり。之れを刑すと雖も可な
り。且つ夫れ罰を重くするは人の惡む所なり。灰を弃つる無きは人の易しとする

魯哀公問於
仲尼曰。春秋
之記曰。冬十
二月。賈霜不
殺。何爲記。
此。仲尼對曰。
此言可以殺
而不殺也。夫
宜殺而不殺。
梅李冬實。天
失道。草木猶
犯干之。而況
於君人乎。殷

魯の哀公、仲尼に問ひて曰く、春秋の記に曰く、冬十二月、賈霜殺を殺さすと。何爲
れぞ此れを記する。仲尼對へて曰く、此れ以て殺す可くして殺さざるを言ふなり。
夫れ宜しく殺すべくして殺さざれば梅李冬實る。天道を失へば草木猶ほ之れを犯
干す。而るを況んや人に君たるに於てをや。殷の法に灰を街に弃つる者を刑す。
子貢以て重しと爲す。之れを仲尼に問ふ。仲尼曰く、治の道を知れるなり。夫れ
灰を街に弃つれば必ず人を掩ふ。人を掩へば人必ず怒る。怒れば則ち鬪ふ。鬪
へば必ず三族相殘ふなり。此れ三族を殘ふの道なり。之れを刑すと雖も可な
り。且つ夫れ罰を重くするは人の惡む所なり。灰を弃つる無きは人の易しとする

之法。刑下奔灰於街者。子貢以爲重。問之仲尼。仲尼曰。知治之道也。夫奔灰於街。必掩人。掩人必怒。怒則鬪。鬪必三族相殘也。此殘三族之道也。雖刑之可也。且夫重罰者人之所惡也。而無奔灰人之所易也。使人行之所易。而無難所惡。此治之道也。一曰。殷之法。奔灰于公道。斷其手。子貢曰。奔灰之罪輕。斷手之罰重。古人何太殺也。曰。無奔灰所易也。斷手所惡也。行所易。不關所惡。古人以爲易。故行之。

中山之相樂池以車百乘。使趙選其客

所なり。人をして之れが易しとする所を行はしめ、惡む所に離る無し。此れ治の道なり。一に曰く、殷の法に灰を公道に奔つる者は其手を斷つと。子貢曰く、灰を奔つるの罪は軽く、手を斷つのは重し。古人何ぞ太だ殺なるやと。曰く、灰を奔つる無きは易しとする所なり。手を斷つは惡む所なり。易しとする所を行ひ、惡む所に關せしめず。古人以て易しと爲す。故に之れを行ふ。
● 霜降りしも豆を枯らさず ● 天が道を誤れば草木すち之を犯す、況や人君が道を失へば人臣は亂を爲すは當然なり

中山の相の樂池、車百乘を以て趙に使す。其客の智能有る者を選び以て將行と爲す。中道にして亂る。樂池曰く、吾公を以て智有りと爲し、公をして

之有智能者。以爲將行。中道而亂。樂池曰。吾以公爲有智。而使公爲將行。今中道而亂。何也。客因辭而去。曰。公不知治。有威足以服人。而利足以勸人。故能治之。今臣君之少客也。夫從少正長。從賤治貴。而不得操其利害之柄。以制之。此所以亂也。嘗試使臣彼之善者。我能以爲卿相。彼不善者。我得三以斬其首。何故而不治。

公孫鞅之法也。重罪重罪者人之所難犯也。而小過者人之所

將行たらしむ。今中道にして亂るは何ぞやと。客因りて辭して去る。曰く、公治を知らず。威有れば以て人を服するに足り、利は以て人を勸むるに足る。故に能く之れを治む。今臣は君の少客なり。夫れ少に従ひて長を正し、賤に従ひて貴を治む。其利害の柄を操り、以て之れを制するを得ず。此れ亂る所以なり。嘗試に臣をして彼の善者は我れ能く以て卿相と爲し、彼の善ならざる者は我れ以て其首を斬るを得しめば、何の故に治まらざらん。
● 原註に池の音多となす ● 行路を守護する官

公孫鞅の法たるや、輕罪を重くす。重罪なる者は人の犯し難き所なり。小過なる者は人の去り易き所なり。人をして其の易き所を去り。其の難き所に離る無からしむ。此れ治の道なり。夫れ小過生ぜず、大罪至らざれば、是れ人罪無

易去也。使下人
去其所難。無
離其所難。此
治之道。夫小
過不生。大罪
不至。是人無罪
刑去刑也。

くして亂生せざるなり。一に曰く、公孫鞅曰く、刑を行ひ其輕き者を重くすれ
ば、輕き者は至らず、重き者は來らず。是を刑を以て刑を去ると謂ふ。

● 重料を課すること

荆南之地。麗
水之中。生金。
人多竊采金。
采金之禁得
而輒幸。磔於
市。甚衆。雖
其水也。而人
竊金不止。夫
罪莫重幸。磔
於市。猶不止
者。不必得也。
故今有於此。

荆南の地は麗水の中金を生ず。人多く竊みて金を采る、金を采るの禁、得れば
輒ち市に幸磔する甚だ衆し。其水を磔離するも、人金を竊みて止まず。夫れ罪
は市に幸磔するより重きは莫きも、猶ほ止まざる者は、必ずしも得られざればな
り。故に今此に有り。曰く、汝に天下を予へて汝の身を殺さんと。庸人も爲さ
ざるなり。夫れ天下を有するは大利なるも、猶ほ爲さざる者は必ず死するを知れ
ばなり。故に必ずしも得られざるや則ち幸磔と雖も金を竊みて止まず。必ず死
するを知れば之れに天下を予ふと雖も爲さざるなり。

曰。予汝天下
而殺汝身。庸
人不爲也。夫有天下
大利也。猶不爲者。知
必死。故不必得也。則
雖幸磔。竊金不止。知
必死。雖予之天下。不爲也。

● 金を采るの禁として其の人を捕ふれば重罪にして市に磔す ● 其の水に垣をして蓋ぎても蓋止まず

魯人燒積澤。
天北風。火南
倚。恐燒國。哀
公懼。自將衆
趣救火者。左
右無人。盡逐
獸而火不救。
乃召問仲尼。
仲尼曰。夫逐
獸者。樂而無
罰。救火者。苦
而無賞。此火
之所以無救
也。哀公曰。善。
仲尼曰。事急。

魯人積澤を燒く。天北風、火南に倚る。國を燒くを恐る。哀公懼れ自ら衆を
將るて火を救ふ者を趣す。左右人無し。盡く獸を逐ひて火は救はず。乃ち召
して仲尼に問ふ。仲尼曰く、夫れ獸を逐ふ者は樂しみて罰なく、火を救ふ者は苦
しみて賞無し。此れ火の救ふ無き所以なりと。哀公曰く、善しと。仲尼曰く、事
急なり。以て賞するに及ばず。火を救ふ者盡く之れに賞すれば則ち國以て人
を賞するに足らず。請ふ、徒に賞を行はんと。哀公曰く、善しと。是に於て
仲尼乃ち令を下して曰く、火を救はざる者は降北の罪に比し、獸を逐ふ者は入
禁の罪に比せんと。令未だ下り遍からずして火已に救はる。

● 救澤の名 ● 國都 ● 一説に朝に作るべしと、従ふべきが如し ● 降服故北の罪

不及以賞救火者。比降北之罪。逐獸者比入禁之罪。令未下。而火已救矣。

成驩謂齊王曰。王太仁。太不忍。人曰。太不仁。太不忍。人曰。非善名邪。對曰。此人臣之善也。非人主之所行也。夫人臣必仁而後可與謀。不忍人而後可近也。不仁則不可與謀。忍人則不可近也。王曰。然則寡人安所太仁。安不忍。

成驩、齊王に謂ひて曰く、王太だ仁、太だ人に忍びずと。王曰く、太だ仁、太だ人に忍びずとは善名に非ずやと。對へて曰く、此れ人臣としての善なり。人主の行ふ所に非ざるなり。夫れ人臣必ず仁にして而る後に與に謀る可し。人に忍びずして而る後に近づく可きなり。不仁なれば則ち與に謀る可からず。人に忍ぶは則ち近づく可からざるなりと。王曰く、然らば則ち寡人安れの所か太だ仁、安れか人に忍びざる。對へて曰く、王太だ薛公に仁なり。太だ諸田に忍びず。太だ薛公に仁なれば則ち大臣重き無く、太だ諸田に忍びざれば則ち父兄法を犯す。大臣重き無ければ則ち兵外に弱く、父兄法を犯せば則ち政内に亂る。兵外に弱く、政内に亂るは此れ亡國の本なり。

● 諸の田氏の人運

人。對曰。王太仁於薛公。而太不忍於諸田。太仁薛公。則大臣無重。太不忍諸田。則父兄犯法。大臣無重。則兵弱於外。父兄犯法。則政亂於内。兵弱於外。政亂於内。此亡國之本也。

魏惠王謂下皮曰。子聞寡人之聲聞。亦何如焉。對曰。臣聞王之慈惠也。王欣然喜曰。然則功且安至。對曰。王之功。至於亡。王曰。慈惠行善也。行之而亡。何也。下皮對曰。夫慈者無功受賞。雖亡不亦可一乎。

魏の惠王、下皮に謂ひて曰く、子、寡人の聲聞を聞く、亦何如と。對へて曰く、臣王の慈惠を聞くと。王、欣然として喜んで曰く、然らば則ち功且つ安にか至らんと。對へて曰く、王の功は亡に至らんと。王曰く、慈惠は善を行ふなり。之れを行ひて亡ぶるは何ぞやと。下皮對へて曰く、夫れ慈者は忍びず、惠者は與ふるを好む。忍びざれば則ち過有るを誅せず。予ふるを好めば則ち有功を待たずして賞し、過あるも罪せず、功無きも賞を受く。亡ぶと雖も亦可ならずや。

● 上き評述

齊國好厚葬。

齊國厚葬を好み、布帛は衣衾に盡き、材木は棺槨に盡く。桓公之れを患へ、

布帛盡於衣
棺槨木盡於
之。以告管仲
曰。布帛盡無
以爲蔽。材木
盡則無以爲
守備。而人厚
葬之。不。休。禁
之。奈何。管仲
對曰。凡人之
有爲也。非名
之則利之也。
於是乃下令曰。棺槨過度者。戮其尸。罪夫當喪者。夫戮死無名。罪當喪者。無利。人何故爲之也。

以て管仲に告げて曰く、布帛盡くれば則ち以て蔽を爲す無く、材木盡くれば則ち以て守備を爲す無し。人厚葬の休まざる、之れを禁ずる奈何と。管仲對へて曰く、凡そ人の爲す有るや、之れを名とするに非ざれば則ち之れを利とするなりと。是に於て乃ち令を下して曰く、棺槨度に過ぐる者は、其尸を戮し、夫の喪に當る者を罪せんと。夫れ死を戮すれば名無く、喪に當る者を罪すれば利無し、人何が故に之れを爲さんや。

● 蔽は軍中の帷幕の類なり

衛嗣君之時。有胥靡逃之。魏因爲襄王之后治病。衛

衛の嗣君の時、胥靡有り。逃れて魏に之く。囚りて襄王の後の爲めに病を治む。衛の嗣君之れを聞き、人を使し、五十金を以て之れを買はんと請ふ。五反し

嗣君聞之。使
人請之。以五
金買之。五反
而魏王不予。
乃以左氏易
之。羣臣左右
諫曰。夫以一
都買胥靡。可
乎。王曰。非子
之所知也。夫
治無小而亂
無大。法不立
而誅不立。雖
有二十左氏。
無益也。法立
而誅必。雖失
二十左氏。無
害也。魏王聞
之曰。主欲治
而不聽之。不
詳。因載而往
徒獻之。

て魏王予へす。乃ち左氏を以て之れに易ふ。羣臣左右諫めて曰く、夫れ一都を以て胥靡を買ふ可ならんかと。王曰く、子の知る所に非ざるなり。夫れ治に小無く、亂に大なし。法立たず、誅必ずせずば十の左氏有りと雖も、益無きなり。法立ちて誅必ずせば、十の左氏を失ふと雖も、害無きなりと。魏王之れを聞きて曰く、主治めんと欲して之れを聴かざるは不祥なりと。囚りて載せて往き徒に之れを獻す。

● 胥靡、徒刑を受けたるもの ● 左氏は都邑の名なり ● 若し小を治めざれば則ち大亂起るなり

傳三。齊王問
於文子。曰。治
國何如。對曰。
夫賞罰之爲
道。利器也。君
固握之。不可
傳三。齊王問
於文子。曰。治
國何如。對曰。
夫賞罰之爲
道。利器也。君
固握之。不可

● 薦草は草の美なるもの、茂草なり、鹿の美草に就く如く人は臣は賞を希ひて働くものなり

先登者仕之國大夫。賜之上田宅。人爭趨之。於是最攻亭。一朝而拔之。

李悝爲魏文侯上地之守。而欲人之善射也。乃下令曰。人之有狐疑之訟者。令之射的。中之者勝。不中者負。令下而人皆疾習射。日夜不休。及與秦人一戰。大敗之。以三人之善戰射也。

宋崇門之巷人服喪而毀甚瘠。上以爲慈愛於親。舉以爲官師。明年人之所毀死者。歲十

宋の崇門の巷人喪に服して毀甚だ瘠す。上以て親に慈愛ありと爲し、舉げて以て官師と爲す。明年人の毀死する所以の者歳に十餘人。子の親の喪に服するは之れを愛するが爲めなり。尙ほ賞を以て勸むべきなり。況んや君上の民に於けるをや。

●「其瘠瘠」に作るべし ●官師といふ役なり ●人主の民に於けるは爵賞を以て勸むべきなり

餘人。子之服親喪者。爲愛之也。而尙可賞勸也。況君上之於民乎。

越王慮伐吳。欲人之輕死也。出見怒。乃爲之式。從者曰。奚敬於此。王曰。爲其有氣故也。明年請以頭獻王者。歲十餘人。由是觀之。譽之足以勸人矣。一曰。越王勾踐見怒。而式之。御者曰。何爲式。王曰。蓋有氣如此。可無爲式也。士人聞

越王吳を伐たんとを慮り、人の死を輕んずるを欲するや、出でて怒嚮を見、乃ち之れが爲めに式す。從者曰く、奚ぞ此れを敬する。王曰く、其の氣有るが爲めの故なりと。明年頭を以て王に獻せんことを請ふ者、歳に十餘人。此れに由りて之れを觀れば、之れを譽むるは以て人を勸むるに足る。一に曰く、越王勾踐、怒嚮を見て之れに式す。御者曰く、何すれぞ式すると。王曰く、嚮に氣有ること此の如し。式を爲す無かるべけんやと。士人之れを聞いて曰く、嚮に氣有り、王猶ほ式を爲す。況んや士人の勇有るものをやと。是の歳人自剄して死し、其頭を以て獻する者あり。故に越王將に吳に復せんとし、其教を試む。臺を燔きて之れを鼓し、民をして火に赴かしむる者は賞火に在ればなり。江に臨みて之れを鼓し人をして水に赴かしむる者は賞水に在ればなり。戰に臨みて人をして頭を絶ち腹を剖きて願心無からしむる者は、賞兵に在ればなり。又況んや法に據

以示人。若如臣者猶獸也。唯鷹章而就。

越王問於大夫種曰。吾欲伐吳。可乎。對曰。可矣。吾賞厚而信。罰嚴而必。君欲知之。何不試焚宮室。於是遂焚宮室。人莫救之。乃下令曰。人也救火者死。比死敵之賞。救火而不死者。比勝敵之賞。不救火者比降北之罪。人塗其禮。被濡衣。赴火者。左三千人。右三千人。此知必勝之勢也。

越王、大夫種に問ひて曰く、吾吳を伐たんと欲す、可ならんかと。對へて曰く、可なり。吾賞厚くして信、罰嚴にして必。君之れを知らんと欲せば何ぞ試に宮室を焚かざると。是に於て遂に宮室を焚く。人之れを救ふ莫し。乃ち令を下して曰く、人の火を救うて死する者は敵に死するの賞に比し、火を救ひて死せざる者は敵に勝つの賞に比し、火を救はざる者は降北の罪に比せんと。人其體に塗り濡衣を被り、火に赴く者左三千人、右三千人、此れ必勝の勢を知るなり。

● 降參敗北の罪 ● ぬれたる衣服

吳起爲魏武侯西河之守。秦有西亭。臨境。吳起欲攻之。不去則甚害田者。去之則不足。以徵甲兵。於是乃倚一車轅於北門之外。而令之曰。有能徙此南門之外者。賜之上田。上宅。人莫之徙也。及有徙之者。還賜之如令。俄又置一石赤菽東門之外。而令之曰。有能徙此於四門之外者。賜之如初。人爭徙之。乃下令大夫曰。明日且攻亭。有三能

吳起、魏の武侯の西河の守と爲る。秦に西亭有り。境に臨む。吳起之れを攻めんと欲す。去らざれば則ち甚だ田者を害し、之れを去るには則ち以て甲兵を徵すに足らずと。是に於て乃ち一車轅を北門の外に倚せ、之れを令して曰く、能く此れを南門の外に徙す者有らば、之れに上田上宅を賜はんと。人之れを徙す莫きなり。之れを徙す者有るに及び還りて之れに賜ふこと令の如くす。俄に又一石の赤菽を東門の外に置き、之れを令して曰く、能く此れを西門の外に徙す者有らば之れに賜ふこと初めの如しと。人争ひて之れを徙す。乃ち令を大夫に下して曰く、明日且亭を攻めん。能く先登する者有らば之れを國大夫に任し、之れに上田宅を賜はんと。人争ひて之れに趨く。是に於て亭を攻め一朝にして之れを拔く。

● 小さなとりであり ● そのとりでを去らざれば耕作者の害となり、去るには甲兵を徵するほどでもない ● 車の轅を北門の外に立てかけたり ● 一石の赤豆なり ● 大夫の字衍文なり

先登者仕之國大夫。賜之上田宅。人爭趨之。於是舉攻亭。一朝而拔之。

李悝爲魏文侯上地之守。而欲人之善射也。乃下令曰。人之有狐疑之訟者。令之射的。中者者勝。不中者負。令下而人皆疾習射。日夜不休。及與秦人戰。大敗之。以三人之善戰射也。

李悝、魏の文侯の上地の守と爲り。人の善射を欲するや、乃ち令を下して曰く、人の狐疑の訟ある者、之れに的を射しめ之れに中る者は勝とし、中らざる者は負けとすと。令下りて人皆疾く射を習ひ、日夜休まず、秦人と戦ふに及び、大に之れを敗る。人の戦射を善くするを以てなり。

● 人々をして射をよくせしめんと欲す ● 兩者の間に疑ありて決しかねる訴訟

宋崇門之巷人服喪而毀甚瘠。上以爲慈愛於親。舉以爲官師。明年人之所毀死者歲十餘人。

宋の崇門の巷人喪に服して毀甚だ瘠す。上以て親に慈愛ありと爲し、舉げて以て官師と爲す。明年人の毀死する所以の者歳に十餘人。子の親の喪に服するは之れを愛するが爲めなり。尙ほ賞を以て勸むべきなり。況んや君上の民に於けるをや。

● 「甚瘠瘠」に作るべし ● 官師といふ役なり ● 人主の民に於けるは稱賞を以て勸むべきなり

餘人。子之服親喪者。爲愛之也。而尙可。以賞勸也。況君上之於民乎。

越王慮伐吳。欲人之輕死也。出見怒。乃爲之式。從者曰。奚敬於此。王曰。爲其有氣故也。明年請以頭獻王者。歲十餘人。由此觀之。人矣。一曰。越王勾踐見怒。而式之。御者曰。何爲式。王曰。盡有氣如此。可無爲式也。士人聞

越王吳を伐たんとを慮り、人の死を輕んずるを欲するや、出でて怒を見乃ち之れが爲めに式す。從者曰く、奚ぞ此れを敬する。王曰く、其の氣有るが爲めの故なりと。明年頭を以て王に獻せんことを請ふ者、歳に十餘人。此れに由りて之れを觀れば、之れを譽むるは以て人を勸むるに足る。一に曰く、越王勾踐、怒瀆を見て之れに式す。御者曰く、何すれぞ式すると。王曰く、瀆に氣有ること此の如し。式を爲す無かるべけんやと。士人之れを聞いて曰く、瀆に氣有り、王猶ほ式を爲す。況んや士人の勇有るものをやと。是の歳人自刎して死し、其頭を以て獻する者あり。故に越王將に吳に復せんとし、其教を試む。臺を燔きて之れを鼓し、民をして火に赴かしむる者は賞火に在ればなり。江に臨みて之れを鼓し人をして水に赴かしむる者は賞水に在ればなり。戰に臨みて人をして頭を絶ち腹を剖きて願心無からしむる者は、賞兵に在ればなり。又況んや法に據